

SHOKO CHUKIN BANK

ディスクロージャー誌 2018年3月期



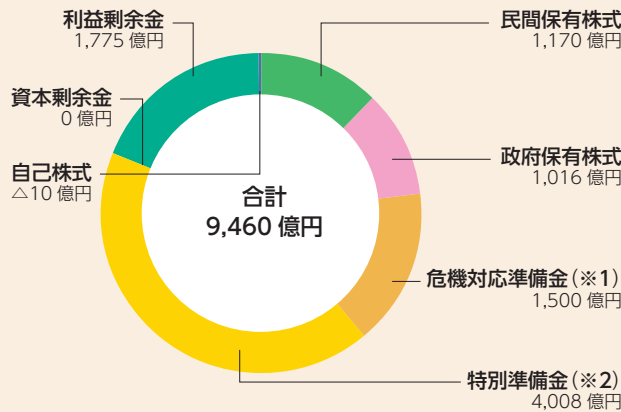
商工中金

人を思う。未来を思う。

商工中金の概要

(平成30年3月31日現在)

- ▶ 名称 株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
(平成20年10月1日 株式会社化)
- ▶ 会社成立の年月日 昭和11年10月8日
- ▶ 目的 株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。
- ▶ 業務開始 昭和11年12月10日
- ▶ 資本金 2,186億円(うち政府出資1,016億円)
- ▶ 資本構成



(※1) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保に資するものとして措置されたものであり、自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

(※2) 株式会社への転換に際し、中小企業の皆さまに対する円滑な資金の供給が継続的に実現できるよう、政府出資金から3,037億円、利益剰余金から970億円、合計4,008億円について特別準備金への振替を行ったものであり、これは自己資本の中核的な位置付けである普通株式等Tier1資本とされています。

- ▶ 資金量 預金 4兆8,922億円
譲渡性預金 2,572億円
債券 4兆4,595億円
- ▶ 貸出金 8兆6,481億円
- ▶ 店舗等 国内100/海外4
- ▶ 職員数 3,857人
- ▶ 格付

	R&I	JCR	Moody's
長期	AA ⁻ (ネガティブ)	AA ⁺ (ネガティブ)	A1 (ネガティブ)

▶ 業務内容

1. 融資業務 設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業の方々が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。
また、中小企業の方々の多様化した資金調達ニーズに応えるべく、私募債、シンジケートローン、アセットベースレンディングや売掛債権流動化などの金融手法の開発、普及にも取り組んでいます。
2. 預金・為替業務 ①預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金および外貨預金を取り扱っています。
②譲渡性預金 譲渡可能な預金を取り扱っています。
③為替 内国為替及び外国為替を取り扱っています。
3. 債券業務 中小企業の方々に安定した資金をご提供するため、金融債である商工債を発行して資金を調達しています。
4. 資金証券業務 商工中金全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に積極的に取り組んでいます。
5. 国際業務 中小企業の方々の事業活動を支援する総合金融機関として、外国送金、輸出入に関する業務を行うとともに、海外進出にかかわるご支援、海外現地法人へのご融資などあらゆる海外取引に積極的に取り組んでいます。
6. その他
 - ・金利、通貨などのデリバティブ取引
 - ・M&Aに関する業務
 - ・経営情報の提供
 - ・中金会・ユース会の運営支援
 - ・経済調査活動
 - ・信託業務
 - ・その他、上記に付帯又は関連する業務 など

商工中金に関する情報は、インターネットのホームページでも、ご紹介しています。

<https://www.shokochukin.co.jp/>

本誌は、株式会社商工組合中央金庫法第53条に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。

Contents	▶ トップメッセージ	2
	▶ ビジネスモデルの実現に向けて	危機対応業務等における 不正行為事案 4 ビジネスモデル等に係る 業務の改善計画 5 株式会社商工組合中央金庫法の 概要について 10 平成30年度の業務運営方針 11 中小企業の企業価値向上への サポート 12 地域金融機関との連携 19 セーフティネット機能の発揮 20 金融円滑化への取組み 22
	▶ 財務ハイライト	収支の状況 24 貸出金の状況 25 不良債権の状況 26 資金調達の状況 28 自己資本の状況 28
	▶ 適正な業務運営の仕組み	商工中金のガバナンス 30 商工中金にとってのCSRとは 34 環境方針 34 リスク管理態勢 35 危機管理態勢 38 法令遵守の態勢 39 顧客保護に対する取組み 41 重要事実の開示に関する方針 43 ディスクロージャーの状況 43
	▶ 商品・サービス一覧	経営課題等に対するソリューション ... 46
	▶ 財務データ	経済・金融情勢の回顧 52 連結業績の概況 53 連結財務諸表 54 営業の状況（連結） 68 業績の概況 69 財務諸表 70 資本の状況（単体） 75 損益の状況（単体） 76 営業の状況（単体） 79
	▶ 自己資本の充実の状況等 （バーゼルⅢに基づく開示）	自己資本の充実の状況 96 流動性に係る経営の健全性の状況 157
	▶ 報酬等に関する開示事項	162
	▶ ディレクトリー	事業内容、子会社 166 組織 167 役員一覧 168 商工中金のあゆみ 169 株式の状況 171 店舗等一覧 172

■ **ご挨拶**

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

商工中金の危機対応業務の不正行為事案等に関しまして、お取引先をはじめ、株主や国民の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。組織全体で今回の不祥事を心から反省し、ガバナンス態勢の強化や、コンプライアンスの立て直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって取り組んでまいります。

商工中金は、「商工中金の在り方検討会」の提言及び「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」の意見を真摯に受け止め、これを踏まえて、平成29年10月25日の主務大臣からの二度目の行政処分に基づき、「いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定」や「取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築」を織り込んだ「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を平成30年5月22日に主務省へ提出致しました。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」という商工中金の存在意義を軸に、地域金融機関との信頼関係に基づいた連携・協業を進め、真にお客さま本位の姿勢で、中小企業の皆さまが直面する課題の解決に重点的に取り組み、それらを通じて地域経済の活性化に貢献することで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

■ **金融経済環境**

平成29年度のわが国の経済は、景気は緩やかな持ち直しが続きました。長雨や豪雪といった天候要因により一時的に下押しされる局面もみられましたが、内外需ともに総じて安定した推移となりました。

中小企業については、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)において、景況感は改善基調となりました。商工中金の「中小企業設備投資動向調査」では、設備投資を実施すると回答した企業の割合は緩やかに上昇しており、中小企業の設備投資意欲には改善がみられました。一方、労働力の不足感が高まっており、人件費負担の増加が懸念されています。

■ **平成29年度の回顧**

このような環境のもと、危機対応業務の不正行為事案等の全容解明と再発防止策の着実な実施を最優先すべき事項として取り組むとともに、中小企業等を取り巻く環境変化に応じ、お取引先の経営ニーズを起点として、セーフティネット機能の発揮、情報提供・ソリューション提供活動などを通じて、中小企業と中小企業組合の企業価値向上や地域活性化に貢献できるよう取り組んでまいりました。

収支につきましては、低金利環境の下、利回りの低下等により資金運用収支は減少いたしました。貸倒引当金戻入益を計上したことなどから、569億円の経常利益、362億円の当期純利益を計上することができました。この間の株主の皆さまならびにお取引先の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

■ **今後の業務運営**

危機対応業務等の不正事案に繋がった商工中金本位の業務運営を真摯に反省し、再発防止策の着実な実施に取り組むとともに、お取引先とのリレーションを深

化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な直しを図ってまいります。

まず、コンプライアンス意識の立て直しについて、組織風土改革・意識改革の実現に向け、倫理憲章や行動基準の策定、継続的な教育研修等の実施を通じてコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、不正を起させない仕組みを整備し、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着させてまいります。

今後、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど、商工中金ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」へと転換してまいります。具体的には、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組み、地域金融の一層の活性化に貢献してまいります。

さらに、こうした持続可能なビジネスモデルを実現するために、商工中金の業務・組織・人事制度を抜本的に改革し、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行するとともに、経営体制の刷新や取締役会等の機能強化など、新たなガバナンス態勢の構築を図ってまいります。

また、これらの取り組みにより、商工中金の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

■ **むすび**

中小企業金融の円滑化と中小企業の成長・発展に貢献するという原点に立ち返り、必要な改革を迅速に実施し、役職員一丸となって、皆さまから再び信頼いただけるよう全力で努めてまいります。

皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。



平成30年7月
株式会社 商工組合中央金庫
取締役社長
関根 正裕

ビジネスモデルの実現に向けて

危機対応業務等における 不正行為事案	4
ビジネスモデル等に係る 業務の改善計画	5
株式会社商工組合中央金庫法の 概要について	10
平成30年度の業務運営方針	11
中小企業の企業価値向上への サポート	12
地域金融機関との連携	19
セーフティネット機能の発揮 ..	20
金融円滑化への取組み	22

■ 危機対応業務等における不正行為事案

商工中金の危機対応業務の不正行為事案等に関しまして、お取引先をはじめ、株主や国民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

危機対応業務の要件確認にあたって必要となる書類を改ざんする等の不正行為が広範に発生しただけでなく、その他の業務においても不適切な業務運営があったことにより、平成29年10月25日、経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、二度目の行政処分を受けました。

■ 事案の経緯

- H28.10.24 : 商工中金の危機対応業務における貸付対象の要件確認にあたり、職員による、取引先の試算表等の数値・日付の入替え、変更等の改ざんが判明。
- H28.12.12 : 第三者委員会を設置し、調査・原因究明・再発防止策の提言を依頼。
- H29.04.25 : 第三者委員会の調査報告書を公表。
- H29.05.09 : 主務省（経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省）による業務改善命令（全件調査の実施、当面直ちに実施すべき再発防止策の策定・実行）。
5月以降 : 商工中金における全件調査、主務省における検査を実施。
- H29.10.25 : 主務省検査及び全件調査の結果報告等を受けて、2度目の業務改善命令。主務省に「業務の改善計画」を提出。「商工中金の在り方検討会」設置。
- H30.01.11 : 「商工中金の在り方検討会」の提言を受領。
- H30.03.26 : 調査報告書公表以降の追加調査の結果を公表。
- H30.03.27 : 「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」設置。
- H30.05.22 : 「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を主務省に提出。

■ 危機対応業務の不正事案の調査結果

危機対応業務の不正行為事案については、その全容を明らかとするため、危機対応融資22万件の全件調査を実施しました。その結果、国内営業店100店のうち97店において、合計で4,631件、446名の不正行為が判明しました。（平成29年10月25日に調査報告書を公表。平成30年3月26日に追加調査結果を公表。）

■ 事案の根本原因

本事案の根本原因は、以下の4つにあると考えております。①危機対応業務における内部統制の未整備と過度な業績プレッシャー、②危機対応業務の「武器」としての利用、③不正行為を惹起した本部や経営陣の姿勢とコンプライアンス意識の低下、④ガバナンス態勢の欠如。

■ 業務改善命令の主な内容

※不正行為の発生や不適切な業務運営を防止するため、以下の観点も含め、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢等を抜本的に見直すこと。

- (1) 問題発生時以降現在に至るまでの役職員の責任の所在の明確化
- (2) 監査機能の強化及び組織運営の適正化を含む抜本的な再発防止策の策定・実行
- (3) いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定・実行
- (4) 取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築

■ ビジネスモデル等に係る業務の改善計画

商工中金は、「商工中金の在り方検討会」^{*1}の提言及び「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」^{*2}の意見を真摯に受け止め、これを踏まえて、平成29年10月25日の主務大臣からの二度目の行政処分に基づき、「いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定」や「取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築」を織り込んだ「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を平成30年5月22日に主務省へ提出いたしました。

危機対応業務等の不正事案に繋がった商工中金本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お客さまとのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な出直しを図ります。

※1 「商工中金の在り方検討会」

…危機対応業務等における不正行為事案を踏まえ、再発防止やガバナンスの徹底強化はもとより、商工中金による危機対応業務の見直し、さらには危機時以外における在るべきビジネスモデルの方向性など、商工中金の在り方を検討するため、経済産業大臣の指示に基づき政府において設置された検討会。

※2 「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」

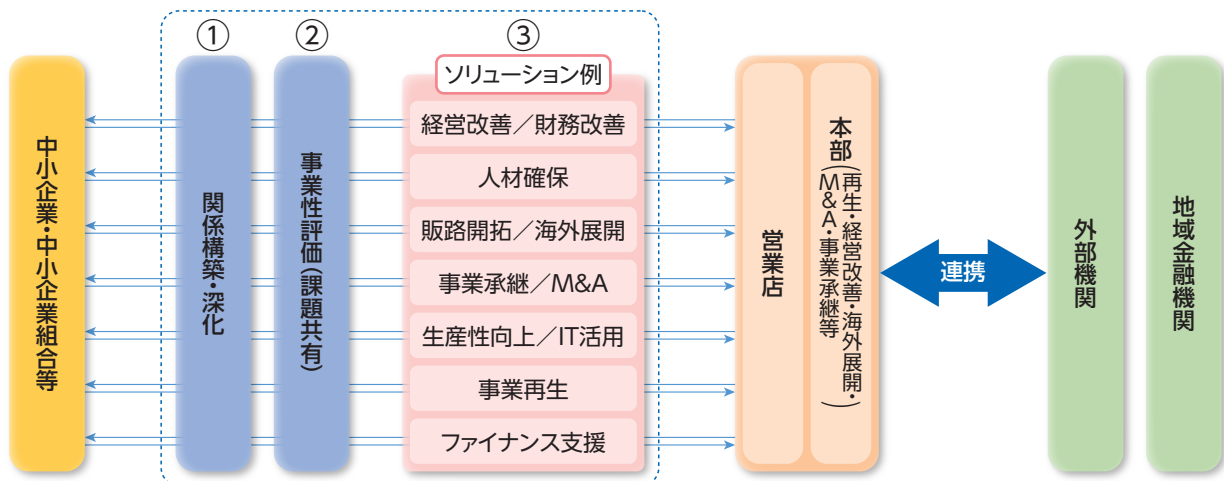
…「商工中金の在り方検討会」がとりまとめた提言において、商工中金の外部に独立性の高い第三者委員会を設置して強力なガバナンスを効かせることが盛り込まれたため、商工中金のビジネスモデルや危機対応業務の評価等を実施する政府において設置された評価委員会。

1. 中小企業の経営支援総合金融サービス事業への転換

お客さまニーズ起点の課題解決型金融へシフトし、①お客さまとの信頼関係を構築し深化させ、②事業を理解し、課題を共有するための取組みを強化し、③課題解決に繋がるソリューションを提供します。

中小企業専門金融機関としてのノウハウ、国内外のネットワーク、調整機能等を活用した独自性のあるソリューションを、地域金融機関と連携・協業しつつ提供していく「経営支援総合金融サービス事業」を展開します。

概念図



具体的なソリューション例

項目		本業支援	ファイナンス支援
中小企業専門金融機関としての本来機能強化	財務改善支援	● 販路開拓支援 (ビジネスマッチング)	● 事業キャッシュフローに着目した短期継続融資、期限一括返済融資等
	経営改善支援	● 改善計画策定支援 ● 販路開拓支援 (ビジネスマッチング)	● リファイナンス支援
	事業承継支援	● 税務コンサル ● 事業承継スキームのアレンジ・アドバイス	● 株式買取資金融資
	新事業進出支援	● 補助金の申請支援 ● 外部支援機関の紹介 ● M&A、海外展開支援	● メザニンファイナンス、期限一括返済融資
	生産性向上支援	● ビジネスマッチング (国内・海外) ● 外部機関との連携を活用した人材の紹介 ● IoT活用支援	● 設備資金融資
抜本的な事業再生等の先進的な取組み	事業再生支援	● 事業性評価を起点としたM&A等の抜本的な再生スキームの提案 ● 外部機関と連携した高度な事業再生支援	● メザニンファイナンス、DDS、DES
	ハイリスクな成長分野進出支援	● 事業計画作成支援 ● 外部支援機関の紹介	● メザニンファイナンス
お客さまとの関係構築・深化による課題共有を踏まえた対応		● 課題解決に繋がるサービス提供	● 資金繰り安定化支援

2. 重点分野のソリューション提供

商工中金ならではの特性を活かしつつ、中小企業専門金融機関の本来機能としてのソリューション提供と先進的なソリューション提供に重点的に取り組みます。

A 営業キャッシュフローと返済額がミスマッチなお取引先への資金支援

- お客さまの課題と資金ニーズに合わせて、長期の期限一括返済融資、短期継続融資、ABLなどにより対応。
- 事業性評価への取組を活用した新規のお客さまへの財務改善支援を強化。

C リスクの高い海外進出及び新事業進出支援、事業再編を見据えたM&A

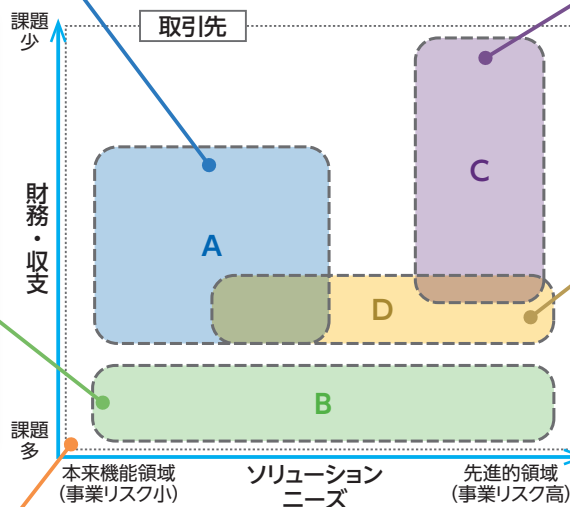
- 海外展開や新事業の展開などリスクの高い分野で、資本性ローン等も含め、大型の設備投資や、事業再編を見据えたM&A支援を実施。

B 事業再生支援、経営改善支援

- お客さまを良く知ることで、より踏み込んだ再生支援に取り組み、企業価値の向上に貢献。
- リファイナンス、DDSや資本性ローン等のメザニンも活用して抜本再生を図る。

D 事業性の判断が難しくリスクの高い事業、創業等への支援

- 実績が乏しい創業5年以内の企業や、高リスクで収益化に時間を要する分野に取り組むお客さまへの支援。
- 期限一括返済融資、短期継続融資による支援や、資本性ローン等のメザニンによるリスクマネーを供給。



<全てのお客さまに対して>お客さまとの関係構築・深化による課題共有を踏まえたニーズに対応

- お客さまとの関係構築・深化を通じて、課題を共有し、事業承継、人材確保、販路開拓、生産性向上、IT活用等の幅広いソリューションニーズや資金ニーズに対応。

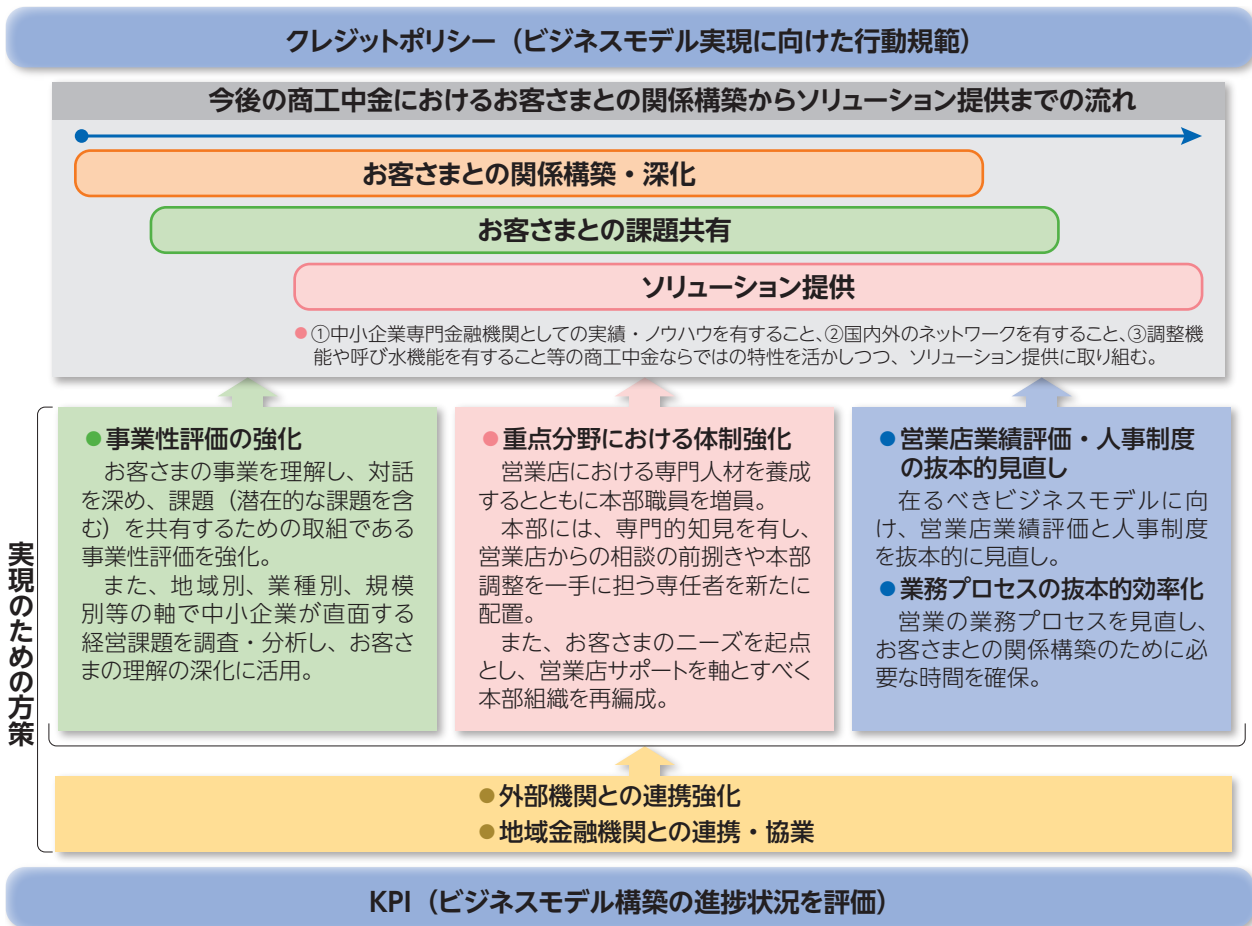
ビジネスモデルの実現に向けて ▼ ビジネスモデル等に係る業務の改善計画

3. ビジネスモデルの実現に向けた方策の全体像

ビジネスモデルの実現に向けて、行動規範となる「クレジットポリシー」のもと、事業性評価の強化を図り、重点分野における人材面・組織面の体制を強化し、営業店業績評価・人事制度や業務プロセスを抜本的に見直します。

また、こうした取組みをより一層効果的に行うため、外部機関の専門的な能力と機能を活用するとともに、地域金融機関との信頼関係に基づき、連携・協業します。そして、ビジネスモデル構築の進捗状況を評価するために、KPIを設定します。

これらの方策により、付加価値の高いサービスを提供することで適正な収益を確保し、商工中金の企業価値を高めるとともに、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行することで、持続可能なビジネスモデルを実現の上、社会に貢献してまいります。



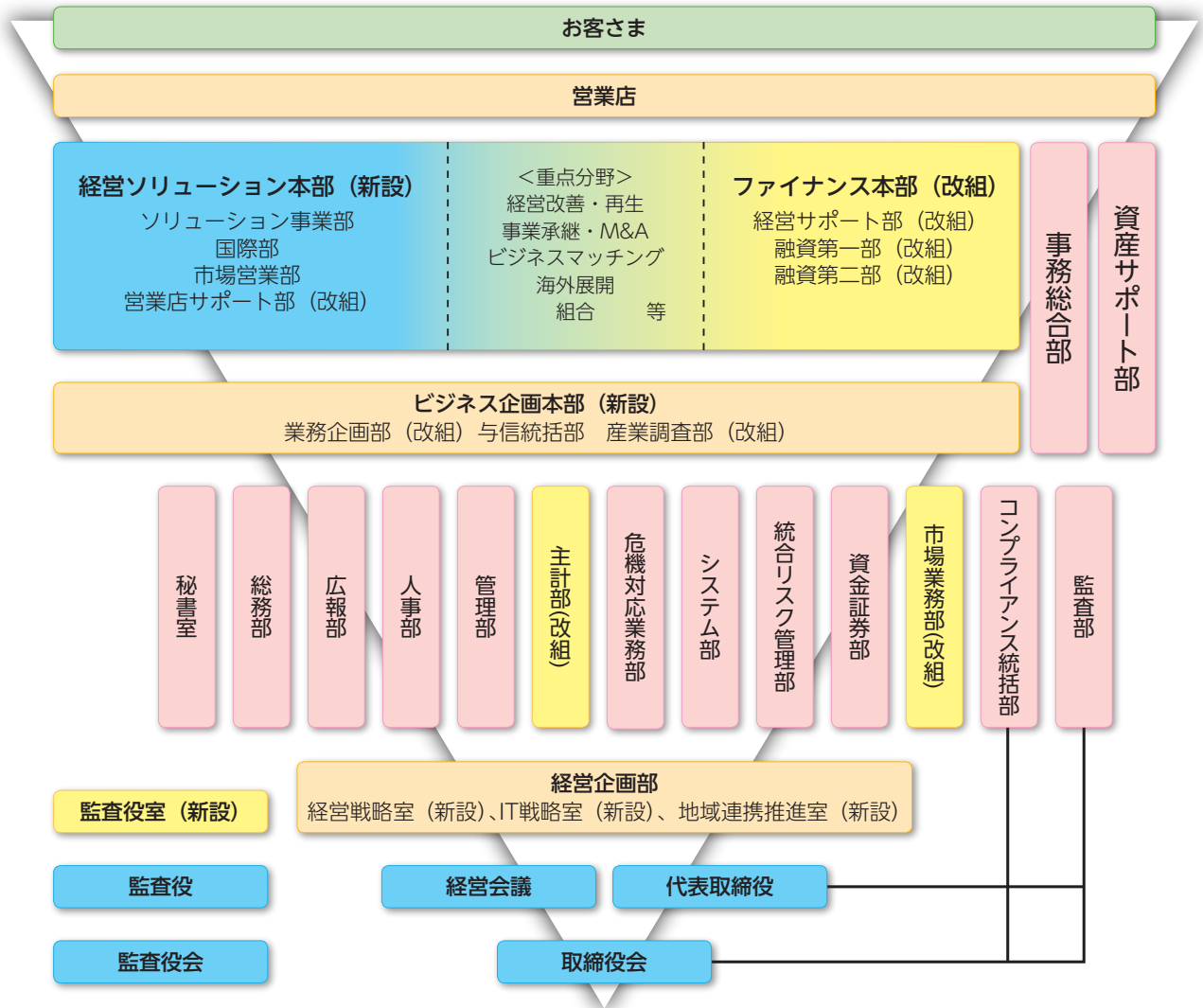
4. 行動規範 (クレジットポリシー)

在るべきビジネスモデルの実現に向けた役職員の行動規範としてのクレジットポリシーを策定しました。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●私たちは、「経営支援総合金融サービス事業」へ転換し、真にお客さま本位で長期的な視点から、中小企業及び中小企業組合の価値向上に貢献します。
重点対象	<ul style="list-style-type: none"> ●私たちは、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業やリスクの高い事業に乗り出そうとしている中小企業に対する支援に重点的に取り組みます。
行動	<ul style="list-style-type: none"> ●私たちは、お客さまに寄り添い、お客さまとの信頼関係の構築に取り組みます。 ●私たちは、お客さまと対話を深め、お客さまの事業を理解し、課題の共有に取り組みます。 ●私たちは、お客さまの課題解決に向け、ソリューションの提供に取り組みます。 ●私たちは、こうした取組みにおいて、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業を行います。 ●私たちは、お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません。

5. 本部組織の機能別再編成

真にお客さま本位の視点から、中小企業の企業価値向上に貢献するため、営業店サポートを軸に組織の再編成を実施しました。



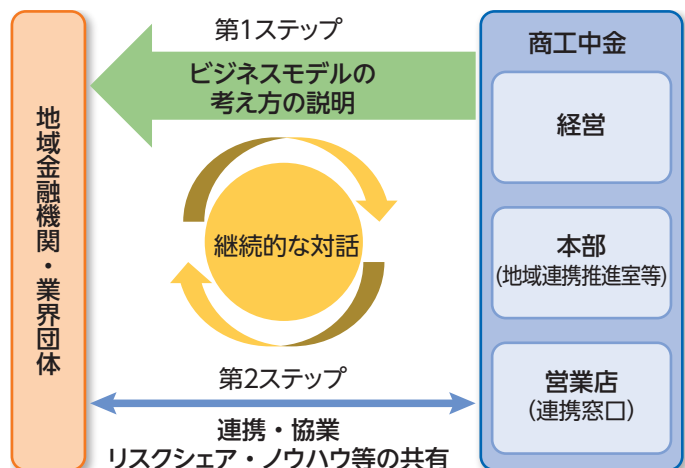
ビジネスモデルの実現に向けて ▼ ビジネスモデル等に係る業務の改善計画

6. 地域金融機関と信頼関係に基づき連携・協業

地域金融機関やその業界団体を地域金融における重要なパートナーと認識。ビジネスモデルの考え方と地域金融機関等との関わり方を丁寧に説明し、信頼関係を構築していきます。

商工中金の重点分野への取組みの考え方の共有を図りつつ、地域金融機関等の中小企業支援の濃淡を踏まえ、具体的な連携をそれぞれの地域金融機関等と行っていきます。

お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません。

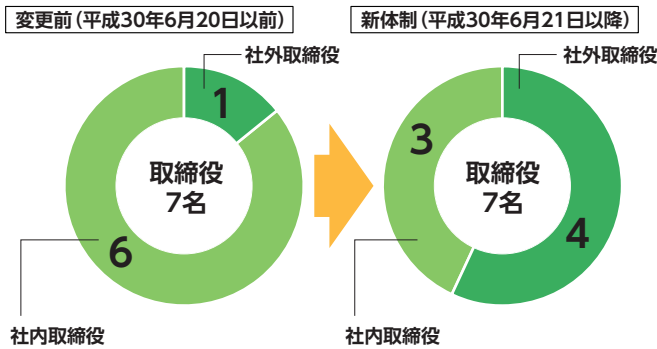


7. 在るべきビジネスモデルを支えるガバナンス態勢

今後のビジネスモデルの実現を支えていくために、ガバナンス態勢の強化を図ります。具体的には、「監督と執行の分離」の方針のもと、取締役会の過半を社外取締役として、取締役会をマネジメント型からモニタリング型に変えることで、監督機能を強化します。また、監査役も全員新任し、4名中3名を外部人材とするなど、チェック機能を強化し、内部統制とガバナンスの立て直しを図ります。

執行サイドについては、「委任型執行役員」を導入し、体制整備を進めます。職員身分から離れて、商工中金との委任関係に基づいて、大きな権限と責任をもって、意思決定の迅速化、機動性の向上などを図ります。

経営体制の刷新



新役員（取締役）体制

役職	氏名	
代表取締役社長 兼社長執行役員	関根 正裕	
取締役専務執行役員	鍛冶 克彦	新任
取締役常務執行役員	河野 一郎	新任
取締役（社外取締役）	高 巖	
取締役（社外取締役）	多胡 秀人	新任
取締役（社外取締役）	中村 重治	新任
取締役（社外取締役）	渡瀬 ひろみ	新任

8. 中期経営計画の策定・実行

業務の改善計画の実現に向けて、ビジネスモデルに係る取組みと方策、経営の合理化に向けた取組み等について、今秋目途の中期経営計画策定の過程において、より詳細な検討を行っていきます。

なお、中期経営計画の策定にあたっては「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」への報告や意見交換を行いつつ、実効性の高い計画を策定してまいります。

■ 株式会社商工組合中央金庫法の概要について

商工中金は、平成20年10月に、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、それまでの協同組織金融機関から同法に基づく特殊会社となりました。

その後、平成21年6月には、未曾有の経済・金融の混乱による危機への対応に万全を期するため、平成23年3月には、東日本大震災に対応するため、同法の改正が行われ、そして、平成27年5月、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律」が成立しております。

商工中金の目的

株式会社商工組合中央金庫は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社です。

業務

株式会社化に際して、貸出、預金、為替、保証などフルバンキングサービスを更に充実。また、平成27年5月に成立した改正法において、危機対応業務を的確に実施するための措置がなされております。

〔商工中金の中小企業金融機能の根幹を維持するための措置〕

- 主たる貸付対象をメンバー（株主である中小企業団体とその構成員）に限定。
- 商工債発行を継続。
- 中小企業等協同組合などによる商工中金の代理業務を継続。

〔中小企業等に対してより多様なサービスを提供するための措置〕

- 従たる貸付対象を拡大（メンバーの国内子会社、メンバーの事業を承継する者など）。
- 保証業務などの対象制限を撤廃。
- 預金資格制限を撤廃。併せて、預金保険制度の対象。

〔危機対応業務を的確に実施するための措置〕

- 商工中金は、当分の間、その目的を達成するため、危機対応業務を行う責務を有します。併せて、危機対応業務の実行性を確保するため、政府による追加出資の期限が延長されるとともに、危機対応業務に関する事業計画等の提出が義務付けられています。
- 政府は、今後、適当な時期に、危機対応業務の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、所要の措置を講じることになります。

〔適正な競争関係の確保〕

- 商工中金は、当分の間、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することを求められています。

組織・監督・開示

- 商工中金の株主は、政府ならびに中小企業団体およびその構成員に限定。
- 主務大臣の監督は真に必要なものに限定。
- ディスクロージャー誌等を作成・開示。

政府保有株式の扱い

- 政府は、その保有する商工中金株式について、商工中金の目的達成に与える影響及び市場の動向を勘案しつつ、これまでの具体的な処分期限に代えて、できる限り早期に全部処分するとされています。
- 一方で、政府は、当分の間、危機対応業務を実施する民間金融機関の状況、危機対応準備金への出資状況、商工中金による危機対応業務の実施状況、商工中金の財政基盤、中小企業等の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務の的確な実施のために必要な商工中金株式を保有します。

（参考）株式会社商工組合中央金庫法改正の推移

	平成20年 商工中金法	平成21年 商工中金法改正	平成23年 商工中金法改正	平成27年 商工中金法改正
追加政府出資	—	24年3月まで可能	27年3月まで可能	当分の間可能
在り方の検討	—	24年3月までに検討	27年3月までに検討	適当な時期に検討
政府保有株式	政府は、20年10月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、24年3月まで処分しない 24年4月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、27年3月まで処分しない 27年4月から概ね5～7年を目途として全部処分	政府は、できる限り早期に全部処分 政府は、当分の間、必要な株式を保有

■ 平成30年度の業務運営方針

- 商工中金は、組織全体で今回の不祥事を心から反省し、コンプライアンス意識の立て直しやガバナンス態勢の見直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。まず、コンプライアンス意識の立て直しについて、職員に対する経営姿勢の周知や継続的な研修の実施を通じてコンプライアンス意識の浸透を図り、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着させてまいります。
- 危機対応業務等の不正事案に繋がった商工中金本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な出直しを図ってまいります。
- 今後、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど、商工中金ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」へと転換してまいります。経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでまいります。
- こうしたビジネスモデルを実現するために、商工中金の業務・組織・人事制度を抜本的に改革し、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行するとともに、経営体制の刷新や取締役会等の機能強化など、ガバナンス態勢の再構築を図ってまいります。
- これらの取り組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

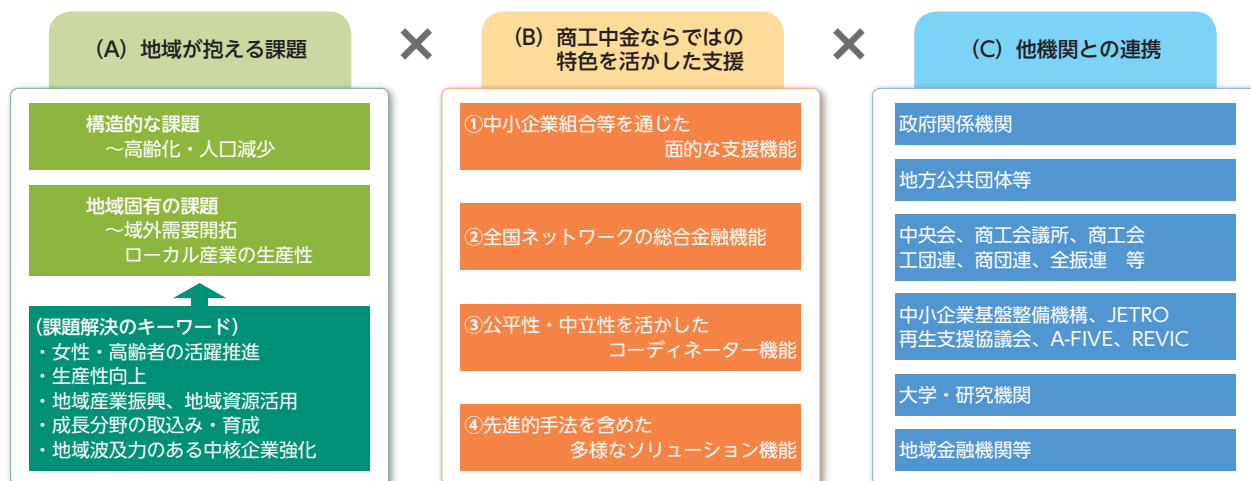
■ 中小企業の企業価値向上へのサポート

地域活性化支援

■ 地域活性化支援

商工中金は、地域が抱える構造的な課題や地域固有の課題に対して、商工中金ならではの特色を活かした支援を図ることで、全国津々浦々で地域の特性に応じた地域活性化を支援しています。

各営業店で、地方公共団体や関係機関と連携しながら、取引先中小企業等の成長や再生支援等を通じた地域活性化に取り組んでいます。



■ 地域活性化支援の取組み

六次産業化支援（新潟支店）

- ・柿生産者が、廃棄されていた規格外の未利用柿を使って柿酢の製造販売を行う協同組合を設立。
- ・組合員と連携し、新潟市産業振興財団の協力を得て、新たな柿酢を開発。
- ・商工中金は、中央会と連携し、事業計画にアドバイスするとともに、増産や販路拡大に必要な資金に対応し、地域経済の活性化に寄与。

航空機産業の集積を支援（津支店）

- ・航空機部品メーカー10社が、一貫生産に取り組むために協同組合を設立。
- ・組合は、組合員の生産設備を同一建屋内に集め、各工程を協業補完することで高い効率性を実現する共同工場の建設を計画。
- ・商工中金は、高度化資金の調達に際し、県との連携構築、各種助言、事業計画検証を実施し、つなぎ資金を含めた全体の資金調達をサポート。
- ・工場竣工後は、効率生産に向けたシステム整備等についても関与し、地域の産業育成や雇用創造に貢献。

組合支援（熊谷支店）

- ・ネット通販の増加や圏央道の開通等、都心に近い埼玉県では倉庫需要が増加。
- ・商工中金は、施設の老朽化に伴い再整備を計画している卸商業団地組合への支援として、地域未来投資促進法を活用した施策立案を熊谷市に働きかけ。
- ・同市の基本計画に「団地を活用した流通関連分野」が盛り込まれ、今後は、法の支援措置も活用しつつ、地域の中核施設として一帯の開発を進めていく予定。

観光振興（奈良支店）

- ・奈良県にはホテルが少なく、観光客の宿泊需要が県外へ流出。
- ・商工中金は、ホテル事業を第二の創業と位置付ける不動産会社に対し、地域金融機関と協調融資を実施。また、公有地開発のため複雑化していた利害関係者間の調整を行い、ホテル建設のプロジェクトをサポート。
- ・ホテルが少ない地域課題への支援を通じて、滞在人口増加による観光活性化に貢献。

ビジネスモデルの実現に向けて ▼ 中小企業の企業価値向上へのサポート

取組事例

地域未来牽引企業の計画策定と事業展開をサポート

栃木精工株式会社（栃木県栃木市）は、滅菌済の医療用使い捨て針の製造で国内シェア約5割を占める精密パイプメーカーです。同社は、成長分野である医療機器事業を拡大させるため、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定しました。

商工中金は関係機関と連携を図り、同事業計画の策定支援を行い、栃木県から第1号案件として承認を受けました。また、必要な設備資金について、地域金融機関等と連携して融資を行いました。



3層めっき加工ラインを本格稼働させる事業者を資金面からサポート

清川メッキ工業株式会社（福井県福井市）は、電子部品や半導体向けのめっき加工業者です。めっき業界で初めてISO9001、ISO14001を取得し、独自のナノめっき技術を活用した高品質なものづくりを強みにしています。同社は、生産性を高めるため、新技術を活用したニッケル・錫・銅の3層めっき加工ライン設置及び建物増設を計画しました。

商工中金は、同計画の策定支援を行うとともに、必要な設備資金を福井県の「ふくい経済強化計画」（認定地域再生計画）に基づく地域再生支援利子補給金制度を活用し、融資を行いました。



地方公共団体と連携して、女性活躍推進に取り組む企業をサポート

滋賀県は、「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」を策定し、女性活躍推進に取り組む企業を支援しています。商工中金の滋賀県下2店舗（大津支店・彦根支店）は、同県の取組みを後押しするため、独自の特別貸付制度「SHIGA女性元気ローン」の取扱いを開始しました。

商工中金は、株式会社宙オリエンタル（滋賀県草津市）に対し、ワンピース専門の月額レンタルサービス事業に係る必要資金を融資し、女性の雇用と活躍を推進する同社の取組みをサポートしました。



中小企業団体中央会と連携して、協同組合の事業拡大をサポート

ソーシャルマーケティング協同組合（大分県日田市）は、組合員向けに外国人技能実習生の受入れを行っています。同組合は、受入事業を拡大するため、中古テナントビルを購入し、実習生教育の拡充や住居環境を改善する計画を策定しました。

同組合初の本格投資に対し、商工中金は、大分県中小企業団体中央会と連携して、事業計画と資金計画の策定支援を行いました。また、必要な設備資金について、商工中金と大分県中小企業団体中央会が行う「中央会推薦貸付制度」を活用し、外国人技能実習生受入を強化する同組合の取組みをサポートしました。



企業間連携支援、組合支援、再生支援

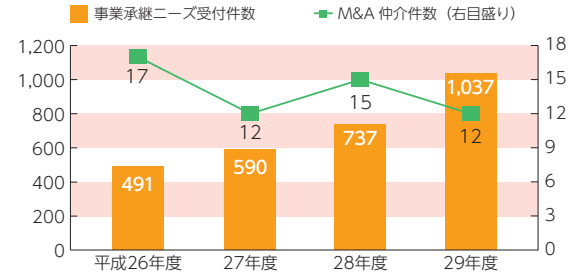
■ 企業間連携支援（事業承継・M&A、ビジネスマッチング、財務改善支援）

商工中金の全国ネットワークとお取引先とのリレーションを活用したビジネスマッチングや、事業承継支援やM&Aなどに積極的に取り組んでいます。

ビジネスマッチングは、売上増加、仕入コスト削減等を通じてお取引先の企業価値向上につながるものであり、ユース会（※1）や中金会（※2）と連携しつつ取組みを強化してまいります。

事業承継・M&Aは、経営者高齢化や後継者不在など、早期の事業承継対策が必要な企業が数多くみられ、また対策への関心も高まっております。これらのお取引先ニーズに対し、各種情報提供や事業承継に必要な資金調達の支援を行うほか、税理士等の外部機関と連携しながら、M&Aを含めた、問題解決に向けた総合的なサポートに積極的に取り組んでいます。

事業承継ニーズ受付件数・M&A仲介件数



（※1）ユース会とはお取引先の若手経営者により組織された団体で、全国に88団体あり、約6,000名の会員を擁しています。
（※2）中金会とはお取引先により組織された団体で、国内・海外に103団体あり、約17,000社の会員を擁しています。

① 事業承継・M&Aのサポート

商工中金は、中小企業・小規模事業者オーナーが抱える事業承継問題に取り組んでいます。事業承継問題の解決には、長い準備期間を必要とする場合もあり、事業者の経営計画の一環として、対策を講じる必要があります。

商工中金は、グループの総合力を生かしすべてのフェーズにおいて、お客さまの円滑な事業承継のサポートを行ってまいります。



② ビジネスマッチング（販路拡大支援・生産性向上支援）

商工中金は、国内外のネットワークを活用し、売上増加や仕入コスト削減等、お取引先の企業価値向上につながるビジネスマッチング業務の取組みを強化してまいります。

取組事例

全国ネットワークを活用し、お取引先の生産性向上と販路開拓をサポートした事例

株式会社創舎（山口県宇部市）は、全国11カ所に拠点を持つ広告・DM印刷を請負う事業者です。同社は首都圏等の受注増加に対応するため、新工場を建設し、最新鋭の印刷機を導入しましたが、電力コストの上昇や外注先確保が課題となっていました。

商工中金は、電力コスト対策として、省エネ診断に合わせ、設備工事に強みを持つ西部建材運輸株式会社（山口県下関市）を紹介。また、外注先については、首都圏で広告印刷を手掛けるC社を紹介し、両者との商談の場を提供しました。いずれも短期間で商談がまとまり、同社の生産性向上、及び販路開拓に貢献しました。

③ 財務改善支援等（調整・呼び水機能を発揮するためのシンジケートローンの組成等）

大型設備投資やリファイナンス等の資金調達や財務改善ニーズに対し、地域金融機関等との連携により、お取引先の課題解決に貢献してまいります。これまでに商工中金が組成したシンジケートローンの参加招聘行は計186行となり、多くの地域金融機関等と連携しています。

取組事例

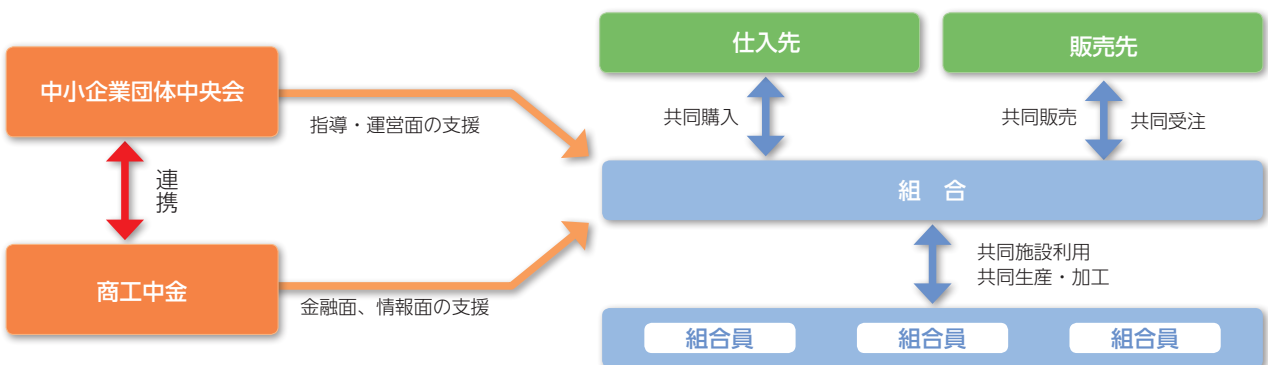
地域金融機関と連携して、リファイナンス型シンジケートローンを主導した事例

株式会社メイチュウ（愛知県豊川市）は、大手自動車メーカーのTierIプレス金型鋳物製造業者で、幅広い車種のボデーや部品を手掛けています。同社はリーマンショック等の影響を受け、業績低迷を余儀なくされましたが、企業努力等により、徐々に収益力が改善していました。

メイン行の商工中金は、地域金融機関と連携し、新たな設備投資への対応と、既往借入金をキャッシュフローに見合った返済条件に見直すリファイナンス型シンジケートローンの組成を実現しました。

■ 組合支援

中小企業組合は、共同事業を通じた組合員の生産性向上や、連携組織として組合員の新たな事業展開を支える役割を果たすなど、個々の企業では解決できない課題を克服し、中小企業の企業価値向上の担い手となる存在です。商工中金といたしましても中小企業組合の指導機関である中小企業団体中央会と連携し、「中央会推薦貸付制度」等の金融面の支援や補助金等施策情報の提供等により組合支援に取り組んでいます。



取組事例

商業施設にホテル&レストランを新設する組合をサポートした事例

有田焼卸団地協同組合（佐賀県西松浦郡）は、有田焼の商社21社で構成され、商業施設「アリタセラ」を運営しています。各組合員は有田焼の小売店やレストランを出店するなど、同施設は地域内外の交流・観光スポットとなっています。

有田焼卸団地協同組合は、施設内の組合員跡地を活用し、400年の伝統を誇る有田焼ブランドの世界発信を目指し、海外クリエイターと地域住民の幅広い交流を可能とするホテル&レストランの新設を計画しました。

商工中金は、地域ブランドの有田焼による地方創生を目指す同組合の取組みに対し、リニューアル計画の策定や資金調達等のアドバイスを実施するとともに、計画に必要な資金を融資しました。

海外展開支援

商工中金は、中小企業の皆さまに対して、公的金融機関で唯一のフルバンキング機能を活かして、貿易金融などで日々の事業活動のお手伝いをするほか、親子ローンや海外現地法人貸出、スタンドバイ・クレジットといった手法で海外現地法人の資金調達に寄与しています。また、海外拠点（ニューヨーク支店、香港駐在員事務所、上海駐在員事務所、バンコク駐在員事務所）をはじめ、国内外の提携機関のネットワークも活用して、きめ細やかな情報提供を行っています。

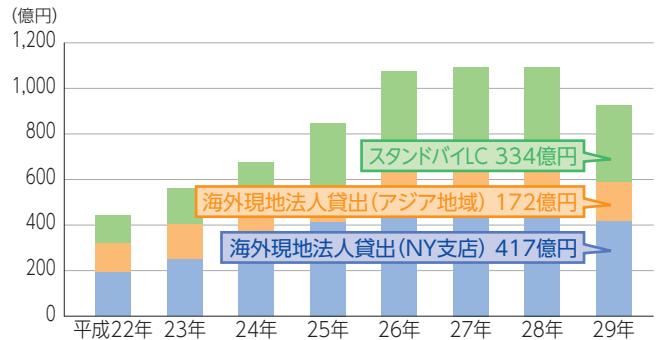
海外展開支援

中小企業の海外展開には金融のみならず、情報提供によるサポートが有効であることから、平成8年より「情報提供」と「金融サービス」を併せて提供する「海外展開支援（オーバーシーズ21）」に取り組んでいます。

情報提供面では、本部専門スタッフがお取引先を訪問し、海外展開へのアドバイスをはじめ、投資環境情報の提供等を通じたサポートを行っています。海外においても、商工中金の各海外拠点や職員派遣先と連携したサポート体制を構築しています。

金融サービス面では、海外提携金融機関を活用したスタンドバイ・クレジットによる資金調達サポートや海外現地法人直接貸出、親子ローン等による資金支援のほか、輸出入にかかる貿易金融等、さまざまな形態のサービスを提供しています。

海外向け金融サービス残高推移（現地法人貸出、スタンドバイLC）



海外展開サポートデスク

平成23年2月1日に設置した「中小企業海外展開サポートデスク」では、中小企業の皆さまの海外展開に関する多様な相談・ニーズに対し機動的かつ効果的にお応えするため、JETRO（日本貿易振興機構）やNEXI（日本貿易保険）、中小企業基盤整備機構等の国内関係機関やタイ投資委員会（BOI）等の海外提携機関とも連携し、情報提供等のきめ細やかなサポートを行っています。同サポートデスクには、これまでに海外での拠点設立、資金調達、貿易決済をはじめとした累計で24,699件のご相談をいただいています（平成30年3月末時点）。

商工中金はこれからも中小企業の皆さまの海外展開への幅広いサポートを行っていきます。

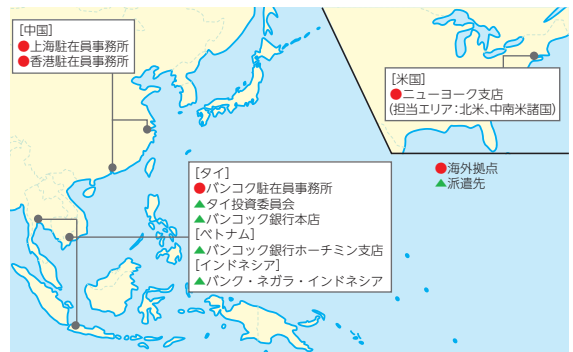
商工中金の海外ネットワーク

商工中金では、4つの海外拠点を設置しています。また、海外の政府機関・金融機関と業務提携を行っており、こうした海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面から、お客さまの海外展開をサポートしています。

海外提携機関

- ・タイ投資委員会（BOI）・スタンダード・チャータード銀行（英国）
- ・バンコック銀行（タイ）・交通銀行（中国）
- ・バンク・ネガラ・インドネシア（インドネシア）

海外拠点と職員の派遣先



ビジネスモデルの実現に向けて
▼ 中小企業の企業価値向上へのサポート

取組事例

タイ現地法人の生産拡大ニーズに対し、バンコク事務所とBOIが連携してサポート

株式会社中央物産（岐阜県中津川市）は、エアコンの配管や配管工事用の被覆銅管などを製造する事業者で、中国、ベトナム、タイに現地法人を有するなど、積極的なグローバル展開を行っています。

昨年、生産を開始した同社のタイ現地法人は、アジア地域のエアコン需要を取り込むため、生産拡大に向けた運転資金の調達とタイ国内への投資奨励を担う政府機関BOI（タイ投資委員会）とのパイプ強化を検討していました。商工中金バンコク事務所はBOIアドバイザー（商工中金の出向者）との連携により、同社社長とBOI副長官の面談を実現するとともに、地域金融機関と連携して必要資金を融資し、同社の海外展開をサポートしました。



ニューヨーク支店がアメリカ現地法人の資金調達をサポート

NAGATAコーポレーション株式会社（栃木県栃木市）は、エアコンや冷蔵庫などの配管部品を製造する事業者です。同社のアメリカ現地法人では、カーエアコン用アルミ管の加工やドライブシャフトの部品製造など、多様な作業工程を一貫して行っています。

今回、同現地法人は、成長著しい電気自動車関連の部品製造の需要を取り込むために生産設備の増強を決定しました。商工中金は、地域金融機関と連携するとともに、必要資金をニューヨーク支店からUSドル建で融資し、同社の新事業展開をサポートしました。



香港現地法人への直接融資により為替リスクを軽減

ドッグ繊維株式会社（和歌山県和歌山市）は、複数のグループ会社を持つ婦人服の企画・製造・販売業者で、国内の大手アパレルブランド中心に販売を行っています。

同社の香港現地法人は、中国の合弁工場等から製品を仕入れ、日本へ商品を輸出していますが、仕入金と販売代金の決済通貨のミスマッチによる為替リスクを抱えていました。商工中金は、同現地法人向けにUSドル建の直接融資を行い、円建の親子ローンを解消することで、同社の為替リスク軽減を実現しました。



受注増加に対応するベトナム現地法人の円滑な資金調達をサポート

株式会社遠藤製作所（山形県山形市）は、産業用ロボット部品やプリンター部品等の精密機械部品の事業者です。量産加工に特化した本社工場、多品種小ロットに注力する第二工場に加え、ベトナム現地法人ではコストを抑えた採算重視の生産を行ってきました。

同社のベトナム現地法人は、受注増加に対応するために工場を移転し、現地銀行からの資金調達を検討していました。商工中金は、同現地法人が現地金融機関から借入れを行う際に差し入れる保証書（スタンドバイ信用状）を発行し、同社の円滑な資金調達をサポートしました。



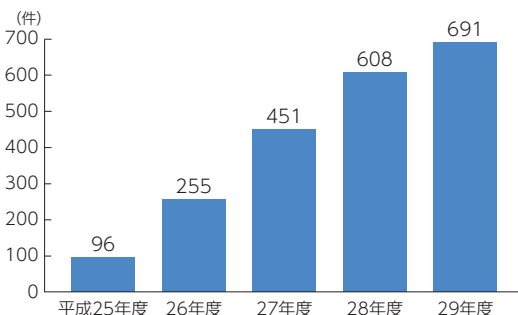
再生支援

再生支援

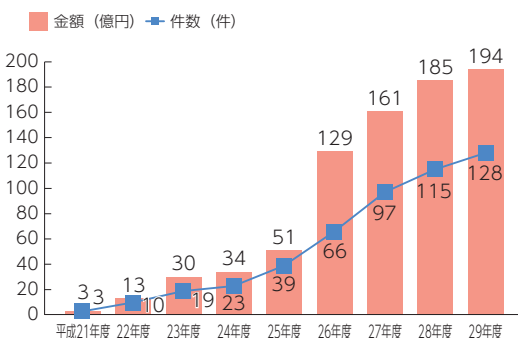
～これまでの再生支援への取組み～

平成13年 7月	事業再生支援貸付（DIPファイナンス）取扱い開始
平成16年 1月	経営支援室 設置
平成16年 3月	DDS第1号案件を実行（日本初）
平成18年 3月	償還条件付DES取扱い開始
平成24年11月	再生支援プログラム創設
平成25年10月	リファイナンス制度取扱い開始
平成30年 6月	経営サポート部 設置

＜リファイナンス制度の取組実績（累計）＞



＜DDSの取組実績（累計）＞

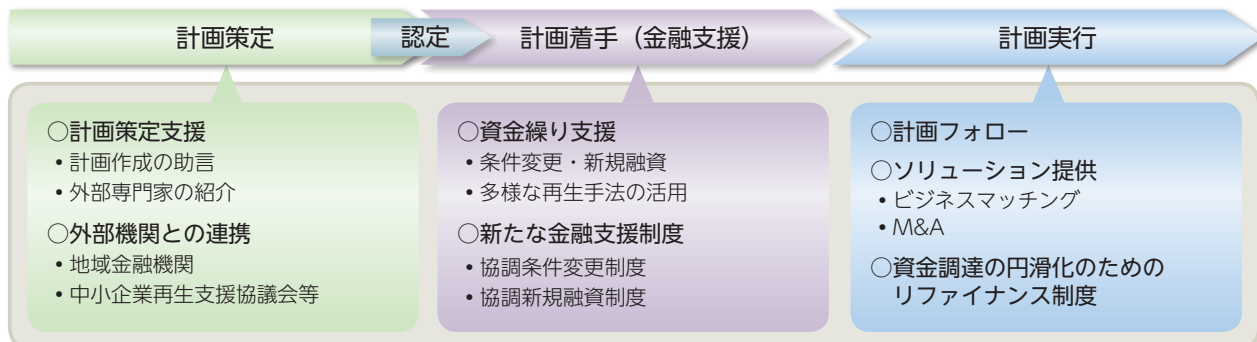


商工中金は、これまで培ってきた事業再生のノウハウをパッケージ化し、より一層積極的に経営改善計画の策定からその達成まで、一貫した総合的なサポートを行うため、平成24年11月に「再生支援プログラム」を創設しました。

また、平成25年10月には、計画に沿った改善努力により業績が改善してきた中小企業等の皆さまに対する、成長に必要な資金調達の円滑化のためのリファイナンス制度を創設し、プログラムを拡充しました。

引き続き、中小企業再生支援協議会等の事業再生支援機関との連携や地域金融機関との協調を通じ、中小企業等の皆さまの企業価値向上や地域再生・活性化に向け、取り組んでまいります。

再生支援プログラムの流れ



取組事例

地域金融機関と連携して、再生計画を主導し、DDSを実施した事例

産業用モーターやプラスチック部品を製造するD社は、リーマンショック以降、主力販売先の生産拠点が海外へ移転した影響により売上が減少、厳しい収益状況が続いていました。

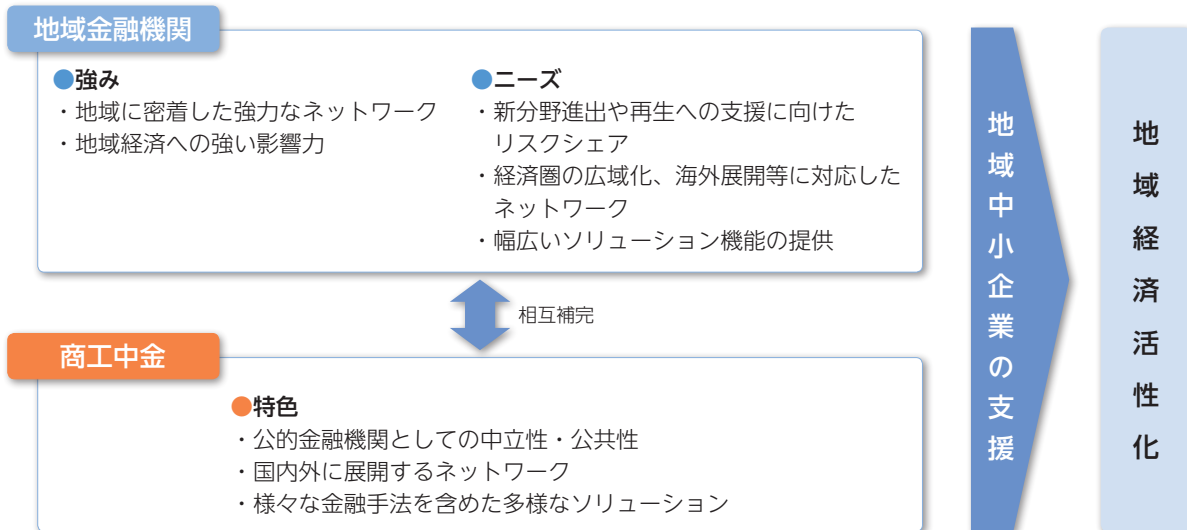
メインバンクの商工中金は、再生支援協議会と連携しながら、条件変更による資金繰り支援とともにDDSを含む経営改善計画の策定を支援しました。その結果、全ての地域金融機関が計画に合意、商工中金はDDS1億円を実施するなど、地域金融機関と協調して同社の再生支援スキームを構築しました。

■ 地域金融機関との連携

商工中金は、地域金融機関やその業界団体を「地域における共存・相互補完を基本に、地域の金融円滑化と地域経済の活性化を協調して達成するパートナー」と位置付け、地域金融機関との連携を業務運営の基本の一つとして取り組んでまいりました。

今後は、平成30年6月21日付で新たに設置した地域連携推進室を中心に、全営業店に設置した地域金融機関や地方公共団体等に対する「連絡窓口」を通じて、地域金融機関との信頼関係を構築し、連携・協業を一層推進してまいります。

具体的には、再生支援、新事業進出、大規模投資や経営改善支援における金融取引見直しでのリスクシェアを推進していく他、シンジケートローンのエージェントやM&A等の業務ノウハウ、及びビジネスマッチング・M&A等のプラットフォームの共有、海外拠点を活用した連携等に取り組んでまいります。



業務協力文書締結実績（平成30年3月）

業務協力文書締結状況	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計
地域金融機関数	64	41	261	148	514
業務協力文書締結先数	61	40	242	116	459

取組事例

地域金融機関と連携して、運送業者のM&Aをサポートした事例

磐栄運送株式会社（福島県いわき市）は、自動車をはじめとした重量長大な工業製品等の輸送を手掛ける事業者で、荷主企業の物流を一貫して支えています。同社は、更なる成長のために近畿圏への進出を目指し、M&Aによる事業拡大を検討していました。

地域金融機関のE行は、近畿地区の運送業者F社の関連会社の売却情報を保有していましたが、同行の管轄エリア内で有力な買い手先を見つけることができませんでした。

そこで、商工中金は、E行とのM&Aに関する包括秘密保持契約に基づき、F社の情報を同社に提供し、事業の譲受をサポートしました。その結果、同社は、F社からの事業譲受により、近畿地区への進出を果たすことができました。

全国ネットワークを持つ商工中金と地域金融機関E行の連携により、同社の事業拡大とF社の雇用維持を実現しました。



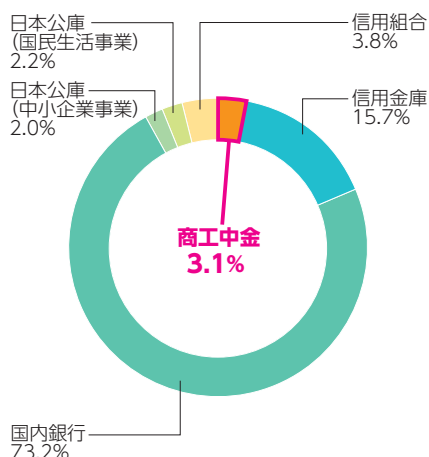
■ セーフティネット機能の発揮

平成20年秋口の米国サブプライムローン問題に端を発した金融経済危機、平成23年3月に発生した東日本大震災などに対し、政府による危機認定が発動され、商工中金は中小企業に対する唯一法定された指定金融機関として、中小企業の資金繰り支援に全力をあげて取り組んでいます。

■ 安定した取引スタンス

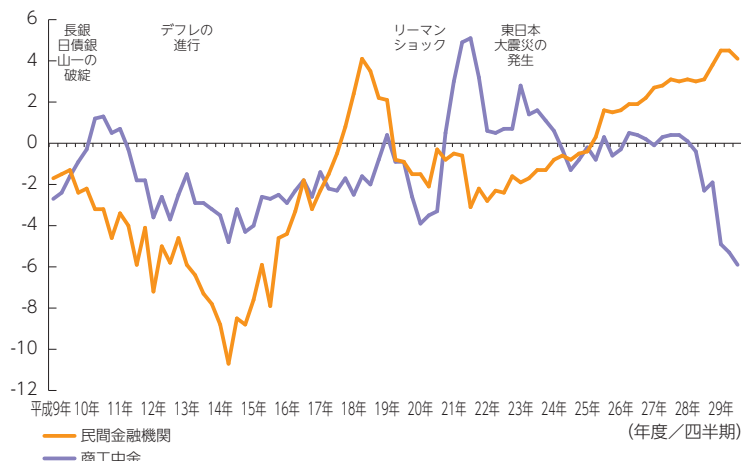
商工中金は、中小企業の皆さまとの日常的な取引を通じて、財務だけでなく、業務や技術の内容、経営者の手腕や思いなど、経営の実態を熟知しながら、経営状態の一時的な悪化にとらわれることなく、長期にわたる安定的な取引スタンスを維持しつつ、企業ニーズに即した機動的なサービスの提供に努めています。

■ 中小・中堅企業向け融資に占める商工中金の割合 (平成29年12月末時点)



・国内銀行は都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行等。
(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、日本政策金融公庫、全国信用組合中央協会

■ 商工中金の貸出と民間金融機関の中小・中堅企業向け貸出増減率の推移 (前年同期比増減率、%)



・民間金融機関は国内銀行、信用金庫、信用組合の合計。国内銀行は中小企業・中堅企業向け貸出、信用金庫は法人向け貸出、信用組合は貸出総額を用いた。
・平成29年度第3四半期までの推移。
(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」、全国信用組合中央協会

■ 商工中金のセーフティネット機能の発揮

株式会社移行前

<p>平成9～12年 金融機関の 相次ぐ破綻等</p> <p>平成13～15年 金融再生プログラム 不良債権集中処理</p>	<p>政府の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (国の特別貸付) セーフティネット貸付制度 ● 金融安定化特別保証制度30兆円 ● 新たな保証制度創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売掛債権担保融資保証 ・ 資金繰り円滑化借換保証 	<p>商工中金の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 左記施策を実施 ● 独自の制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無担保融資 ・ 日々の資金繰りを支援する短期運転資金 ● 経営改善支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業再生支援協議会等とも連携
--	--	---

株式会社移行後

<p>平成20年10月 株式会社化以降の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機対応業務 法定の指定金融機関としての確な対応を図る。 ①損害担保付貸出、②トーステップローン、③利子補給制度の活用 ● 独自のセーフティネット貸付 ● 信用保証協会 緊急保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度を積極的に活用
--------------------------------------	--

■ 危機対応業務の概要

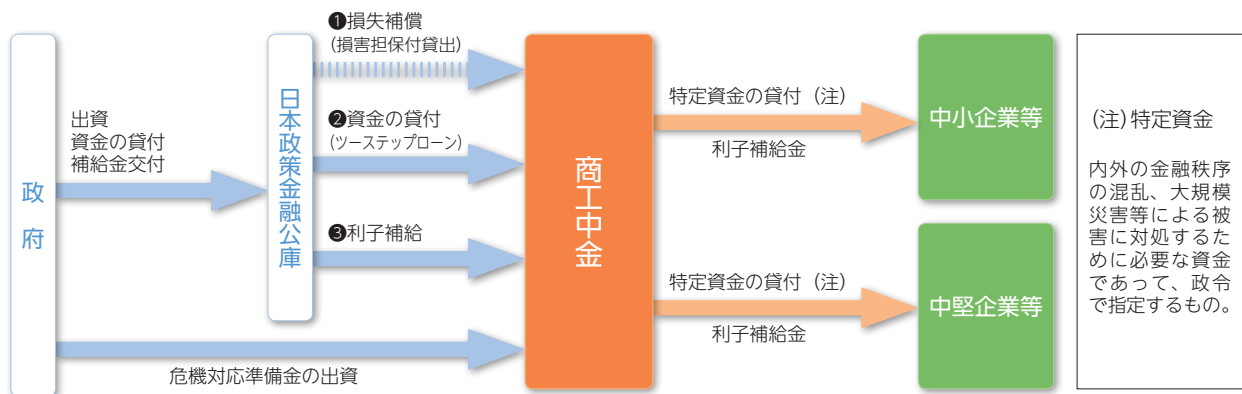
平成20年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、新たに危機対応体制が構築されています。

商工中金は、中小企業・中堅企業等に対し危機対応のための融資等を実施する機関（指定金融機関※）として定められています。

商工中金は、危機対応業務の対象となる「東日本大震災に関する特別相談窓口」、「平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口」、「平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口」と、その他主務省の要請を受け10の特別相談窓口、加えて6の商工中金独自の相談窓口を開設し、中小企業・中堅企業等からの相談に対し、懇切・丁寧かつ迅速な対応に努め、セーフティネット機能の発揮に全力をあげて取り組んでいます。なお、危機対応業務については、真の危機時に限定される取り扱いとなっており、公的な業務として峻別し、趣旨に沿った適切な業務運営を行ってまいります。

※指定金融機関：申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定（商工中金と日本政策投資銀行）
主務大臣が危機を認定した場合には、公庫からのリスク補完等を受けて、貸付等の「危機対応業務」を実施

■ 危機対応業務のスキーム図



- ① 損害担保付貸出 : 日本政策金融公庫からの信用補完（損失額の一部補償）を受け、特定資金の貸付を行う制度
補償割合：中小企業者 80%、中堅企業者 70%
- ② ツーステップローン : 日本政策金融公庫から財政投融资貸付等を原資としたバックファイナンスを受けて、特定資金の貸付を行う制度
- ③ 利子補給制度 : 日本政策金融公庫から利子補給を受けることを前提に、商工中金が、お客さまに特別利率での貸付を行い、あるいは、お客さまに対し、後日、利子補給金をお支払いする制度

セーフティネット機能の発揮 取組事例

■ 熊本地震で本社工場が全壊した事業者を地域金融機関と連携して支援した事例

G社は熊本県内に本社工場を保有する医療用機械等の製造業者です。手術中に使用した薬剤を自動管理する装置の製造など、高い技術力と開発力を強みにしていますが、平成28年4月に発生した熊本地震で本社工場が全壊してしまいました。

商工中金は、メインの地域金融機関と協調し、震災で生産が中止した間の運転資金に迅速に対応するとともに、各種補助金等の情報を積極的に提供し、本社工場の復旧をサポートしました。

金融円滑化への取組み

商工中金では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(中小企業金融円滑化法)」*の趣旨を踏まえ、期待される役割の十分な発揮に努めてまいりました。*商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成25年3月末を以って終了しましたが、商工中金は、「中小企業団体およびその構成員の金融の円滑化」を目的とした金融機関として、金融円滑化に向けた下記の「取組方針(金融円滑化基本方針)」のもと、「推進・管理態勢」・「苦情相談体制」・「事業改善・再生支援体制」などの態勢の強化により、その使命を果たすよう取り組んでおります。

特に、経済情勢や金融変化により経営に支障をきたす等影響を受けている中小企業者等の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、万全を期するため、平成21年12月7日に「中小企業金融円滑化相談窓口」を、平成25年3月8日に「経営改善・資金繰り相談窓口」を全営業店に開設し、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

経営改善や再生に取り組む中小企業者等の皆さまに対しましては、皆さまの抱える経営課題を共有し、貸付条件の変更等による資金面の支援とともに、経営課題の解決策の提案や経営改善計画の策定支援、計画の進捗状況のフォローといった「コンサルティング機能」を発揮して、業績好転と自律的存続の実現に向けた積極的なサポートを行っております。

また商工中金では、従来より、経営者保証に過度に依存しない融資手法の活用等により、中小企業者等の皆さまを積極的に支援しております。平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会より「経営者保証に関するガイドライン」が公表されましたが、商工中金ではガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。

金融円滑化基本方針

- ①新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、懇切・丁寧・迅速な対応を心がけ、実態把握と資金使途・償還財源の検討を十分に行い、長期的な視点から安定的な資金供給を行うよう、適切な審査に努めてまいります。
- ②経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに関する支援につきましては、お客さまと十分なコミュニケーションを図り、当金庫が永年培ったノウハウや多様な金融手法を活用し、お客さまの実情と企業実態を踏まえた適切な対応に努めてまいります。
- ③お客さまの企業（事業）価値を適切に見極め、その向上に貢献できるよう、研修教育等により職員の能力向上に努めてまいります。
- ④新規お借入やお借入条件の変更等のご相談・お申し込みに係る審査結果等のご説明は、理解と納得が得られるよう、お客さまの知識や経験および財産の状況等に応じ、適切かつ丁寧にまいります。
- ⑤お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情には、真摯に対応します。
- ⑥お借入条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客さまの取引金融機関や信用保証協会その他関係機関とも十分に連携し、適切に対応するよう努めてまいります。

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績（平成21年12月7日～平成30年3月末累計）

(単位：件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
266,803	9,687,263	254,652	9,261,603	4,019	143,669	3,334	103,021	4,798	178,970

(注) 本計数には、旧債の借換は含まれておりません。

取組事例

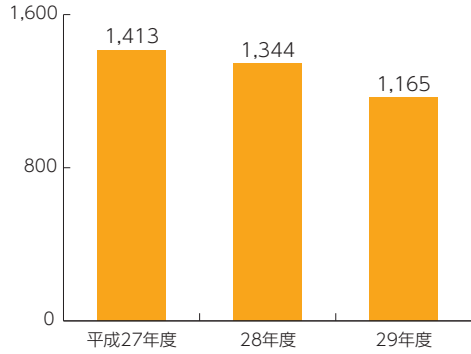
商工中金の無保証対応が、他行の呼び水効果となった事例

機械部品製造業H社の代表者は、高齢のため事業承継を検討していましたが、経営権の承継にあたり個人保証がネックとなっていました。

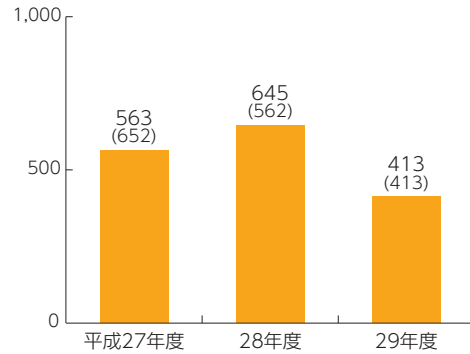
商工中金は、同社に対し、法人と役員間の貸借関係の整理等、アドバイスをを行うとともに、その後の必要資金について「経営者保証に関するガイドライン」に則して無保証で融資を行いました。商工中金の無保証対応を受け、他の金融機関も無保証対応を決定するなど、同社の円滑な事業承継に貢献しました。

収支の状況

業務粗利益 (単位: 億円)

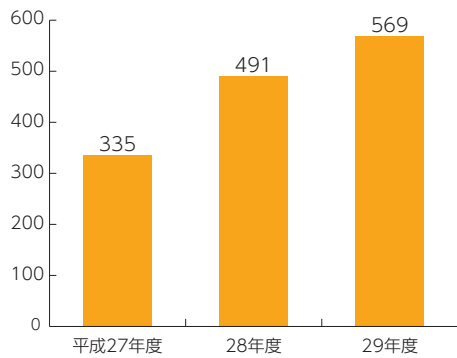


業務純益 (単位: 億円)

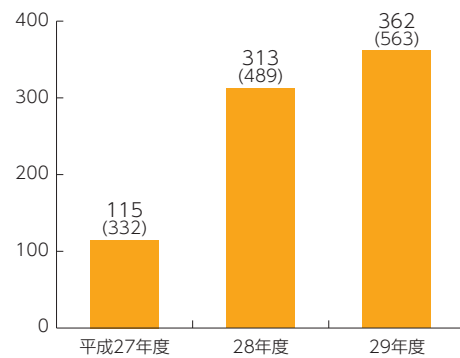


(注) () 内は一般貸倒引当金繰入額控除前業務純益

経常利益 (単位: 億円)

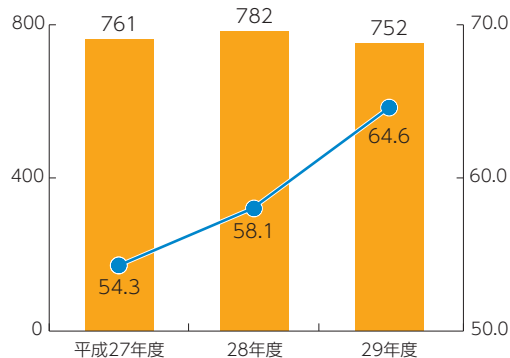


当期純利益 (単位: 億円)



(注) () 内は税引前当期純利益

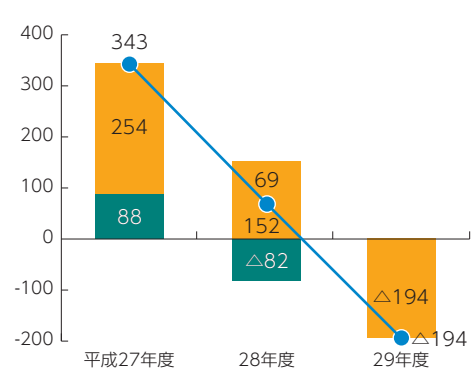
経費 (単位: 億円)・OHR (単位: %)



■ 経費 (左軸) ● OHR (右軸)

(注) OHR=経費÷業務粗利益 (国債等債券損益控除後)

与信費用 (単位: 億円)



● 与信費用

■ 不良債権処理額

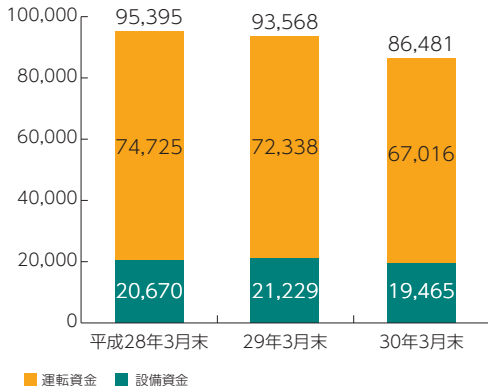
■ 一般貸倒引当金繰入額・戻入益

(注) 平成29年度の不良債権処理額には、一般貸倒引当金戻入益105億円を含んでいます。

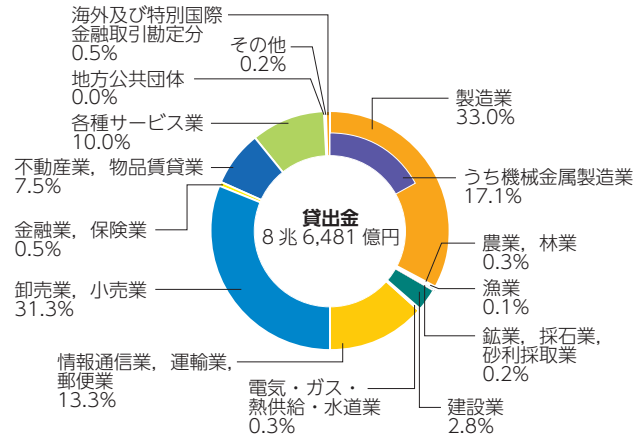
● 平成30年3月期の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから、前期比178億円減少し、1,165億円となりましたが、貸倒引当金戻入益を計上したことなどから、経常利益は前期比77億円増加し、569億円となりました。

貸出金の状況

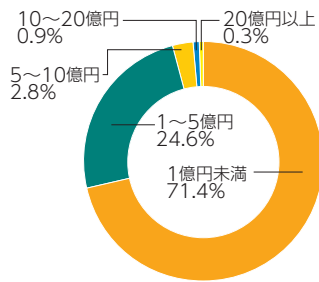
貸出金残高推移 (単位: 億円)



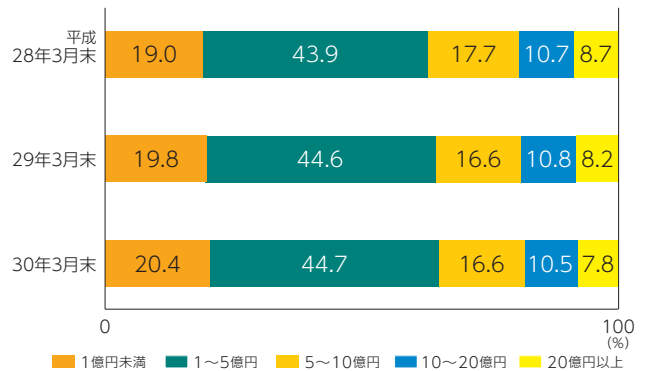
貸出金業種別内訳 (平成30年3月31日現在)



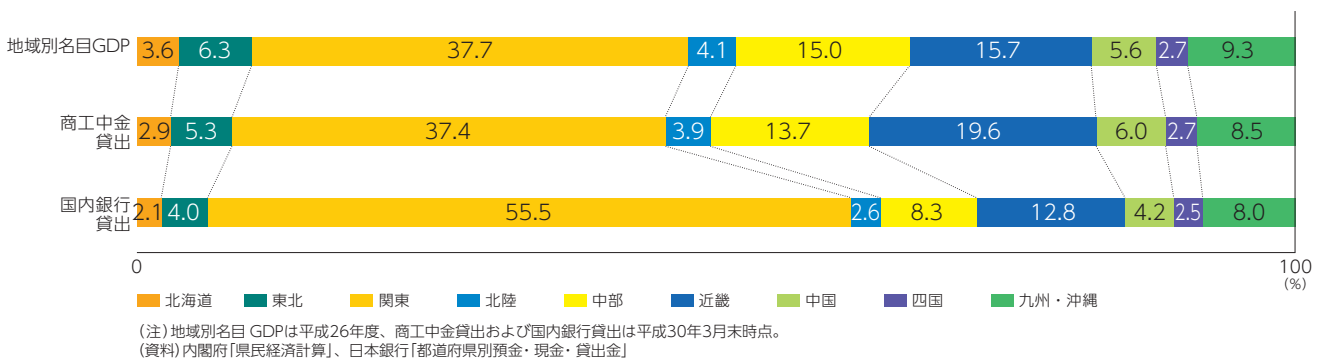
残高階層別貸出先数の構成 (平成30年3月31日現在)



残高階層別貸出残高構成比



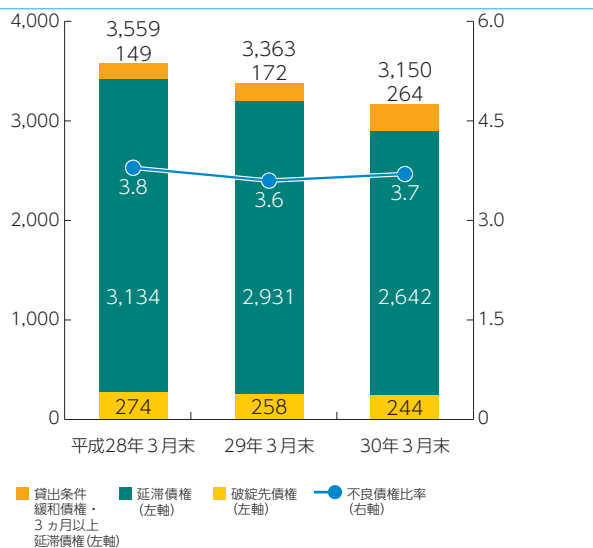
地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



● お取引先の資金需要の低迷や危機対応業務の不正行為事案への対応に最優先で取り組んだことなどから平成30年3月期の貸出金残高は、前期比7,086億円の減少となりました。

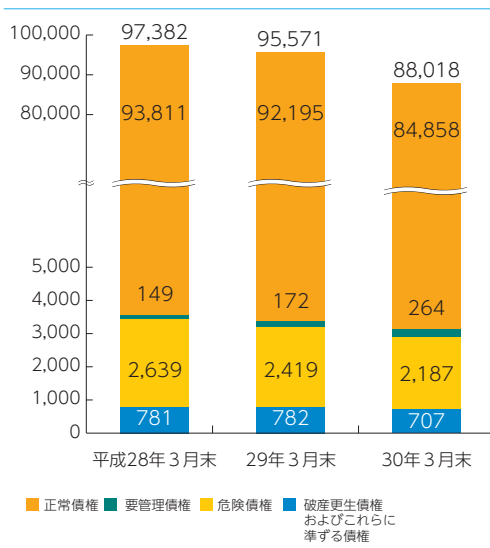
不良債権の状況

リスク管理債権および不良債権比率 (単位: 億円、%)



(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先債権 (破綻先)、延滞債権 (実質破綻先、破綻懸念先) および3ヵ月以上延滞債権や貸出条件緩和債権 (お取引先の経営再建や支援を図る目的で金利減免など、お取引先に有利な取り決めを行った貸出金) を開示しています。
不良債権比率: リスク管理債権の貸出金に占める割合

金融再生法に基づく開示債権 (単位: 億円)



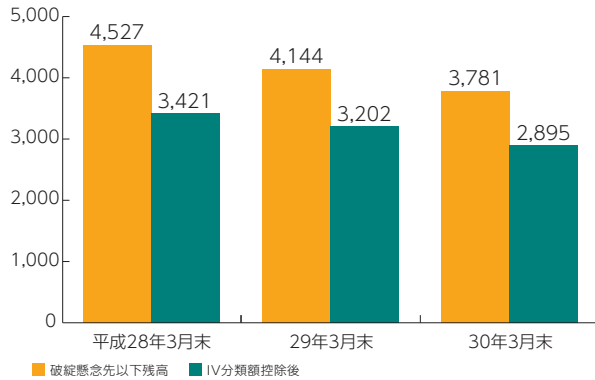
(注) 自己査定の結果に基づき、破綻先・実質破綻先の債権を「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、破綻懸念先の債権を「危険債権」、要注意先の債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を「要管理債権」として開示しています。

自己査定の債務者区分別残高 (単位: 億円)

	平成28年3月末		29年3月末		30年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
破綻先	694	0.7%	591	0.6%	573	0.6%
実質破綻先	1,192	1.2%	1,133	1.2%	1,020	1.2%
破綻懸念先	2,639	2.7%	2,419	2.5%	2,187	2.5%
要注意先	29,757	30.2%	27,633	28.6%	24,310	27.3%
要管理先	171	0.2%	193	0.2%	292	0.3%
その他要注意先	29,585	30.0%	27,440	28.4%	24,018	27.0%
正常先	64,203	65.2%	64,734	67.1%	60,812	68.4%
合計	98,488	100.0%	96,513	100.0%	88,904	100.0%

(注) 内部格付に基づき、ご融資先を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分し、開示しています。

破綻懸念先以下残高推移 (単位：億円)



- リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権は自己査定により回収不能と区分された債権額（IV分類額）を控除した金額で表示しています。
 なお、平成30年3月末において、控除した金額はそれぞれ次の通りです。
 リスク管理債権…「破綻先債権」については321億円、「延滞債権」については557億円
 金融再生法に基づく開示債権…「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」については885億円
- 自己査定の債務者区分別残高にはIV分類額を含みます。
- リスク管理債権は貸出金のみを対象としています。
 自己査定対象債権・金融再生法に基づく開示対象債権は、貸出金のほか、商工中金保証付私募債（商工中金がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債）、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

- 自己査定において要注意先に区分されたお取引先を中心として、経営改善計画の策定支援・フォローを通じ、お取引先の経営改善に向けた積極的な取組みを行っています。
- 今後につきましても、こうした取組みに注力し、自己査定を通じた適切な債権管理を実施することで、債権・財務の健全性を維持・確保していきます。

償却・引当について

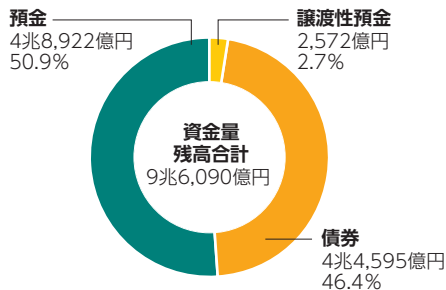
商工中金は、自己査定に基づき適正な償却・引当を実施しており、監査法人による会計監査を受けています。現状の不良債権に対して十分な処理を完了している状況にあります。

正常先・要注意先	過去の貸倒の実績に基づき合理的に算出した額を引当金として計上。
破綻懸念先	担保などで保全されていない額のうち、必要額を引当金として計上。
実質破綻先・破綻先	担保などで保全されていない額の全額を引当金として計上または償却。

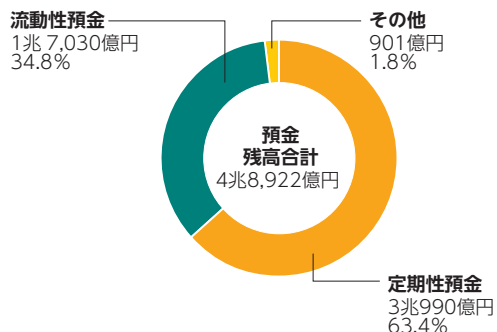
- 商工中金では、すべての与信に対して、「公認会計士協会実務指針」などの公正なルールに則り、「資産の自己査定」および「自己査定に基づいた償却・引当」を実施することで、資産の実態の的確な把握と、それに基づく管理の実施ならびに不良債権の適切な処理に努めています。

資金調達の状況

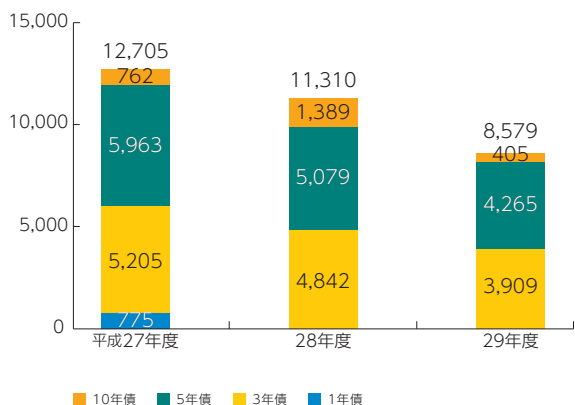
資金調達の内訳 (平成30年3月31日現在)



預金残高内訳 (平成30年3月31日現在)



募集債年度間発行額 (単位: 億円)



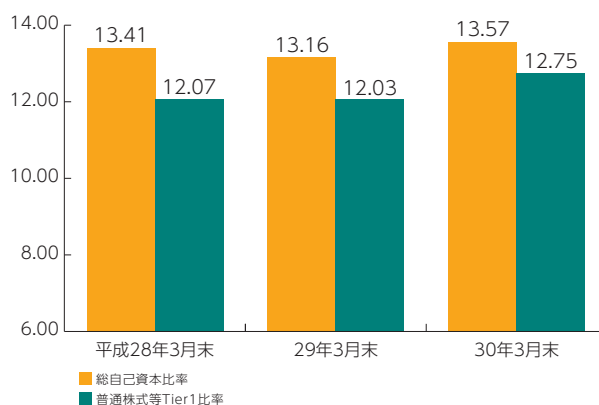
- ご融資に必要となる資金は、債券や預金を通じて自己調達しています。
- 募集債による効率的な調達に加え、個人・法人預金を主体とした資金調達の基盤拡充に努めています。

自己資本の状況

自己資本等の推移 (単位: 億円)

	平成28年3月末	29年3月末	30年3月末
総自己資本	9,805	9,964	10,055
普通株式等Tier1	8,820	9,110	9,447
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,500
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	1,189	1,457	1,775

自己資本比率の推移 (単位: %)



(注) 商工中金は株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項およびそれに基づく金融庁・財務省・経済産業省告示により、自己資本比率の向上に努めています。

- 平成30年3月期の総自己資本比率は13.57%と安定した水準で推移しております。
- また、自己資本に占める中核的自己資本（普通株式等Tier1）の割合が高いことなど、自己資本の質は高いものとなっています。

財務ハイライト ▼ 資金調達の状況、自己資本の状況

適正な業務運営の仕組み

商工中金のガバナンス	30
商工中金にとってのCSRとは.....	34
環境方針.....	34
リスク管理態勢	35
危機管理態勢	38
法令遵守の態勢	39
顧客保護に対する取組み.....	41
重要事実の開示に関する方針.....	43
ディスクロージャーの状況	43

■ 商工中金のガバナンス

特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）化を契機に、株主である中小企業組合やその組合員、政府、および市場の規律のもと、株式会社商工組合中央金庫法および会社法に基づき、取締役会、監査役（会）、会計監査人を設置するとともに、中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」、役員人事に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「人事委員会」、役員報酬（制度）および退職慰労金に関する中小企業の意見や助言を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「報酬委員会」、他の事業者との適正な競争関係の確保の状況および地域金融機関との多様な連携の在り方等の助言を経営に反映させるため、「業務運営委員会」を設置し、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」という基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めていきます。

このたび、過半の社外取締役の登用等により経営体制を刷新しました。特に社外取締役への報告・サポート態勢整備等によりその機能を強化しつつ、複数回審議の実施等を行い取締役会での議論を活性化することにより、取締役会の機能を強化します。

会社の機関の内容

A. 取締役会

取締役会は取締役7名、そのうち社外取締役4名（平成30年6月末現在）で構成されております。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員職務の監督を行っております。

B. 監査役会・監査役

監査役会は監査役4名、そのうち社外監査役3名（非常勤監査役を含む。平成30年6月末現在）で構成されております。監査役は、取締役職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定および解職、監査方針の決定等を行っております。

C. 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

該当ありません。

D. 経営諮問委員会

中小企業団体と中小企業の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される「経営諮問委員会」を設置し、業務運営に関して意見や助言をいただいております。

E. 人事委員会

役員人事について取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「人事委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

F. 報酬委員会

役員報酬（制度）や退職慰労金に係る業績評価について、取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成される「報酬委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

G. 業務運営委員会

他の事業者との間の適正な競争関係の確保の状況の検証及び地域金融機関との多様な連携の在り方等の助言を経営に反映させるため、「業務運営委員会」を設置しております。

H. コンプライアンス委員会

不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況を把握し、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の全般を諮問するため、外部弁護士を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、意見や助言をいただいております。

I. 経営会議

取締役会に付議すべき事項を審議し、また、一定の事項を社長執行役員が決定するにあたっての協議機関として、社長執行役員、副社長執行役員等で構成する「経営会議」を設置しております。

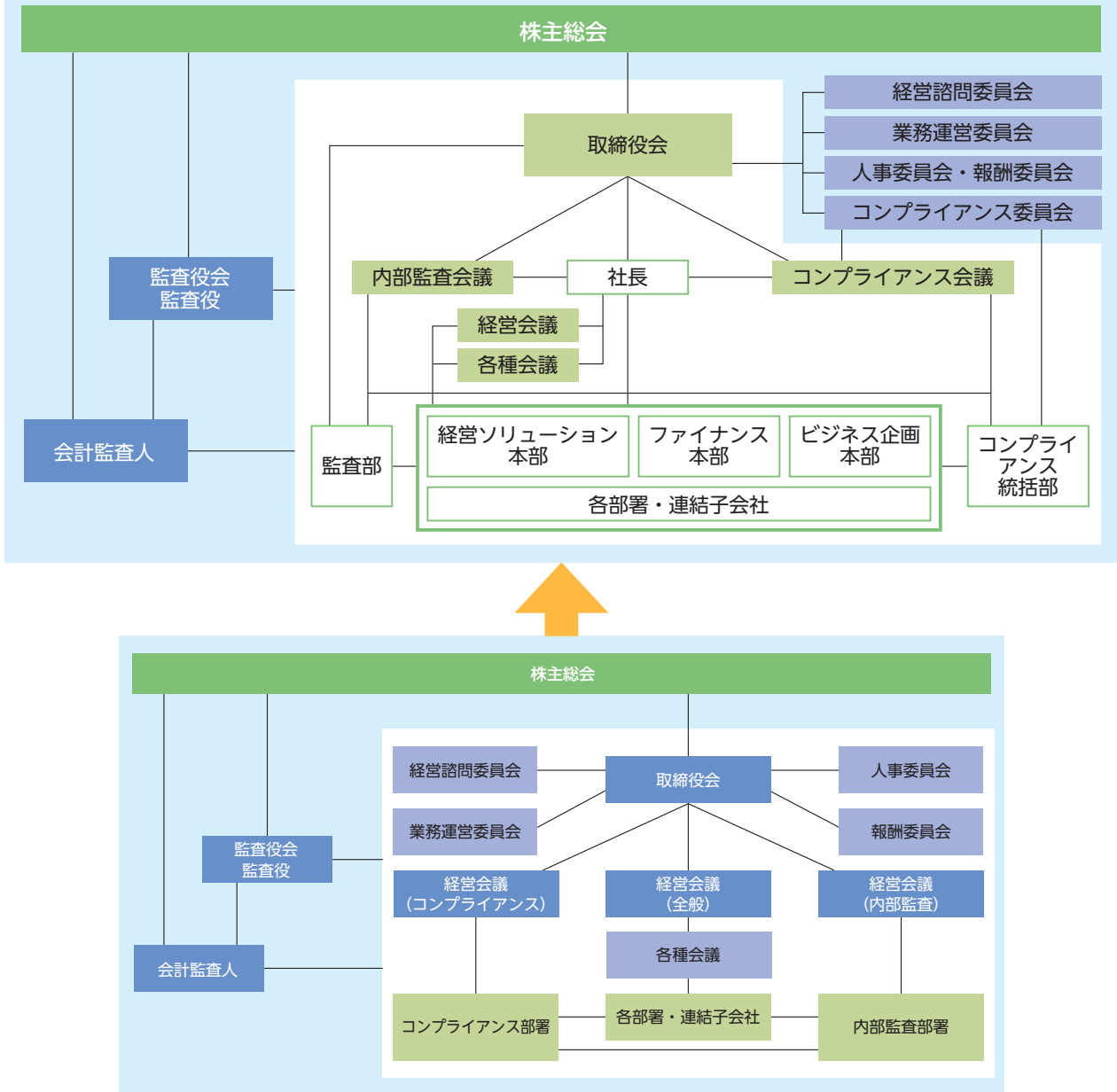
J. 内部監査会議・コンプライアンス会議

取締役会が決定した基本方針に基づき、取締役会から委任された内部監査及びコンプライアンスに関する事項を審議決定する機関として、「内部監査会議」、「コンプライアンス会議」を設置しております。

K. 各種会議

業務執行の効率化のため、投融資、CS推進、信用リスク管理等の事項に関しての各種会議を設けております。

ガバナンス図



適正な業務運営の仕組み ▼ 商工中金のガバナンス

取締役会は、過半以上の社外取締役で構成され、コンプライアンス及び内部監査について詳細な情報が共有され検討が行われるよう、コンプライアンス会議および内部監査会議を取締役会直下の会議とし、取締役会の機能強化を図っております。

また、不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うための機関として、コンプライアンス委員会を設置しました。

内部監査部門は、独立性を確保し、リスクベースアプローチを踏まえた監査手法の見直し等を実施し、よりリスクの高い分野に監査資源を重点配分する等、内部監査部門の体制・機能を強化しております。

さらに、平成30年5月、真にお客さま本位の視点から、中小企業の企業価値向上に貢献するため、営業店サポートを軸に組織を再編成し、統括本部を設置しております。

経営諮問委員会・報酬委員会・人事委員会名簿（平成30年6月21日現在）

委員会	委員
経営諮問委員会	委員長：菊地 義治（菊地歯車株式会社 取締役会長） 副委員長：川寄 修（株式会社東研サーモテック 代表取締役会長） 委員：石井 一成（株式会社カネヒロ 代表取締役社長） 井村 守俊（北海道パークット工業株式会社 取締役会長） 植田 滋（四国化工機株式会社 代表取締役社長） 上野 孝（上野興産株式会社 代表取締役社長） 江川 哲生（株式会社ライフサポート・エガワ 代表取締役） 小田 禎彦（株式会社加賀屋 代表取締役相談役） 小田切達雄（株式会社オダギリ 代表取締役社長） 貝原 良治（カイハラ株式会社 代表取締役会長） 菅野 豊（株式会社栄楽館 代表取締役社長） 児玉 洋介（児玉コンクリート工業株式会社 代表取締役） 小正 芳史（小正醸造株式会社 代表取締役社長） 今野 敦之（株式会社ユーメディア 代表取締役会長） 佐藤 進（佐藤薬品工業株式会社 代表取締役社長） 杉浦 滋彦（理工協産株式会社 代表取締役社長） 鈴木 勝人（株式会社ベルソニカ 代表取締役会長） 野村 稔（野村ユニソン株式会社 代表取締役社長） 早川 元章（株式会社ハヤカワカンパニー 代表取締役社長） 日野 昇（株式会社ミツバ 代表取締役会長） 福本 桂太（株式会社四ツ橋 代表取締役社長） 牧 卓彌（ウエストホールディングス株式会社 代表取締役会長） 松尾 隆徳（東洋電機株式会社 代表取締役会長） 森脇 孝（株式会社菊水フォーミング 代表取締役社長）
報酬委員会	委員長：児玉 洋介（児玉コンクリート工業株式会社 代表取締役） 委員長代理：石田 徹（日本商工会議所 専務理事） 委員：村越 政雄（株式会社ムラコシホールディングス 代表取締役社長） 松井 秀樹（森・濱田松本法律事務所 弁護士） 関根 正裕（株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長） 梅田晃士郎（株式会社商工組合中央金庫 副社長執行役員）
人事委員会	委員長：高 巖（麗澤大学 経済学部教授） 委員長代理：菊地 義治（菊地歯車株式会社 取締役会長） 委員：神谷 光信（神谷コーポレーション株式会社 代表取締役会長） 川寄 修（株式会社東研サーモテック 代表取締役会長）

氏名は敬称略

内部統制システムの整備の状況

商工中金は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号に規定する商工中金の業務ならびに商工中金および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
 - (2) コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
 - (3) 取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的に実践状況を確認する。
 - (4) コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
 - (5) 不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (6) 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
 - (7) 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行う。
 - (2) 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
 - (2) 取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - (3) 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置する。経営会議において、取締役会から授權された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
 - (2) 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - (3) 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - (4) 中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。
5. 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 5.1 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
 - (2) 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
 - (3) 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
 - (4) コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
 - (5) 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
 - 5.2 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
 - (1) 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取締役会及び経営会議に報告する。
 - (2) 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
 - 5.3 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
 - (2) 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
 - (3) 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
 - (4) 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。
 - 5.4 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。
 - 5.5 その他
 - (1) 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
 - (2) 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。
6. 当会社及び子会社等から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、執行部門から独立した使用人を配置する。
 - (2) 監査役室の使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 8.1 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた事項の報告を行う。
 - (3) 社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 8.2 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (1) 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
 - (2) 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
 - 8.3 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
 - (3) 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
 - (4) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
 - (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

■ 商工中金にとってのCSR（企業の社会的責任）とは

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第一条（目的）において、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体およびその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことが謳われています。

従って、第一義的にはこの法目的を的確に遂行していくことが、商工中金に課せられた最大の社会的責任であると認識しています。

商工中金の「企業理念」は、その使命を、中小企業金融の円滑化という法目的をベースに、中小企業の皆さまの企業価値向上を図ることを通じて、地域ひいては我が国の新たな力を創造していくこととし、同時に、「中小企業の皆さま」、「資金をお預けいただくお客さま」、「職員」、「社会」のそれぞれに対し経営姿勢をコミットメントしております。

また、企業理念を更に共有させ、「セーフティネット機能」はもとより、「社会的課題解決に向けた総合支援」を使命実現に向け発揮する重要な機能の一つとして位置付けています。更にそれらを支える取組みとして、自らも社会の一員としてコンプライアンスはもとより環境配慮への取組み、内部統制システムやリスクマネジメントの高度化、情報開示の体制構築などの内部管理態勢整備を進めています。

商工中金では、中小企業の金融円滑化という法目的を踏まえた企業理念を実践するための事業活動そのものが「CSR」と考えており、これらの活動実績やその結果としての経営成績等を適時適切にディスクロージャーし説明責任を果たすとともに、それぞれのステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを一層活発に実施してまいります。

■ 環境方針

全国展開の中小企業専門金融機関である商工中金は、「持続可能な社会」の実現を重要な経営課題のひとつと認識し、中小企業の企業価値向上という使命実現に向けた企業活動と環境保全の調和のため、積極的かつ継続的な取組みを行い地域の社会・経済に貢献します。

1. 法令等の遵守
環境保全にかかる諸法令・規則はもとより、商工中金が同意するその他の要求事項を遵守します。
2. 金融サービスを通じた環境保全
全国のネットワークを最大限活かし、国の政策、地方公共団体の施策などとも連携を図りつつ、金融商品・金融サービスの提供を通じて環境保全・保護に取り組む中小企業団体および中小企業の皆さまの事業活動等を積極的に支援し、社会全体の環境に関するリスクの低減に取り組みます。
3. 自らの事業活動における環境負荷の低減
事業活動における資源の消費や、廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、資源循環の取組みや、エネルギーと資源の有効活用を通じ、環境保全に努めます。
4. 役職員への啓発、对外公表
役職員一人ひとりの環境問題への意識を醸成するため環境に対する啓発に努めます。また、本方針に基づく活動状況は商工中金ホームページ等で公表します。

● 金融サービスを通じた環境保全

商工中金では、環境問題への対応を促進するため、環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまを金融面・情報面等からサポートする「環境対策支援」を展開しています。

また、公益社団法人全日本トラック協会（東京都新宿区）と連携し、国が定める排出ガス規制に適合する車両購入資金を融資する制度を取り扱っています。同融資制度を活用して、「自動車NOx・PM法」に適合する車両（同法施行前基準対比NOx排出量66%減）の導入や、同法よりもさらにNOx排出量の規制が厳しい「ポスト新長期規制」に適合する車両（同規制前基準対比NOx排出量65%減）の導入に寄与しました。

● 自らの事業活動における環境負荷の低減

商工中金では、節電・節水・エコドライブなどの手法を全店に通知し、取り組んでいます。また、空調など設備の代替・更新に際し、省エネ効果を意識した検討を行うこととしています。

対外的には、いわゆる「省エネ法」や「温対法」、東京都の環境確保条例を踏まえ、法令の適用を受ける施設では、毎年の実績報告などを行ってきましたが、平成21年度の法改正により、商工中金全体の使用エネルギー量も「省エネ法」および「温対法」の報告対象となり、実績集計の報告、ならびに更なる削減に取り組んでいます。

そのほか、自主的な取組みとしまして、いわゆる「グリーン購入法適合品」の調達推進や、平成18年度より本部および可能な店舗において夏季のクールビズを行っています。

■ リスク管理態勢

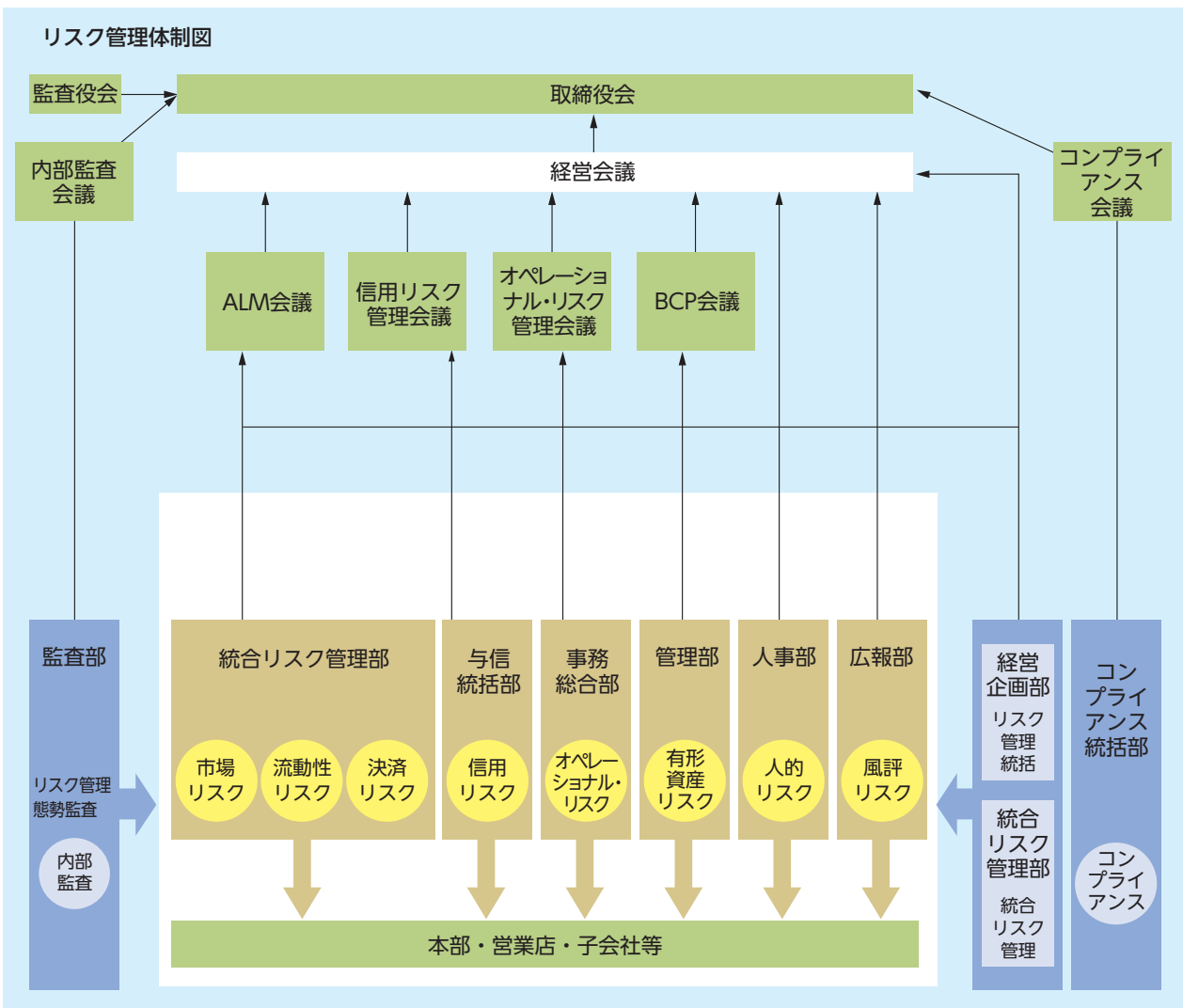
金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化などに伴い、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど金融機関の抱えるリスクは、著しく多様化、複雑化してきており、金融機関にとってリスクを適切に管理することは、お客様の多様化・高度化するニーズに応えるとともに、経営の健全性を維持するうえでますます重要となってきています。

こうした環境を踏まえ、商工中金では、各々のリスク管理部署を明確化し、個々のリスク管理の一層の強化に努めるとともに、経営企画部をリスク管理の統括部署として、リスク管理機能の高度化を進めています。

リスク管理上重要な事項につきましては、取締役会または経営会議で審議・決定することとしているほか、定期的に取り締役会に対しリスク管理の状況ならびに課題と対応策を報告しているなど、経営陣の十分な関与のもとリスク管理を行っております。

また、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによるリスク管理（統合リスク管理）を担当する部署として、統合リスク管理部を設置しています。

統合リスク管理部は、取締役会が決定したリスク資本枠について、その使用状況を取りまとめ、定期的にALM会議および経営会議に報告しています。



適正な業務運営の仕組み ▼ リスク管理態勢

リスクの定義

市場リスク	金利、為替相場の変動や有価証券等の価格変動に伴い、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク（市場流動性リスク）
決済リスク	決済が予定通りできなくなることに伴い、損失を被るリスク（その原因と性質から、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスクに大別される）
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク（事務リスク〔システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク*を含む〕）、およびコンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク（システムリスク〔システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスク*を含む〕） *情報セキュリティリスク：重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威（漏洩、不正使用、誤操作、故障等）により失われるリスク
法的リスク	取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないこと等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等から生じるリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスク

信用リスク管理

信用リスク管理については、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準および審査体制の堅持などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

信用リスク管理態勢

信用リスク管理の統括部署である与信統括部は、与信ポートフォリオのモニタリングやリスクの計量化を通じて信用リスク管理の高度化に取り組んでいます。

経営陣による信用リスク管理会議においては、信用格付、業種、地域などのさまざまな切り口で与信ポートフォリオを分析し、リスクの分散を図るなど、債権の健全化に取り組んでいます。

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、「資産の自己査定」を実施するとともに、信用格付制度を導入しています。この信用格付制度では、中小企業の信用度を計るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

審査体制面では、ファイナンス本部が、適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営サポート部を設けて、積極的に取り組んでいます。

融資審査について

中小企業は景気など外部環境に大きく左右されることから、お取引先の事業見通しについて中長期的な視点から審査をするように心がけています。具体的には、財務面のみならず、経営手腕や技術力といった決算書に表れない部分も含めてお取引先の事業の徹底した理解に努めています。

したがって、外部環境の影響から、お取引先の業績が一時的に低迷するなどの場合には、中核となる事業部門の将来見通し、キャッシュ・フローの推移にポイントをおいて、現状認識と解決の方向性を経営者の皆さまと共有することを目指しています。こうした適切な「事業性評価」に基づいた経営支援は商工中金の重要な使命であり、これからも地域金融機関や中小企業再生支援協議会など各関係機関と連携し、一層積極的に取り組んでいきます。

また、お取引先へのサポートをさらに推進するために、OJTや研修などにより、職員の課題解決に向けた提案力を向上させていきます。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスクおよび流動性リスクに関する基本方針を定め、組織・権限・管理方法などを明確化し、これに基づいた厳正な業務運営・管理を行っています。

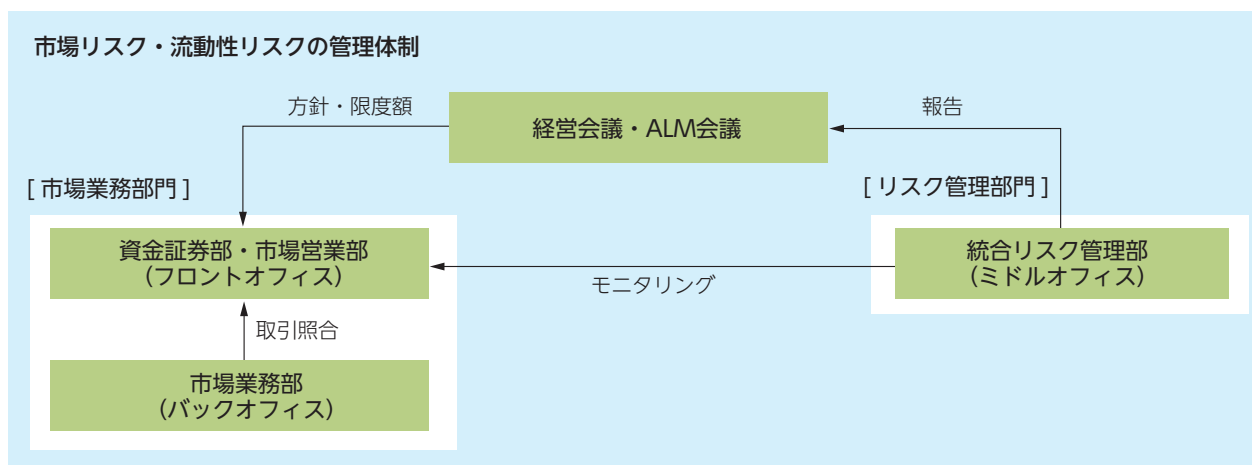
リスク管理体制

市場業務部門をフロントオフィスとバックオフィスに分離し、リスク管理部門としてミドルオフィスを設置することにより、牽制機能を確保しています。

ミドルオフィスは、経営会議・ALM会議において審議・決定された市場リスク・流動性リスクに関する限度枠などの遵守状況を日々モニタリングし、定期的に報告しています。

ALM運営

市場リスク・流動性リスクを適正に管理しながら、安定した収益の確保を目指しています。金利予測、10bpv（ベースス・ポイント・バリュー）や、VaR（バリュー・アット・リスク）などを用いた分析、複数の金利シナリオによるシミュレーション分析などを通じ、収益とのバランスを図りつつリスクコントロールを行っています。



市場リスク（バンキング業務）の状況^(注1)

10bpv (単位：億円)											
平成28年3月末				29年3月末				30年3月末			
1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
4	△29	△8	△32	7	△27	△12	△32	8	△32	△37	△60

VaR ^(注2) (単位：億円)		
平成28年3月末	29年3月末	30年3月末
45	108	139

(注1) トレーディング目的以外の金融商品。ただし、株式・外貨業務を除きます。

(注2) ヒストリカル・シミュレーション法、観測期間5年、保有期間1ヵ月、信頼区間99%

適正な業務運営の仕組み
▼ リスク管理態勢

オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクの統括部署である事務総合部が商工中金全体にかかる事務リスク、およびシステムリスクの極小化を目指し統括管理を行っています。

また、オペレーショナル・リスク管理会議においてオペレーショナル・リスクに関する事項や、同リスクの把握および削減に向けた対応策について審議を行っています。

事務リスクについては、各業務の事務取扱いを明確に定めた事務規定を制定するとともに、本部による事務指導、教育の徹底、各種事務機器の導入を推進し、事務処理の誤びゅう・遺漏を削減することにより、リスク軽減に努めています。さらに、リスク・コントロール・セルフアセスメント（RCSA）を導入し、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに、自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することを通じたリスクの

低減にも取り組んでいます。

システムリスクについては、バックアップ体制の整備や定期訓練の実施、外部の専門機関による定期的なシステム監査の実施、サイバー攻撃への技術的な対策等サイバーセキュリティ管理態勢の整備などによりシステムの安定的な稼働に向け、安全対策の充実に取り組んでいます。

また、事務リスクおよびシステムリスクに含まれる情報セキュリティリスクに対しても、「情報セキュリティ対策基本通牒」や具体的な対策基準、管理手続きを制定するとともに、商工中金の情報資産について重要性などに応じた区分とリスクの評価に基づいた対策を実施することにより、情報資産をリスクから適切に保護し、そのセキュリティの確保に努めています。

災害などの非常事態に備え、緊急時のお客さまや職員の安全確保策、業務優先順位などを明示したコンティンジェンシー・プランを策定しています。

内部監査態勢の整備

内部管理態勢の適切性・有効性などを検証するため、他の本部各部から独立し、社長執行役員直属の内部監査部門として、監査部がリスク管理態勢などの監査を行っています。

業務監査では、本部各部のリスク管理のプロセスのほか、法令等遵守や顧客保護等管理態勢、営業店の支店経営管理や運営状況などの適切性・有効性の監査を実施し、内部管理態勢を一層向上させるための改善提言に取り組んでいます。

資産監査では、自己査定および償却・引当の適正性や信用格付の正確性の監査を実施しています。

なお、内部監査結果は、内部監査会議または経営会議を経て取締役会に定期的に報告しています。

取締役等が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとしています。
- ② 取締役等は、法律に定める事項のほか、業務の執行状況等について、監査役会または監査役へ適切に報告しています。

危機管理態勢

「BCP基本規程」を制定し、防災に関し、商工中金および役員がとるべき対策を定めるとともに、災害発生時にすみやかに商工中金の機能を回復することに

よって業務の円滑な遂行を図り、業務停止による経営上のリスクを最小限に抑止する態勢を整備しています。

■ 法令遵守の態勢

商工中金では、コンプライアンスの徹底を重点課題と位置付け、業務に関するさまざまなルール、社会的規範を遵守することはもちろん、説明責任を全つする観点からディスクローズに努め、透明性の高い業務運営を行っています。

コンプライアンスの重要性の周知徹底

商工中金では、グループ役職員が遵守すべき倫理上の規範として、「倫理憲章」を制定し、役職員に周知しています。さらに、具体的な手引書として、業務遂行上遵守すべき法令や、問題が発生した場合の対応方法を明示したコンプライアンス・ハンドブックを作成

し、役職員に配布しています。また、営業店長会議において、コンプライアンスの徹底に対する取組姿勢を示すほか、集合研修や部室店内研修などを実施し、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス委員会

取締役会から委任を受け、コンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る全般を諮問するための機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンスに関する審議機関

コンプライアンスに関する事項は社長執行役員を議長とするコンプライアンス会議へ報告し、審議しています。コンプライアンス会議の審議結果は、取締役会へ報告し、コンプライアンス・プログラムなど、コンプライアンスに関して重要な事項は、取締役会で決定しています。

コンプライアンス統括部門

①コンプライアンス統括部は、コンプライアンスの統括セクションとして、コンプライアンスに係る企画・管理を行い、関係部室と緊密な連携を取りあって、商工中金のコンプライアンス態勢の構築に取り組んでいます。

②コンプライアンス統括部に、現場におけるコンプライアンスの定着状況等の把握・指導を行う「エリア・コンプライアンス・オフィサー」を配置しています。

各部室店

本部の部室長および営業店長をコンプライアンス責任者とし、本部の各部室および営業店に設置するコンプライアンス担当者とともに、法令などに抵触していないかなど、日常的にコンプライアンスの観点からチェックを行い、必要に応じ職員に指導・研修を行っています。また、本部のコンプライアンス担当者は内部規定を制定・改正する場合には、その内容が法令等に適合しているか、また、社会的規範に照らして問題はないかなどの審査を行い、必要に応じ、外部専門家と相談しています。

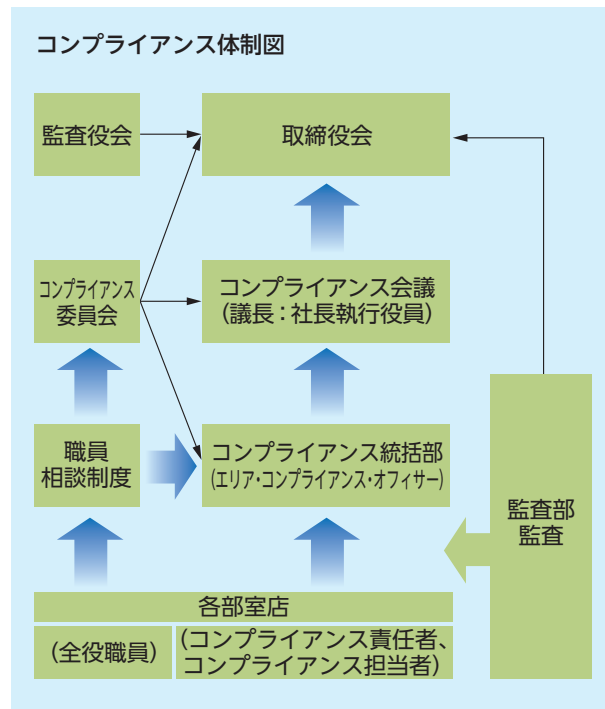
コンプライアンスに関する監査

本部各部室や営業店が自ら行う自店監査などを義務付け、コンプライアンスの徹底状況をチェックするほ

か、他の本部のセクションから独立した監査部が、本部や営業店におけるコンプライアンスの徹底状況を監査しています。なお、監査結果については、取締役会に報告しています。

職員相談制度

商工中金では、コンプライアンス上の問題が発生した場合に未然に拡大を防止し、早期に問題を是正するため、職員相談制度（内部通報制度）を設けています。コンプライアンス統括部のほか、外部弁護士や外部事業者に相談窓口を設置し、役職員が相談しやすい体制を整備しています。



反社会的勢力の排除

金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められています。

商工中金では、コンプライアンス統括部を反社会的勢力の排除に係る統括部署とし、各部室店には反社会

的勢力責任者を配置するなど、反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、警察や弁護士など外部専門機関とも連携して反社会的勢力との関係遮断、取引排除に取り組んでいます。

倫理憲章と行動基準

1. コンプライアンスの徹底

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのないよう、常に高い道德観・倫理観をもって行動します。

【行動基準】

- ① 誰にでも、どのような業務にも不正の可能性があることを理解し、常に不正防止を念頭に置き業務に取り組みます。
- ② 規定やルールを正しく理解し、手順省略はせずに業務を行います。また、規定やルールを、曖昧なまま、都合よく勝手に解釈はしません。
- ③ 本部は、分かりやすい通牒・マニュアルを策定するとともに、必要に応じ改善・見直しを行います。
- ④ コンプライアンス検討会を定期的で開催し、繰り返し研修・議論を行い、規範意識を向上させます。

2. お客さまに対する姿勢

私たちは、中小企業専門の総合金融機関であるという原点に常に立ち返り、お客さまからの信頼とお客さまの満足を第一に考え行動します。

【行動基準】

- ① 私たちは、お客さまに寄り添い、お客さまとの信頼関係の構築に取り組みます。
- ② 私たちは、お客さまと対話を深め、お客さまの事業を理解し、課題の共有に取り組みます。
- ③ 私たちは、お客さまの課題解決に向け、ソリューションの提供に取り組みます。
- ④ お客さまのニーズに対して、支店内・本支店が協力し迅速に対応します。

3. 社会に対する責任

私たちは、透明性が求められる社会的公器である金融機関の一員として、また地域社会の一員として、常に社会的責任を自覚し、公正・誠実に行動します。

【行動基準】

- ① 自らの行動が商工中金の行動と見られていることを常に意識し、公正・誠実に行動します。
- ② 行政や地域金融機関等と連携・協働し、地域社会へ貢献するよう考えます。
- ③ 他の職員が不正を行っているのを発見したら、見て見ぬふりはせず、速やかに上司や職員相談窓口へ報告します。
- ④ 不正の発見の報告を受けた上司は、隠すことなく本部に報告します。
- ⑤ 反社会的勢力および団体に対しては毅然とした対応をし、関係を遮断します。
- ⑥ 商工中金の商品・サービスが、マネー・ローンダリングおよびテロ活動への資金支援等に利用されることがないようにします。

4. 目指すべき組織

私たちは、あらゆる人の人権と多様性を尊重し、ハラスメントや差別のない風通しの良い職場環境の構築に努めます。

【行動基準】

- ① ハラスメントをなくし、何でも相談・意見し合える職場を作ります。
- ② 困ったことがあれば、一人で抱え込まず相談します。
- ③ 困っている様子の人には積極的に声掛けします。
- ④ 上司や同僚に相談しにくい場合には、エリア・コンプライアンス・オフィサーや職員相談窓口にご相談できないか考えます。
- ⑤ 上司は、部下が困っていないか常に気を配り、耳を傾け、積極的に声掛けをします。
- ⑥ 本部は、営業店の意見に真摯に耳を傾け、迅速・誠実に対応します。

■ 顧客保護に対する取組み

商工中金では、お客さまへの適切かつ十分な説明（顧客説明管理）、お客さまのご要望や苦情に対する適切な対応（顧客サポート等）、お客さまの情報の適切な管理（顧客情報管理）、業務を外部委託する場合におけるお客さまの情報の適切な管理やお客さまへの適切な対応（外部委託管理）、およびお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理（利益相反管理）を行うため、顧客保護等管理規程を定め、お客さま第一主義の経営姿勢を実践しています。

例えば、融資や預金のお取引などに際し、お客さまのご理解・納得を得られるよう、丁寧に契約内容などの説明を行っています。特に、元本欠損の恐れのある商品を勧誘する場合には、「金融商品販売にかかる勧誘方針」に則り、適切な勧誘を行うことに加え、例えばシニア世代のお客さまに対して保険や投資信託を勧誘する際には、複数回の説明を行うなど適切な勧誘に努めています。

す。

また、「お客さまサービスセンター」を設置し、お客さまからのご要望や苦情の受付体制を整備するとともに、寄せられたご要望や苦情について「CS（顧客満足）推進会議」で検討を行い、再発防止や業務改善に努めています。更に、お客さまの満足度を高める取組姿勢を示し、職員のCS意識の一層の向上を図るため、「CS宣言」を制定し、公表しています。

こうした顧客保護に対する取組みを適切に管理するために、顧客説明管理、顧客サポート等、顧客情報管理、外部委託管理、および利益相反管理それぞれに応じ管理責任者を設置するなど、所要の体制を整備しています。なお、コンプライアンス統括部は、各管理責任者による管理状況をモニタリングし、その結果を定期的にコンプライアンス会議および取締役会へ報告しています。

CS宣言

お客さまへのお約束

1. 感謝の気持ちを持って、心からの笑顔でお客さまをお迎えいたします
2. 正確かつ迅速な手続きをいたします
3. わかりやすい言葉で、明るく、丁寧に対応をいたします
4. お客さまの声を誠実に受けとめ、サービスの向上に努めます
5. 清潔感あふれる気持ちの良い店づくりに努めます

金融ADR制度への対応

平成22年10月1日より、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）が開始されました。商工中金では、お客さまからの苦情、お客さまとの紛争の解決に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ・チラシ等で公表しています。

①苦情処理措置

商工中金の営業店（電話番号は店舗等一覧のページをご覧ください）・お客さまサービスセンター（電話：0120-079-366）では、月曜から金曜（祝日および商工中金の休業日を除く）9時から17時に、さまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情をお受けしています。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる苦情につきましては、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）でもお受けしています。

②紛争解決措置

商工中金との紛争解決のためには、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が設置・運営している東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）・第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）・第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただけます。なお、登録金融機関業務（投資信託窓販業務等）にかかる紛争解決のためには、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（電話：0120-64-5005）もご利用いただけます。

個人情報保護に対する取組み

「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、個人情報保護にかかる取組方針などに関する宣言（「個人情報保護宣言」）をホームページなどで公表し、厳格な安全管理体制のもと個人情報保護に取り組むとともに、継続的に改善するよう努めています。

また、個人情報保護窓口において、個人情報保護にかかる相談や開示請求などの手続きのご案内をはじめ、開示請求などの各種請求を受け付けています。

個人情報保護宣言

1. 商工中金は、お客さまからお預りする個人情報、特定個人情報等（個人番号及び個人番号をその内容を含む個人情報）を適切に取扱い保護することの重要性に鑑み、個人情報・特定個人情報等の保護に関する関係諸法令・指針等を遵守し、個人情報・特定個人情報等の保護に取組むとともに継続的に改善するよう努めます。
2. 商工中金は、商工中金が取扱うお客さまの個人情報・特定個人情報等について、漏えい・不正アクセス等の防止のため、厳格な安全管理体制を構築します。
3. 商工中金は、お客さまの個人情報・特定個人情報等を適正に取得します。また、お客さまの個人情報は、利用目的の範囲内で利用します。利用目的以外に利用する際は、お客さまの同意をいただきます（但し、法令により認められる場合は除きます）。特定個人情報等については、法令で定められた範囲内でのみ利用します。また、商工中金における利用目的は、個人情報・特定個人情報等をお預りする際に明示する他、商工中金ホームページなどで公表します。
4. 商工中金は、お客さまの個人情報を、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。また、法令に定める場合を除き、お客さまの特定個人情報等を第三者に提供することはいたしません。
5. 商工中金では、業務を円滑に遂行するため、お客さまの個人情報・特定個人情報等の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、お客さまの個人情報・特定個人情報等の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
6. 商工中金が取扱うお客さまの個人情報・特定個人情報等について、内容の開示・訂正・利用停止等のお申出に対しては、各支店にて受け付け、法令に基づき、速やかに対応いたします。
その他個人情報・特定個人情報等に関するお問合せ・ご相談・ご意見等は、各支店の窓口または下記までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

個人情報の利用目的について

商工中金は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、お客さまの個人情報を、以下業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容

- 預金業務、債券業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 公共債窓販業務、登録機関業務、口座管理機関業務、保険販売業務、投信販売業務等、法律により商工中金が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- 信託契約代理店業務、ビジネスマッチング・M&A、メールサービス、社債・投資業務、資産流動化業務およびこれらに付随する業務
- その他商工中金が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 商工中金との預金取引や債券取引、融資取引等における期日管理・債権管理等、お取引における管理のため
- 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- 融資のお申込みやご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- お客さまに対し、取引結果、預り残高等の報告を行うため
- でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため、電子記録債権の円滑な流通の確保のためおよび商工中金の与信取引上の判断のため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該事業を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（なお、ダイレクトメールの発送やテレマーケティングその他の非対面セールス活動の目的で個人情報を利用することの中止を希望される場合は、取引店あてご連絡下さい。）
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、各種連絡等、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

特定個人情報等の利用目的について

商工中金は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの特定個人情報等を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

利用目的

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- 法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- 預貯金口座付番に関する事務のため
- その他上記に関連する事務のため

【お問合せ窓口】

個人情報保護センター 電話番号：03-3246-9326（受付時間：営業日の9時から17時まで）

重要事実の開示に関する方針

商工中金は、中小企業による中小企業のための金融機関として、経営の透明性を高め、アカウンタビリティを的確に果たすとともに、株主、中小企業者、投資家および預金者等の皆さまから一層のご理解・ご信頼をいただけるよう、事業活動や財務の状況などについて、公平かつ適時・適切な情報開示に努めます。

この基本的な考え方に基づき、重要事実にかかわる情報開示のあり方について対外的に公表するとともに、商工中金の役職員に周知し適切な運営を図っていくことを目的として、「重要事実の開示に関する方針」を以下の通り定めています。

1. 重要事実の定義

商工中金は国内外の関係法令等で開示が求められている事項はもとより、株主、中小企業者、投資家および預金者の皆さまの判断に大きな影響を与えると思われる情報については、公表すべき重要事実と位置付けます。

2. 開示の方法

重要事実の開示は、原則開示の日に商工中金ホームページに掲載するなど、公平な情報開示に努めます。

3. 将来情報の取扱い

商工中金が開示する予想、戦略、方針、目標等の将来の見通しに関する記述は、開示時点において入手可能な情報に基づいており、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。

4. 投資判断について

商工中金が行う情報開示は、商工中金へのご理解を深めていただくことを目的としており、商工中金が発行する有価証券等についての勧誘を目的とするものではありません。投資等に関する決定はご自身の判断において行ってください。

5. 内部体制整備

商工中金は「重要事実の開示に関する方針」に則った情報開示を行うために必要となる内部体制の整備・充実に努めます。

ディスクロージャーの状況

商工中金は、ステークホルダーの皆さまに適時・適切な情報をご提供するため、業務内容や財務の状況などについて適切な情報開示に努めています。

開示資料

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業のご報告 ●事業報告 ●計算書類 ●連結計算書類 ●附属明細書 ●会計監査報告 ●監査報告	営業店に備付け	毎年6月
決算公告（中間決算公告）	電子公告	毎年6月（毎年12月）
ディスクロージャー誌（中間ディスクロージャー誌）	営業店に備付け	毎年7月（毎年1月）
有価証券報告書（半期報告書）	EDINET、本店・大阪支店に備付け	毎年6月（毎年12月）
バーゼル規制関連比率	ホームページ	毎四半期

（注）株式会社商工組合中央金庫法、会社法、金融商品取引法による開示資料です。

商品・サービス一覧

経営課題等に対する ソリューション	46
----------------------------	----


■ 経営課題等に対するソリューション

独自の総合支援策とその融資制度

商工中金は、独自性のある総合金融サービスをより効果的に提供するために、融資のみならず新たな金融手法や各種情報提供などの支援策を通じて、お客さまの事業活動を総合的にサポートしています。

総合支援策

支援策名称		内容
 セーフティネット支援	ねらい	景気の変動を受けやすい事業者の皆さまに対して、災害や経済環境の悪化などの危機時には安定的な資金提供を行い、セーフティネット機能を発揮します。
	対象となる方	社会的・経済的環境の変化などの外的要因、災害により一時的に業況悪化をきたしているものの、中長期的には、業況の回復が見込まれる事業者の皆さま
 地域再生・活性化支援	ねらい	地域再生・活性化のために、経済産業局、地方公共団体、中小企業団体中央会、商工会議所、地域金融機関などとの連携を深めながら、地域経済に密着し、重要な役割を担う事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	基幹産業の振興、地域ブランドの育成、新規産業の創出など、地域の活性化、地域雇用の創出に繋がる事業に取り組む事業者の皆さま
 組合支援	ねらい	組合事業の活性化、組合運営上の課題解決のために、組合の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 共同経済事業の活性化に取り組む組合の皆さま ② 金融事業を新たに実施する組合の皆さま ③ 新たな事業を開始する新設組合の皆さま ④ 経営革新・創業・環境問題など中小企業を取り巻く新たな課題に取り組む組合の皆さま
 創業・新事業進出支援	ねらい	成長が見込まれる事業の創造に取り組む事業者の皆さまや、新規性があり成長が見込まれる事業の創造に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	創業しようとする、または創業間もない事業者の皆さま、事業に「新規性」が認められる事業者の皆さま
 再生支援	ねらい	本来、存続・発展可能性のある事業の円滑な継続に支障をきたしている事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	経営内容が悪化しているものの、計画的に経営改善を進めることで、将来の見通しのある事業者の皆さま
 海外展開支援	ねらい	海外進出に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	海外進出を行う、または進出済の中小企業の皆さま（海外現地法人を含む）

支援策名称	内容	
環境対策支援 	ねらい	環境問題への対応を促進するために、企業の社会的責任（CSR）の一つとして注目されている環境に配慮した経営を行っている事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む事業者の皆さま ② 廃棄物の適正処理に取り組む事業者の皆さま ③ 大気汚染物質の排出抑制に取り組む事業者の皆さま ④ 水質汚染物質の排出抑制に取り組む事業者の皆さま ⑤ RoHS指令やPRTR制度に対応して、特定化学物質の排除や管理体制の整備に取り組む事業者の皆さま ⑥ 土壌汚染防止に取り組む事業者の皆さま ⑦ そのほか産業公害防止に取り組む事業者の皆さま ⑧ 省エネルギーに取り組む事業者の皆さま ⑨ 新エネルギー（天然ガス利用、風力発電など）の利用に取り組む事業者の皆さま ⑩ 環境配慮型経営にかかわる第三者認証などを取得した事業者の皆さま ⑪ 再生可能エネルギー源を用いて発電された電気の売電を行う事業者の皆さま
女性の社会進出・ 少子化対策支援・ 高齢者活躍支援 	ねらい	女性起業家および女性・高齢者活躍に資する事業や女性・高齢者の活躍の場の提供などに積極的に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 女性起業家 ② 女性の社会進出または高齢者活躍促進に効果がある事業に取り組む事業者の皆さま ③ 女性従業員、男女雇用機会均等、少子化対策、高齢者活躍などへの配慮を厚く行っている事業者の皆さま
財務リスク マネジメント・ BCP支援 	ねらい	自社の財務リスクや災害リスクをコントロールし、経営の安定化を図る事業者の皆さま、平時より防災対策を講じ災害から資産を守り企業価値の保全を図るために、BCP*の策定や防災対策を行う事業者の皆さまをサポートします。 *BCP（Business Continuity Plan:緊急時企業存続計画）
	対象となる方	① バランスシートの改善、資金調達の多様化、各種リスクヘッジなどに取り組もうとする事業者の皆さま ② 「中小企業庁BCP策定運用指針」など、BCPを策定し、発生時に備えた事前対策に取り組む事業者の皆さま ③ 地震、台風および豪雨など、自然災害に対する防災対策に取り組む事業者の皆さま
ものづくり支援 	ねらい	ものづくり基盤技術の高度化やさまざまな経営課題の解決に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法）に基づく特定ものづくり基盤技術を有する業種に属する事業者の皆さま ② 特定ものづくり基盤技術を有する事業者の皆さま
企業間連携支援 	ねらい	企業体質の強化のために、多様な連携により事業化に取り組む事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	① 企業の売買・合併（M&A）などに取り組む事業者の皆さま ② 販路拡大や業務提携（ビジネスマッチング）などに取り組む事業者の皆さま ③ 技術の高度化や新技術・新製品開発などに取り組む事業者の皆さま ④ 複数の異なった分野の事業者などが連携して事業化に取り組む事業者の皆さま
事業承継支援 	ねらい	円滑な事業承継のために、後継者などに課題を抱える事業者の皆さまをサポートします。
	対象となる方	事業承継に取り組む事業者の皆さま
地域資源活用支援 農商工連携支援 	ねらい	地域資源を活用した事業展開に取り組む事業者の皆さま、農林漁業者と連携して新商品の開発などを行う事業者をサポートします。
	対象となる方	① 都道府県が指定する地域資源などを活用した商品開発、生産などを行う事業者の皆さま ② 農林漁業の方と連携して新商品の開発などを行う事業者の皆さま ③ 6次産業化に取り組む事業者の皆さま

総合支援策にかかる融資制度等

組織化、組合共同事業支援のための融資制度

貸付制度等名称	貸付対象
協業化・共同化融資	中小企業の皆さまが共同して実施する工場・店舗・貨物自動車および倉庫などの集団化や、商店街近代化などの高度化事業に取り組む組合の皆さま
中央会推薦貸付	商工中金と都道府県中央会の共通支援テーマ（新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援、農商工連携支援、女性の社会進出・少子化対策支援、環境対策支援、BCP支援、事業承継支援、再生可能エネルギー活用支援、海外展開支援、組合間連携支援、協業化促進支援）に取り組む、都道府県中央会から推薦を受けた組合および組合員の皆さま
年末・益対策組合特別貸付	年末・益時期などに賞与支払などの短期資金を必要とする組合および組合員の皆さま

その他の融資制度

貸付制度等名称	貸付対象
地方公共団体の制度融資	地方公共団体が行う預託制度融資を利用する中小企業の皆さま
業界団体の制度融資	業界団体が行う預託融資制度等（トラック近代化基金融資、自動車整備業エコローン等）の要件に合致する事業者の皆さま
市街地再開発事業への融資	中小企業の店舗の近代化・合理化を推進するため市街地再開発事業に参加する市街地再開発組合とその構成員および中小企業の皆さま
委託代理貸付	商工中金の長期安定資金を代理店を通じて利用される商工中金の株主である中小企業団体およびその構成員の皆さま（代理店になっている信用組合の組合員を含む） ※代理店：信用組合105、信用金庫22、その他3、計130（平成30年3月31日現在）
受託代理貸付	商工中金が委託を受けた公庫・機構（（株）日本政策金融公庫、（独）福祉医療機構、（財）日本財団、（独）中小企業基盤整備機構、沖縄振興開発金融公庫）などの融資制度の要件に合致する事業者の皆さま※

※（独）環境再生保全機構、（独）労働者健康安全機構については、既貸付金の管理・回収を行っています。

資金調達ニーズへの取組み

中小企業の皆さまの多様な経営課題やニーズにお応えするために、先進的な金融手法を開発して、資金調達の円滑化と多様化の実現をサポートします。

ABL	過度に不動産担保・個人保証に依存せず「事業のライフサイクル」に着目した融資スキームとして、中小企業の皆さまの資金調達の多様化をサポートします。
私募債	中小企業の皆さまの資金調達の多様化にお応えするために私募債発行のサポートを行っています。
シンジケートローン	中小企業の皆さまの大型の資金調達ニーズにお応えするために、シンジケートローンへの参加とともに、主幹事として円滑な組成をお手伝いしています。
債権流動化	中小企業の皆さまの資金調達の多様化、財務内容の改善などのニーズにお応えするため、手形・売掛金などの債権流動化業務に取り組んでいます。

経営ニーズへの取組み

多様化・高度化する中小企業の皆さまのさまざまな経営ニーズ・経営課題の発掘力を強化しています。

M&A	企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いします。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークと豊富なお取引先とのリレーションを活用して、仕入先・販売先、技術・業務提携先などのビジネスパートナーをご紹介します。
株式公開支援	資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客さまの立場に立ってアドバイスします。
不動産有効活用	不動産デベロッパー等のご紹介など遊休地の活用をサポートします。
事業承継対策	株主である中小企業団体とその構成員の皆さまなどの事業を承継される個人・法人の方などに対し、事業承継にかかわる株式取得資金などのあらゆる資金ニーズに対応しております。また、オーナーが後継者に自社株式を売却した際の資金運用手段のアドバイスや、後継者がいない場合のM&Aのお手伝いなどのサポートも行っています。
債務保証	売買代金の支払保証、契約の履行保証、運賃または通行料などの後払保証など、貸出以外のニーズに対するソリューション提供の手段として、債務保証を活用し、お客さまの成長・発展をサポートします。
デリバティブ	市場金利の変動に伴う借入調達コストの増加や為替変動により生じる貿易決済代金の増減等に対するリスクヘッジニーズにお応えするため、デリバティブ商品を提供しています。
信託代理業務	公益信託、特定贈与信託、土地信託、年金信託、特定金銭信託・特定金外信託、金銭債権信託、教育資金贈与信託、管理有価証券信託に関する皆さまのニーズを、信託銀行にお取次ぎします。

国際業務

商工中金は、中小企業の事業活動を支援する総合金融機関として、ますます活発化している中小企業の皆さまの国際的なビジネスをサポートしています。

輸出入業務	輸出手形の買取・取立、輸入信用状(L/C)の開設、輸入ユーザンス、外国送金など、中小企業の皆さまの輸出入業務に関する各種サービスをご提供するとともに、輸出入業務に関する各種ご相談に対応しています。
海外展開支援業務	中小企業の皆さまの海外進出に際し、現地の投資環境などの情報提供、進出資金の融資、海外現地銀行から融資を受ける際の保証、進出後の貿易取引などを総合的に支援する「オーバーシーズ21」(海外展開に対する支援策)に取り組んでいます。

外国為替インターネットサービス

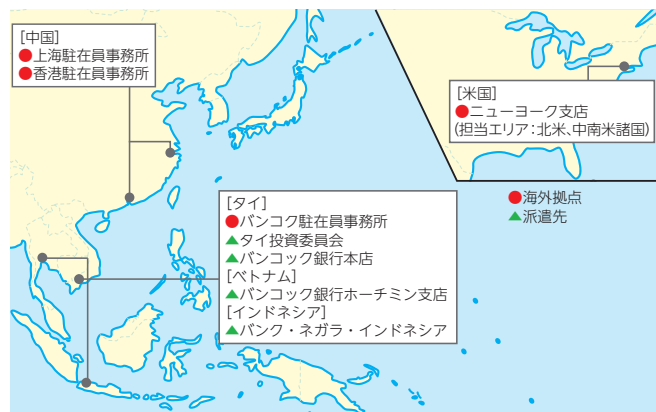
皆さまの外為事務の合理化・効率化を「商工中金外為Web」がお手伝いします。

サービス名称	取引機能	照会機能
外国送金受付サービス	外国仕向送金受付	外国仕向送金決済明細
輸入信用状受付サービス(※)	輸入信用状開設・条件変更受付	輸入信用状開設・条件変更手数料明細
外貨預金振替サービス	外貨預金振替依頼(円⇄外貨)	外貨預金振替計算書
明細照会サービス	—	外貨預金入出金明細 被仕向送金到着案内 輸入書類到着案内
公示相場照会サービス	—	商工中金外為公示相場
為替予約サービス(※)	為替予約 日中リープオーダー	為替予約取引内容の確認 取引履歴の照会

※輸入信用状の開設、為替予約のお取扱いには事前に所定の審査手続きが必要です。

海外拠点でのサポート

北中米地域	北中米地域では、ニューヨーク支店が中小企業の皆さまの海外進出に際しての情報提供、進出時のサポート、進出後の資金調達などの各種ご相談に幅広くお応えしています。
アジア地域	アジア地域では、香港・上海・バンコクの3つの駐在員事務所とタイ・ベトナム・インドネシアの提携機関への派遣職員が連携し、各種情報提供やご相談対応等の幅広いサポートを行っています。
海外進出されている中小企業のネットワーク構築への取り組み	商工中金では、海外に進出されているお客さま同士の交流や情報交換等を目的として、海外中金会・交流会の運営を行っています。現在では中国(上海・大連)・香港・タイ・ベトナム・インドネシア・北米で定期的にセミナーや懇親会を開催しています。



財務データ

経済・金融情勢の回顧	52
連結業績の概況	53
連結財務諸表	54
営業の状況（連結）	68
業績の概況	69
財務諸表	70
資本の状況（単体）	75
損益の状況（単体）	76
営業の状況（単体）	79
債券・預金	79
融資	82
証券	88
国際	91
その他	91

経済・金融情勢の回顧

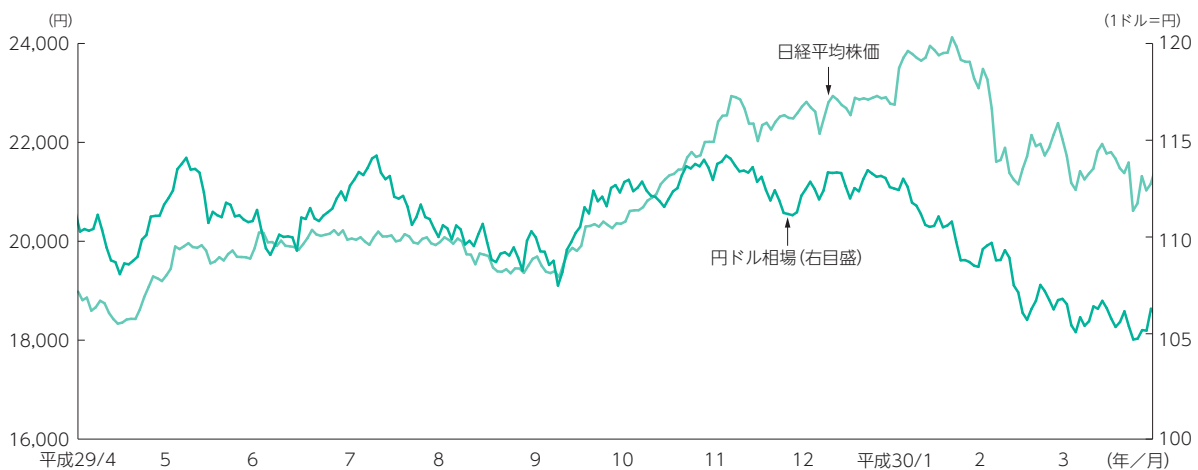
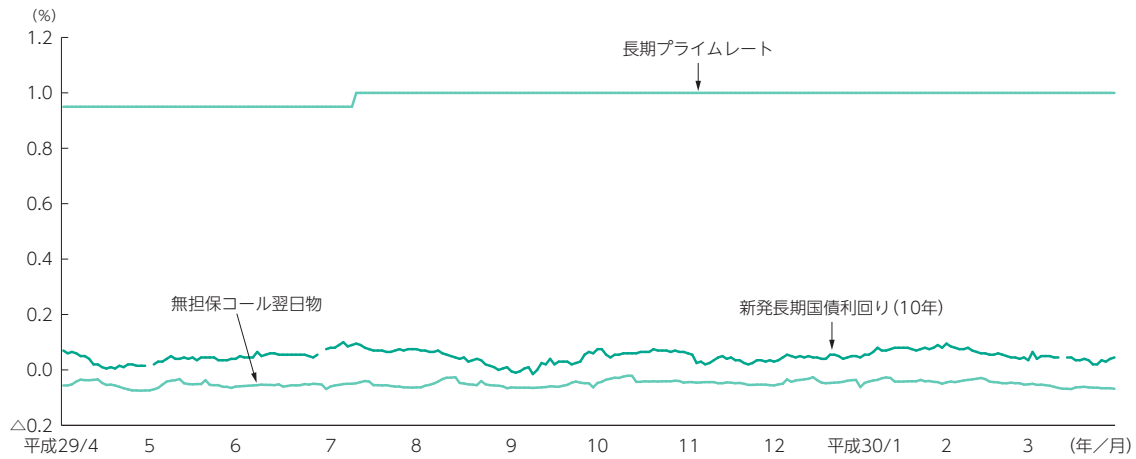
平成29年度のわが国経済をみますと、景気は緩やかな持ち直しが続きました。長雨や豪雪といった天候要因により一時的に下押しされる局面もみられましたが、内外需ともに総じて安定した推移となりました。

個人消費は、賃金の上昇や消費マインドの回復を受け、持ち直しました。海外経済の持ち直しを受け輸出は増加が続き、企業業績の改善等から設備投資も持ち直しの動きが続きました。原油価格は前年比上昇し、消費者物価は前年比上昇が続きました。

中小企業についてみますと、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」（短観）において、景況感は改善基調となりました。商工中金の「中小企業設備

投資動向調査」では、設備投資を実施すると回答した企業の割合は緩やかに上昇しており、中小企業の設備投資意欲には改善がみられました。一方、雇用の不足感は高まっており、人件費負担の増加が懸念されています。

金融面につきましては、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」導入以降、10年国債の利回りは概ね0%程度で推移するなど、国内金利は横ばい圏内で推移しました。円の対ドル相場は概ね横ばい圏内で推移しましたが、年度後半はやや円高が進行しました。日経平均株価は上昇が続きバブル崩壊後の最高値を更新しましたが、年度後半はやや水準を下げました。



》》 連結業績の概況

■ 主要な経営指標の推移（連結）

(単位：億円、%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
連結経常収益	2,196	2,129	2,044	1,953	2,047
連結経常利益	274	381	349	508	584
親会社株主に帰属する当期純利益	128	168	124	324	373
連結包括利益	111	236	61	359	415
連結純資産額	8,845	9,022	9,038	9,353	9,723
連結総資産額	125,241	126,338	125,704	128,450	119,573
1株当たり純資産額	151.56円	159.73円	160.48円	174.92円	191.95円
1株当たり当期純利益	5.91円	7.75円	5.72円	14.90円	17.15円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率(%)	7.03	7.11	7.16	7.25	8.10
連結普通株式等Tier1比率(%)	12.18	12.18	12.00	11.97	12.69
連結Tier1比率(%)	12.18	12.18	12.00	11.97	12.69
連結総自己資本比率(%)	13.70	13.56	13.37	13.12	13.53
連結自己資本利益率(%)	1.46	1.89	1.38	3.54	3.93
連結株価収益率	—倍	—倍	—倍	—倍	—倍
営業活動によるキャッシュ・フロー	△321	2,229	△1,213	5,353	△1,656
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,692	310	2,186	1,495	166
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45	△45	△45	△105	△245
現金及び現金同等物の期末残高	6,654	9,148	10,076	16,820	15,085
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	4,145 [929]人	4,140 [977]人	4,102 [1,018]人	4,080 [1,047]人	4,083 [1,058]人

- (注) 1. 商工中金および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しています。
 4. 連結自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています。商工中金は、国際統一基準を採用しています。
 5. 連結株価収益率については、商工中金の株式は非上場・非登録のため記載していません。
 6. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）を記載しています。

対処すべき課題

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜わり、誠にありがとうございます。

商工中金の危機対応業務の不正行為事案等に関しまして、お取引先をはじめ、株主や国民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。組織全体で今回の不祥事を心から反省し、ガバナンス態勢の強化や、コンプライアンスの立て直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって取り組んでまいります。

商工中金は、「商工中金の在り方検討会」の提言及び「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」の意見を真摯に受け止め、これを踏まえて、平成29年10月25日の主務大臣からの二度目の行政処分に基づき、「いわゆる民業補完の趣旨を踏まえた持続可能なビジネスモデルの策定」や「取締役会の強化や外部人材の登用を含む新たな経営管理態勢の構築」を織り込んだ「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を平成30年5月22日に主務省へ提出いたしました。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」という商工中金の存在意義を軸に、地域金融機関との信頼関係に基づいた連携・協業を進め、真にお客さま本位の姿勢で、中小企業の皆さまが直面する課題の解決に重点的に取り組み、それらを通じて地域経済の活性化に貢献することで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

まず、コンプライアンス意識の立て直しについて、職員に対する経営姿勢の周知や継続的な研修の実施

を通じてコンプライアンス意識の浸透を図り、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着させてまいります。

危機対応業務等の不正事案に繋がった商工中金本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な直直しを図ってまいります。

今後、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど、商工中金ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」へと転換してまいります。経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでまいります。

こうした新たなビジネスモデルを実現するために、商工中金の業務・組織・人事制度を抜本的に改革し、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行するとともに、経営体制の刷新や取締役会等の機能強化など、新たなガバナンス態勢の構築を図ってまいります。

また、これらの取り組みにより、商工中金の使命である中小企業と中小企業組合の持続的成長に貢献してまいります。

》》 連結財務諸表

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第52条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項に基づき会計監査人の監査を受けています。
また、連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査証明を受けています。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)	科目	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	1,722,831	1,526,934	預金	5,103,175	4,885,242
コールローン及び買入手形	57,723	41,412	譲渡性預金	272,855	257,122
買入金銭債権	26,127	27,621	債券	4,743,721	4,459,140
特定取引資産	20,485	21,413	コールマネー及び売渡手形	359	—
有価証券	1,539,789	1,511,359	債券貸借取引受入担保金	474,944	580,278
貸出金	9,343,501	8,636,946	特定取引負債	10,918	12,653
外国為替	15,708	15,586	借入金	1,015,805	524,579
その他資産	146,301	178,015	外国為替	86	8
有形固定資産	43,854	44,365	その他負債	142,457	105,991
建物	16,795	17,515	賞与引当金	4,637	4,635
土地	23,791	23,737	退職給付に係る負債	25,378	24,830
リース資産	1	0	役員退職慰労引当金	90	114
建設仮勘定	909	949	睡眠債券払戻損失引当金	11,541	27,395
その他の有形固定資産	2,356	2,163	環境対策引当金	152	143
無形固定資産	10,958	10,960	その他の引当金	75	80
ソフトウェア	9,388	6,873	繰延税金負債	49	51
その他の無形固定資産	1,569	4,086	支払承諾	103,466	102,699
退職給付に係る資産	4,452	7,574	負債の部合計	11,909,714	10,984,966
繰延税金資産	47,414	38,723	(純資産の部)		
支払承諾見返	103,466	102,699	資本金	218,653	218,653
貸倒引当金	△237,584	△206,262	危機対応準備金	150,000	150,000
資産の部合計	12,845,033	11,957,351	特別準備金	400,811	400,811
			資本剰余金	0	0
			利益剰余金	154,131	186,973
			自己株式	△1,038	△1,049
			株主資本合計	922,557	955,388
			その他有価証券評価差額金	23,540	25,543
			繰延ヘッジ損益	48	24
			退職給付に係る調整累計額	△14,625	△12,367
			その他の包括利益累計額合計	8,964	13,199
			非支配株主持分	3,796	3,796
			純資産の部合計	935,318	972,384
			負債及び純資産の部合計	12,845,033	11,957,351

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成28年度 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)	平成29年度 (平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで)
経常収益	195,376	204,707
資金運用収益	130,197	113,169
貸出金利息	119,142	103,682
有価証券利息配当金	7,255	5,726
コールローン利息及び買入手形利息	570	857
買現先利息	0	—
預け金利息	1,330	1,232
金利スワップ受入利息	31	32
その他の受入利息	1,868	1,637
役員取引等収益	12,338	9,892
特定取引収益	5,391	2,579
その他業務収益	36,783	35,833
その他経常収益	10,665	43,232
貸倒引当金戻入益	—	20,925
償却債権取立益	70	100
その他の経常収益	10,595	22,206
経常費用	144,499	146,207
資金調達費用	11,023	7,640
預金利息	3,595	2,843
譲渡性預金利息	388	612
債券利息	4,364	2,096
コールマネー利息及び売渡手形利息	△31	△16
売現先利息	54	0
債券貸借取引支払利息	38	45
借入金利息	2,571	2,017
その他の支払利息	41	40
役員取引等費用	3,414	2,665
特定取引費用	24	0
その他業務費用	32,816	31,734
営業経費	82,951	78,570
その他経常費用	14,269	25,595
貸倒引当金繰入額	5,909	—
その他の経常費用	8,360	25,595
経常利益	50,876	58,499
特別利益	2	105
固定資産処分益	2	105
特別損失	241	745
固定資産処分損	174	187
減損損失	66	558
税金等調整前当期純利益	50,638	57,859
法人税、住民税及び事業税	14,639	13,681
法人税等調整額	3,552	6,835
法人税等合計	18,192	20,516
当期純利益	32,445	37,342
非支配株主に帰属する当期純利益	3	3
親会社株主に帰属する当期純利益	32,442	37,339

■ 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目	平成28年度 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)	平成29年度 (平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで)
当期純利益	32,445	37,342
その他の包括利益	3,486	4,235
その他有価証券評価差額金	1,818	2,002
繰延ヘッジ損益	48	△23
退職給付に係る調整額	1,619	2,257
包括利益	35,932	41,578
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	35,928	41,575
非支配株主に係る包括利益	3	3

■ 連結株主資本等変動計算書

平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	126,186	△1,026	894,624
当期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属する当期純利益					32,442		32,442
自己株式の取得						△11	△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	27,944	△11	27,932
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	154,131	△1,038	922,557

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	21,722	—	△16,245	5,477	3,796	903,898
当期変動額						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属する当期純利益						32,442
自己株式の取得						△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,818	48	1,619	3,486	—	3,486
当期変動額合計	1,818	48	1,619	3,486	—	31,419
当期末残高	23,540	48	△14,625	8,964	3,796	935,318

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	154,131	△1,038	922,557
当期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属する当期純利益					37,339		37,339
自己株式の取得						△11	△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	32,841	△11	32,830
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	186,973	△1,049	955,388

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	23,540	48	△14,625	8,964	3,796	935,318
当期変動額						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属する当期純利益						37,339
自己株式の取得						△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,002	△23	2,257	4,235	—	4,235
当期変動額合計	2,002	△23	2,257	4,235	—	37,066
当期末残高	25,543	24	△12,367	13,199	3,796	972,384

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成28年度 (平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)	平成29年度 (平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	50,638	57,859
減 価 償 却 費	6,835	6,373
減 損 損 失	66	558
貸倒引当金の増減 (△)	△23,749	△31,321
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8	△2
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△2,220	△2,090
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△909	△431
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△45	23
睡眠債券払戻損失引当金の増減 (△)	6,284	15,854
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△5	△9
その他の引当金の増減額 (△は減少)	1	4
資金運用収益	△130,197	△113,169
資金調達費用	11,023	7,640
有価証券関係損益 (△)	△1,363	△913
固定資産処分損益 (△は益)	172	82
特定取引資産の純増 (△) 減	6,090	△928
特定取引負債の純増減 (△)	△6,916	1,735
貸出金の純増 (△) 減	181,653	706,555
預金の純増減 (△)	△55,806	△217,932
譲渡性預金の純増減 (△)	145,930	△15,733
債券の純増減 (△)	△72,747	△284,581
借入金 (劣後特約借入金を除く) の純増減 (△)	△98,384	△471,225
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	130,137	22,375
コールローン等の純増 (△) 減	△36,289	14,817
コールマネー等の純増減 (△)	△13,549	△359
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	369,397	105,333
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	1,168	122
外国為替 (負債) の純増減 (△)	0	△77
資金運用による収入	138,573	118,842
資金調達による支出	△11,989	△8,267
その他の	△44,979	△62,116
小 計	548,827	△150,980
法人税等の支払額	△13,443	△14,654
営業活動によるキャッシュ・フロー	535,383	△165,634
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△425,754	△250,600
有価証券の売却による収入	350,276	84,785
有価証券の償還による収入	230,352	189,953
有形固定資産の取得による支出	△3,638	△3,397
無形固定資産の取得による支出	△1,636	△4,335
有形固定資産の売却による収入	15	210
無形固定資産の売却による収入	—	9
その他の	△34	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	149,580	16,625
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	10,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△16,000	△20,000
配当金の支払額	△4,497	△4,497
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
自己株式の取得による支出	△11	△11
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,512	△24,512
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	674,451	△173,522
現金及び現金同等物の期首残高	1,007,634	1,682,086
現金及び現金同等物の期末残高	1,682,086	1,508,563

□ 注記事項 (平成29年度)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名
八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

(2) 非連結子会社 1社

会社名
八重洲緑関連事業協同組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益 (持分に見合う額)、利益剰余金 (持分に見合う額) 及びその他の包括利益累計額 (持分に見合う額) 等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益 (持分に見合う額)、利益剰余金 (持分に見合う額) 及びその他の包括利益累計額 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

該当ありません。

(2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

該当ありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的 (以下、「特定取引目的」という。) の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法 (定額法)、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引 (特定取引目的の取引を除く) の評価は、時価法により行っております。

- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 2年～60年
その他 2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間に耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - (7) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (8) 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準
睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
 - (9) 環境対策引当金の計上基準
環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。
 - (10) その他の引当金の計上基準
その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。
 - (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

- (13) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① 金利リスク・ヘッジ
当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
 - ② 為替変動リスク・ヘッジ
当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 - ③ 連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
 - (14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
 - (15) 消費税等の会計処理
当金庫及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）
- (1) 概要
個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。
- (2) 適用予定日
平成31年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。
- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）
- (1) 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。
- (2) 適用予定日
平成34年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

（追加情報）

- （特別準備金）
平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。
なお、特別準備金は次の性格を有しております。
- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
 - (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法

第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)
株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。

(3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応業務の不正行為事案)
危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査及び調査報告後に行った再調査の結果、「不正があると判定した口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は3,284件、「判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,842件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る既受領補償金及び利子補給金について、株式会社日本政策金融公庫へ返還を行い、第三者委員会調査判明分を含めた損失額8,277百万円について当該連結会計年度の連結財務諸表に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(1) 既受領補償金の返還に伴う損失	1,072百万円
(2) 既受領利子補給金の返還に伴う損失	2,124百万円
(3) 返還に伴い発生する利息	811百万円
(4) 立替利子補給金及び未受領の補償金のうち請求を行えないことによる損失	457百万円
(5) 損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加額	1,011百万円
(6) 調査費用	2,800百万円

(1)~(4)及び(6)について、その他の経常費用に危機対応業務関連損失7,266百万円を含めて計上しております。

(5)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

なお(6)については、継続調査の報告書公表以降の追加調査に伴う調査費用を含んでおります。

(危機対応業務以外の貸出に関する不正行為事案)
継続調査の報告書公表以降、設備資金を資金使途とする際の確認資料の改ざん、「成長・創業支援プログラム」における適合確認不備の追加調査を行いました。また、追加調査の過程で地方自治体の制度融資及びセーフティネット保証付き融資における申請書類の確認資料の改ざん等が判明しております。これらの融資には日本銀行からの借入制度や、産業投資借入を原資とした借入制度を利用した口座も含まれており、当該借入金の返還が必要になるとともに、当該借入金の期日前返済に伴う追加利息及び日本銀行借入金の返済に伴い生じる日本銀行預け金利息の支払いが必要になります。同様に、セーフティネット保証付き融資について、顧客等が負担した信用保証料についても速やかに返還を行ってまいります。これらの損失額275百万円について当該連結会計年度の連結財務諸表に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(7) 日本銀行借入金及び産業投資借入金の期日前返済に伴う追加支払利息 214百万円

(8) 日本銀行借入金の返済に伴い生じる預け金の支払利息 37百万円

(9) セーフティネット保証に係る顧客等負担信用保証料の返還に伴う損失 11百万円

(10) 信用保証契約解除に伴う貸倒引当金増加額 12百万円

(7)~(9)について、その他の経常費用に263百万円を含めて計上しております。

(10)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	56,508百万円
延滞債権額	319,934百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額	914百万円
------------	--------

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	25,513百万円
-----------	-----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	402,871百万円
-----	------------

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	202,606百万円
--	------------

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,045,648百万円
計	1,045,648百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,033百万円
債券貸借取引受入担保金	580,278百万円
借入金	231,234百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。	
有価証券	8,240百万円
また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
金融商品等差入担保金	73,014百万円
保証金・敷金等	2,207百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,141,963百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,091,590百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越及び連結子会社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額	68,557百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額	
圧縮記帳額	17,412百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	一百万円)
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。	
劣後特約付借入金	20,000百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額	127,640百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。	
睡眠債券の収益計上額	20,014百万円
2. 営業経費には、次のものを含んでおります。	
給与・手当	40,998百万円
3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。	
貸出金償却	321百万円
株式等償却	10百万円
睡眠債券払戻損失引当金繰入額	16,931百万円
危機対応業務関連損失	7,266百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額	
その他有価証券評価差額金	3,305百万円
当期発生額	△424百万円
組替調整額	2,880百万円
税効果調整前	△878百万円
税効果額	2,002百万円
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	△2百万円
組替調整額	△32百万円
税効果調整前	△34百万円
税効果額	10百万円
繰延ヘッジ損益	△23百万円
退職給付に係る調整額	
当期発生額	1,148百万円
組替調整額	2,098百万円
税効果調整前	3,247百万円
税効果額	△990百万円
退職給付に係る調整額	2,257百万円
その他の包括利益合計	4,235百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,076	65	—	10,142 (注)	
合計	10,076	65	—	10,142	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	1.0 (注)	平成29年3月31日	平成29年6月26日
	普通株式 (政府以外分)	3,481	3.0		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月21日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016	利益剰余金	1.0 (注1)	平成30年3月31日	平成30年6月21日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,481		3.0		

(注) 1.株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2.株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金預け金勘定	1,526,934百万円
日本銀行預け金を除く預け金	△18,370百万円
現金及び現金同等物	1,508,563百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
①リース資産の内容	
(ア)有形固定資産	
主として、電子計算機であります。	
②リース資産の減価償却の方法	
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	
該当事項はありません。	
2. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	381百万円
1年超	416百万円
合計	797百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融資会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等が設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュエーション・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を把握し、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議が設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会が年度間総合計画において、保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において純投資株式や政策投資株式の残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成30年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で143百万円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。当連結会計年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券と分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成30年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で21,706百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成30年3月31日現在、指標となる金利が10ベース・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が6,051百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利に10ベース・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当役員に、四半期毎に代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	1,526,934	1,526,934	—
(2)特定取引資産			
売買目的有価証券	3,275	3,275	—
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	351,001	353,364	2,363
その他有価証券	1,151,193	1,151,193	—
(4)貸出金	8,636,946		
貸倒引当金（*1）	△203,521		
	8,433,424	8,491,605	58,180
資産計	11,465,828	11,526,372	60,544
(1)預金	4,885,242	4,887,217	1,974
(2)譲渡性預金	257,122	257,119	△2
(3)債券	4,459,140	4,452,196	△6,943
(4)債券貸借取引受入担保金	580,278	580,278	—
(5)借入金	524,579	524,487	△91
負債計	10,706,362	10,701,298	△5,063
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,857	6,857	—
ヘッジ会計が適用されているもの	35	35	—
デリバティブ取引計	6,892	6,892	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金
満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)特定取引資産
特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4)貸出金
貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュフローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3)債券
当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4)債券貸借取引受入担保金
債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5)借入金
借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	平成30年3月31日
①非上場株式（*1）（*2）	9,165
②その他	—
合 計	9,165

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,499,904	—	—	—	—	—
有価証券	217,051	390,345	432,544	152,058	224,126	—
満期保有目的の債券	—	—	266,601	18,359	61,458	—
うち国債	—	—	244,000	—	—	—
地方債	—	—	2,400	18,359	61,458	—
社債	—	—	20,201	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	217,051	390,345	165,943	133,699	162,668	—
うち国債	156,400	273,600	81,700	—	20,000	—
地方債	4,700	25,627	12,483	100,821	113,453	—
社債	55,951	90,056	71,760	32,878	9,400	—
その他	—	1,062	—	—	19,815	—
貸出金(*2)	3,463,133	2,801,440	1,199,161	364,562	253,023	178,015
合計	5,180,089	3,191,786	1,631,706	516,621	477,150	178,015

(*1) その他有価証券のうち満期があるもののうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券である償還予定額が見込めない101百万円は含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない376,442百万円、期間の定めのないもの1,166百万円は含めておりません。

(注4) 債券、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	4,252,020	575,438	57,783	—	—	—
譲渡性預金	256,872	250	—	—	—	—
債券	1,137,960	2,057,690	934,290	73,600	255,600	—
債券貸借取引受入担保金	580,278	—	—	—	—	—
借入金	171,422	149,464	146,622	36,882	20,140	45
合計	6,398,553	2,782,842	1,138,696	110,482	275,740	45

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

	平成30年3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	269

2. 満期保有目的の債券(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	246,005	253,846	7,840
	地方債	16,912	16,960	47
	社債	20,472	20,685	213
	小計	283,390	291,492	8,101
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	67,610	67,136	△474
	社債	—	—	—
	小計	67,610	67,136	△474
合計		351,001	358,628	7,627

3. その他有価証券(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	30,927	8,480	22,447
	債券	927,389	921,667	5,721
	国債	544,030	539,992	4,038
	地方債	176,475	175,961	513
	社債	206,883	205,713	1,169
	その他	32,529	22,863	9,666
	小計	990,846	953,011	37,834
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	808	1,081	△272
	債券	143,715	144,293	△577
	国債	—	—	—
	地方債	86,203	86,502	△299
	社債	57,512	57,790	△278
	その他	21,061	21,298	△236
	小計	165,585	166,673	△1,087
合計		1,156,432	1,119,684	36,747

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,794	338	27
債券	82,575	318	12
国債	82,575	318	12
その他	414	11	0
合計	84,785	669	40

6. 保有目的を変更した有価証券(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は、114百万円(うち、社債114百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに

次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落
 なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成30年3月31日）
 該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成30年3月31日）
 該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成30年3月31日）
 該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	36,747
その他有価証券	36,747
(△) 繰延税金負債	△11,204
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	25,543
(△) 非支配株主持分相当額	—
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	25,543

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成30年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,265,850	1,734,968	28,572	28,572
	受取変動・支払固定	2,246,833	1,664,477	△23,448	△23,448
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5,124	5,124

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2.時価の算定
 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成30年3月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ				
	為替予約	1,534,475	1,336,748	969	969
	売建	49,463	3,151	1,222	1,222
	買建	39,012	2,890	△459	△459
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,732	1,732

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2.時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引（平成30年3月31日）
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引（平成30年3月31日）
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引（平成30年3月31日）
該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引（平成30年3月31日）
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成30年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	—	—	—
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		16,250	16,250	35
金利スワップの特例処理	金利スワップ	有価証券、債券、 借入金等の有利利息 の金融資産・負債	2,598,825	2,104,125	(注3)
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		197,018	195,924	(注3)
合計			—	—	35

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券、債券、借入金等と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券、債券、借入金等の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引（平成30年3月31日）
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引（平成30年3月31日）
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引（平成30年3月31日）
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫及び連結子会社は、職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

退職一時金制度（すべて非積立型制度）では退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社は、中小企業退職金共済制度を設けております。

また、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	126,794
勤務費用	3,710
利息費用	177
数理計算上の差異の発生額	373
退職給付の支払額	△6,457
退職給付債務の期末残高	124,598

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
年金資産の期首残高	105,868
期待運用収益	2,853
数理計算上の差異の発生額	1,521
事業主からの拠出額	1,720
退職給付の支払額	△4,622
年金資産の期末残高	107,342

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	99,931
年金資産	△107,342
	△7,410
非積立型制度の退職給付債務	24,666
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,256

区分	金額(百万円)
退職給付に係る負債	24,830
退職給付に係る資産	△7,574
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,256

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額(百万円)
勤務費用	3,710
利息費用	177
期待運用収益	△2,853
数理計算上の差異の損益処理額	2,736
過去勤務費用の損益処理額	△637
確定給付制度に係る退職給付費用	3,133

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
過去勤務費用	637
数理計算上の差異	△3,884
合計	△3,247

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
未認識過去勤務費用	△6,323
未認識数理計算上の差異	24,116
合計	17,793

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	46%
株式	18%
預金	11%
一般勘定	24%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8)数理計算上の計算基礎に関する事項
主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	0.1%
長期期待運用収益率	2.7%
予想昇給率	3.6%

3. 確定拠出制度
当金庫及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は677百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	51,715百万円
退職給付に係る負債	5,277
その他	16,678
繰延税金資産小計	73,671
評価性引当額	△22,807
繰延税金資産合計	50,864
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,204
子会社株式	△701
固定資産圧縮積立金	△275
その他	△10
繰延税金負債合計	△12,192
繰延税金資産の純額	38,671百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.73%
(調整)	
評価性引当額の増加	4.09
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.13
住民税均等割	0.27
その他	0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.46%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
当金庫グループは、営業店舗の一部について、店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しております。
また、営業店舗の一部について、賃借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から主として50年と見積り、割引率は主として2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,635百万円
賃借契約締結に伴う増加額	119百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△124百万円
期末残高	1,632百万円

(注) 賃借契約に関連して敷金が資産計上されている場合の資産除去債務については、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当該連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産関係について記載すべき重要なものはありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	191円95銭
1株当たり当期純利益	17円15銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円 972,384
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円 554,607
(うち危機対応準備金)	百万円 150,000
(うち特別準備金)	百万円 400,811
(うち非支配株主持分)	百万円 3,796
普通株式に係る期末の純資産額	百万円 417,776
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株 2,176,388

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 37,339
普通株主に帰属しない金額	百万円 —
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 37,339
普通株式の期中平均株式数	千株 2,176,421

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(危機対応準備金の額の減少)

当金庫は、平成30年5月22日開催の取締役会において、平成30年6月21日開催の定時株主総会に、危機対応準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認されました。

- 危機対応準備金の額の減少の目的
平成30年3月31日時点における危機対応融資残高等を勘案し、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているものと認め、危機対応準備金の一部を国庫納付し、併せて、その額を減少いたします。
- 危機対応準備金の額の減少の方法
株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、危機対応準備金の一部を国庫納付し、併せて、その額を減少いたします。
- 減少する危機対応準備金の額
危機対応準備金の額150,000百万円を15,000百万円減少させ、135,000百万円といたします。
- 危機対応準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	平成30年5月22日
(2) 株主総会決議日	平成30年6月21日
(3) 債権者異議申述最終期日	平成30年7月23日 (予定)
(4) 効力発生日	平成31年3月29日 (予定)

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
外部顧客に対する経常収益	160,094	33,458	1,823	195,376	—	195,376
セグメント間の内部経常収益	138	7	5,903	6,050	(6,050)	—
計	160,233	33,465	7,727	201,426	(6,050)	195,376
経常費用	111,034	32,257	7,252	150,544	(6,044)	144,499
経常利益	49,199	1,207	475	50,882	(5)	50,876
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	12,769,280	91,318	8,744	12,869,343	(24,310)	12,845,033
減価償却費	6,809	46	41	6,897	(61)	6,835
資本的支出	5,145	66	124	5,336	(61)	5,275

(注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1) 銀行業務……………銀行業
(2) リース業務……………リース業
(3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
外部顧客に対する経常収益	170,046	32,984	1,675	204,707	—	204,707
セグメント間の内部経常収益	141	8	5,874	6,023	(6,023)	—
計	170,187	32,993	7,550	210,730	(6,023)	204,707
経常費用	113,240	31,912	7,052	152,204	(5,997)	146,207
経常利益	56,947	1,081	498	58,526	(26)	58,499
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	11,882,150	89,680	8,896	11,980,727	(23,375)	11,957,351
減価償却費	6,363	31	36	6,432	(58)	6,373
資本的支出	7,742	64	3	7,810	(77)	7,733

(注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2.各事業の主な内容は次のとおりであります。
(1) 銀行業務……………銀行業
(2) リース業務……………リース業
(3) その他業務……………事務代行、ソフトウェアの開発、情報サービス、クレジットカード業等

(所在地別セグメント情報)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(海外経常収益)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

》》 営業の状況（連結）

■ リスク管理債権の状況（連結）

(単位：億円、%)

		平成28年度	平成29年度
破綻先債権 (A)		584	565
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権) (B)		(258)	(244)
延滞債権 (C)		3,540	3,199
(Ⅳ分類額控除後延滞債権) (D)		(2,931)	(2,642)
3ヵ月以上延滞債権 (E)		0	9
貸出条件緩和債権 (F)		172	255
リスク管理債権合計 (G) = (A) + (C) + (E) + (F)		4,297	4,028
破綻先債権のうちⅣ分類額 (H)		325	321
延滞債権のうちⅣ分類額 (I)		608	557
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権 (J) = (B) + (D) + (E) + (F)		3,363	3,150
Ⅳ分類額控除後貸出金残高 (K)		92,510	85,497
貸出金に占める割合 (%) (J) / (K)		3.6	3.7

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
5. Ⅳ分類額とは、自己査定で回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成28年度個別貸倒引当金1,796億円のうち933億円、平成29年度個別貸倒引当金1,589億円のうち878億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

>>> 業績の概況

貸出金

平成30年3月末の貸出金残高は、前年同期比7,086億円減少し、8兆6,481億円となりました。なお、貸出金のうち信用組合等委託代理貸付については、平成30年3月末の代理店総数は130で、貸付金残高は36億円となりました。

債券

平成30年3月末の債券残高は、前年同期比2,845億円減少し、4兆4,595億円となりました。

預金・譲渡性預金

平成30年3月末の預金残高は、前年同期比2,167億円減少し、4兆8,922億円となりました。また、譲渡性預金は、前年同期比157億円減少し、平成30年3月末の残高は2,572億円となりました。

証券業務

国債などのディーリングについては、期中の売買高がありませんでした。なお、平成30年3月末の商品有価証券保有残高は32億円となりました。

内国為替・外国為替

内国為替の取扱高は、期中で20兆8,727億円となりました。また、外国為替の取扱高は期中で69億5,200万ドルとなりました。

収支状況

経常収益は、資金運用収益は減少しましたが、貸倒引当金戻入益を計上したこと等から、前年同期比99億円増加し、1,701億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用は減少しましたが、危機対応業務関連損失を計上したこと等から、同22億円増加し、1,132億円となりました。

以上により、経常利益は前年同期比77億円増加し、569億円となり、当期純利益は同49億円増加し、362億円となりました。

■ 主要な経営指標の推移（単体）

（単位：億円、％）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	1,891	1,807	1,702	1,602	1,701
経常利益	267	360	335	491	569
当期純利益	125	156	115	313	362
資本金 （発行済株式総数 千株）	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)	2,186 (2,186,531)
純資産額	8,827	8,982	9,091	9,377	9,715
総資産額	124,596	125,655	125,074	127,788	118,902
預金残高	48,574	50,191	51,648	51,090	48,922
債券残高	48,252	48,335	48,168	47,441	44,595
貸出金残高	94,884	95,031	95,395	93,568	86,481
有価証券残高	19,711	19,314	17,035	15,431	15,146
1株当たり純資産額	152.51円	159.63円	164.61円	177.79円	193.32円
1株当たり配当額	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円	普通株式 (政府以外分) 3.00円 (政府分) 1.00円
1株当たり当期純利益	5.75円	7.16円	5.31円	14.38円	16.67円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—円	—円	—円	—円	—円
自己資本比率(%)	7.08	7.14	7.26	7.33	8.17
単体普通株式等Tier1比率(%)	12.25	12.25	12.07	12.03	12.75
単体Tier1比率(%)	12.25	12.25	12.07	12.03	12.75
単体総自己資本比率(%)	13.73	13.59	13.41	13.16	13.57
自己資本利益率(%)	1.42	1.75	1.28	3.39	3.80
株価収益率	一倍	一倍	一倍	一倍	一倍
配当性向(%)	35.92	28.83	38.88	14.36	12.39
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	3,815人 〔814〕	3,816人 〔853〕	3,773人 〔884〕	3,753人 〔908〕	3,765人 〔917〕

- (注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 3. 1株当たり配当額については、普通株式（政府以外分）と普通株式（政府分）とに区別して、記載しています。株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
 4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しています。
 5. 株価収益率については、商工中金の株式は非上場・非登録のため記載していません。
 6. 単体自己資本比率は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づく平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に定められた算式に基づき算出しています。商工中金は、国際統一基準を採用しています。
 7. 配当性向については、配当の額を期末株式数で除して算出した1株当たりの平均配当額を、1株当たり当期純利益で除して算出しています。
 8. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）を記載しています。

財務諸表

商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法第52条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項に基づき会計監査人の監査を受けています。
また、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査証明を受けています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)	科目	平成28年度 (平成29年3月31日現在)	平成29年度 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	1,722,751	1,526,881	預金	5,109,032	4,892,270
現金	23,829	27,028	当座預金	540,470	539,147
預け金	1,698,922	1,499,853	普通預金	1,202,935	1,128,118
コールローン	57,723	41,412	通知預金	34,976	35,772
買入金銭債権	26,127	27,621	定期預金	3,221,702	3,099,081
特定取引資産	20,485	21,413	その他の預金	108,946	90,149
商品有価証券	3,298	3,275	譲渡性預金	272,955	257,222
特定金融派生商品	17,187	18,138	債権	4,744,121	4,459,540
有価証券	1,543,111	1,514,685	債券発行高	4,744,121	4,459,540
国債	921,345	790,036	コールマネー	359	—
地方債	188,628	347,202	債券貸借取引受入担保金	474,944	580,278
社債	352,756	284,867	特定取引負債	10,918	12,653
株式	39,654	44,226	特定金融派生商品	10,918	12,653
その他の証券	40,726	48,351	借入金	953,865	461,779
貸出金	9,356,833	8,648,176	借入金	953,865	461,779
割引手形	188,316	201,695	外国為替	86	8
手形貸付	313,729	305,092	外国他店預り	—	1
証書貸付	7,917,005	7,240,610	売渡外国為替	86	6
当座貸越	937,782	900,777	その他の負債	135,462	100,261
外国為替	15,708	15,586	未払法人税等	9,141	7,575
外国他店預け	6,624	7,035	未払費用	7,119	6,444
買入外国為替	1,146	911	前受収益	8,851	5,351
取立外国為替	7,937	7,640	従業員預り金	3,857	3,973
その他資産	54,979	89,224	金融派生商品	1,238	678
前払費用	4,513	2,861	金融商品等受入担保金	7,446	5,597
未収収益	6,286	5,702	リース債務	2	0
金融派生商品	1,445	2,085	資産除去債務	62	157
金融商品等差入担保金	31,931	73,014	未払債券元金	65,937	37,212
その他の資産	10,802	5,559	その他の負債	31,805	33,270
有形固定資産	42,716	43,271	賞与引当金	4,410	4,410
建物	16,235	16,980	退職給付引当金	19,758	19,932
土地	23,260	23,214	役員退職慰労引当金	59	78
リース資産	2	0	睡眠債券払戻損失引当金	11,541	27,395
建設仮勘定	909	949	環境対策引当金	152	143
その他の有形固定資産	2,308	2,126	支払承諾	103,433	102,699
無形固定資産	11,023	11,021	支払承諾	101,980	101,356
ソフトウェア	9,476	6,986	代理貸付保証	1,452	1,343
その他の無形固定資産	1,547	4,034	負債の部合計	11,841,098	10,918,673
前払年金費用	20,468	21,072	(純資産の部)		
繰延税金資産	40,095	32,396	資本金	218,653	218,653
支払承諾見返	103,433	102,699	危機対応準備金	150,000	150,000
支払承諾見返	101,980	101,356	特別準備金	400,811	400,811
代理貸付保証見返	1,452	1,343	資本剰余金	0	0
貸倒引当金	△236,578	△205,239	その他資本剰余金	0	0
資産の部合計	12,778,881	11,890,224	利益剰余金	145,796	177,595
			利益準備金	20,612	21,511
			その他利益剰余金	125,184	156,083
			固定資産圧縮積立金	501	465
			特別積立金	49,570	49,570
			繰越利益剰余金	75,112	106,046
			自己株式	△1,038	△1,049
			株主資本合計	914,223	946,009
			その他有価証券評価差額金	23,510	25,516
			繰延ヘッジ損益	48	24
			評価・換算差額等合計	23,559	25,540
			純資産の部合計	937,782	971,550
			負債及び純資産の部合計	12,778,881	11,890,224

損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
	(平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで)	(平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで)
経常収益	160,233	170,187
資金運用収益	130,213	113,183
貸出金利息	119,161	103,701
有価証券利息配当金	7,253	5,722
コールローン利息	570	857
買現先利息	0	—
預け金利息	1,330	1,232
金利スワップ受入利息	31	32
その他の受入利息	1,867	1,637
役員取引等収益	11,798	9,357
受入為替手数料	1,549	1,469
その他の役員収益	10,248	7,887
特定取引収益	5,391	2,579
商品有価証券収益	—	17
特定取引有価証券収益	36	—
特定金融派生商品収益	5,354	2,561
その他業務収益	2,099	1,714
外国為替売買益	1,495	1,393
国債等債券売却益	604	318
金融派生商品収益	—	2
その他経常収益	10,730	43,354
貸倒引当金戻入益	—	20,984
償却債権取立益	70	100
株式等売却益	1,372	350
その他の経常収益	9,288	21,918
経常費用	111,034	113,240
資金調達費用	10,869	7,490
預金調利息	3,596	2,844
譲渡性預金利息	388	612
債券利息	4,365	2,097
コールマネー利息	△31	△16
売現先利息	54	0
債券貸借取引支払利息	38	45
借入金利息	2,416	1,866
その他の支払利息	41	40
役員取引等費用	3,364	2,620
支払為替手数料	401	400
その他の役員費用	2,963	2,219
特定取引費用	24	0
商品有価証券費用	24	—
特定取引有価証券費用	—	0
その他業務費用	810	139
国債等債券売却損	260	12
国債等債券償却	391	114
債券発行費償却	14	12
金融派生商品費用	143	—
営業経費	81,685	77,408
その他経常費用	14,278	25,581
貸倒引当金繰入額	5,926	—
貸出金償却	208	314
株式等売却損	18	27
株式等償却	82	10
その他の経常費用	8,041	25,227
経常利益	49,199	56,947
特別利益	—	102
固定資産処分益	—	102
特別損失	240	745
固定資産処分損	173	187
減損	66	558
税引前当期純利益	48,958	56,304
法人税、住民税及び事業税	14,160	13,178
法人税等調整額	3,480	6,830
法人税等合計	17,640	20,008
当期純利益	31,318	36,295

株主資本等変動計算書

平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金 その他資本剰余金 資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0

	株主資本				利益剰余金 合計
	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	特別 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	19,712	541	49,570	49,150	118,975
当期変動額					
剰余金の配当	899			△5,397	△4,497
当期純利益				31,318	31,318
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩		△39		39	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	899	△39	—	25,961	26,821
当期末残高	20,612	501	49,570	75,112	145,796

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,026	887,413	21,695	—	21,695	909,108
当期変動額						
剰余金の配当		△4,497				△4,497
当期純利益		31,318				31,318
自己株式の取得	△11	△11				△11
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,815	48	1,864	1,864
当期変動額合計	△11	26,809	1,815	48	1,864	28,673
当期末残高	△1,038	914,223	23,510	48	23,559	937,782

平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金 その他資本剰余金 資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0

	株主資本				利益剰余金 合計
	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	特別 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,612	501	49,570	75,112	145,796
当期変動額					
剰余金の配当	899			△5,396	△4,497
当期純利益				36,295	36,295
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩		△35		35	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	899	△35	—	30,934	31,798
当期末残高	21,511	465	49,570	106,046	177,595

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,038	914,223	23,510	48	23,559	937,782
当期変動額						
剰余金の配当		△4,497				△4,497
当期純利益		36,295				36,295
自己株式の取得	△11	△11				△11
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,005	△23	1,981	1,981
当期変動額合計	△11	31,786	2,005	△23	1,981	33,768
当期末残高	△1,049	946,009	25,516	24	25,540	971,550

財務データ
▼財務諸表

注記事項（平成29年度）

（重要な会計方針）

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証に

よる回収可能見込額を控除した残額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

(危機対応業務の不正行為事案)

危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査及び調査報告後に行った再調査の結果、「不正があると判定した口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は3,284件、「判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,842件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る既受領補償金及び利子補給金について、株式会社日本政策金融公庫へ返還を行い、第三者委員会調査判明分を含めた損失額8,277百万円について当事業年度の財務諸表に計上しております。当該損失額の内訳

は次のとおりです。

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) 既受領補償金の返還に伴う損失 | 1,072百万円 |
| (2) 既受領利子補給金の返還に伴う損失 | 2,124百万円 |
| (3) 返還に伴い発生する利息 | 811百万円 |
| (4) 立替利子補給金及び未受領の補償金のうち請求を行えないことによる損失 | 457百万円 |
| (5) 損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加額 | 1,011百万円 |
| (6) 調査費用 | 2,800百万円 |
- (1)~(4)及び(6)について、その他の経常費用に危機対応業務関連損失7,266百万円を含めて計上しております。
- (5)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。
- なお(6)については、継続調査の報告書公表以降の追加調査に伴う調査費用を含んでおります。
- (危機対応業務以外の貸出に関する不正行為事案)
- 継続調査の報告書公表以降、設備資金を資金使途とする際の確認資料の改ざん、「成長・創業支援プログラム」における適合確認不備の追加調査を行いました。また、追加調査の過程で地方自治体の制度融資及びセーフティネット保証付き融資における申請書類の確認資料の改ざん等が判明しております。これらの融資には日本銀行からの借入制度や、産業投資借入を原資とした借入制度を利用した口座も含まれており、当該借入金の返還が必要になるとともに、当該借入金の期日前返済に伴う追加利息及び日本銀行借入金の返済に伴い生じる日本銀行預け金利息の支払いが必要になります。同様に、セーフティネット保証付き融資について、顧客等が負担した信用保証料についても速やかに返還を行ってまいります。これらの損失額275百万円について当事業年度の財務諸表に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。
- | | |
|-------------------------------------|--------|
| (7) 日本銀行借入金及び産業投資借入金の期日前返済に伴う追加支払利息 | 214百万円 |
| (8) 日本銀行借入金の返済に伴い生じる預け金の支払利息 | 37百万円 |
| (9) セーフティネット保証に係る顧客等負担信用保証料の返還に伴う損失 | 11百万円 |
| (10) 信用保証契約解除に伴う貸倒引当金増加額 | 12百万円 |
- (7)~(9)について、その他の経常費用に263百万円を含めて計上しております。
- (10)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額
株式 3,441百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|------------|
| 破綻先債権額 | 56,508百万円 |
| 延滞債権額 | 319,933百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 3ヵ月以上延滞債権額 | 914百万円 |
|------------|--------|
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 25,513百万円 |
|-----------|-----------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
 合計額 402,870百万円
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
 202,606百万円
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 1,045,648百万円
 計 1,045,648百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 2,033百万円
 債券貸借取引受入担保金 580,278百万円
 借入金 231,234百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
 有価証券 8,240百万円
 また、その他の資産には、保証金・敷金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
 保証金・敷金等 2,118百万円
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
 融資未実行残高 1,163,108百万円
 うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの 1,112,735百万円
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の圧縮記帳額
 圧縮記帳額 17,412百万円
 (当該事業年度の圧縮記帳額 一百万円)
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
 劣後特約付借入金 20,000百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 127,640百万円

(損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。
 睡眠債券の収益計上額 20,014百万円
2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。
 睡眠債券払戻損失引当金繰入額 16,931百万円
 危機対応業務関連損失 7,266百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
- | | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 51,409百万円 |
| その他 | 16,209 |
| 繰延税金資産小計 | 67,618 |
| 評価性引当額 | △22,765 |
| 繰延税金資産合計 | 44,853 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △11,192 |
| 子会社株式 | △701 |
| 固定資産圧縮積立金 | △204 |
| 前払年金費用 | △347 |
| その他 | △10 |
| 繰延税金負債合計 | △12,456 |
| 繰延税金資産の純額 | 32,396百万円 |
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
- | | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 30.73% |
| (調整) | |
| 評価性引当額の増加 | 4.20 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.21 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.14 |
| 住民税均等割 | 0.25 |
| その他 | 0.29 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.54% |

(重要な後発事象)

連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

>>> 資本の状況（単体）

■ 大株主

・普通株式

株主名	持株数（千株）	発行済株式の総数に占める持株数の割合	株主名	持株数（千株）	発行済株式の総数に占める持株数の割合
財 務 大 臣	1,016,000	46.46%	北 央 信 用 組 合	4,662	0.21%
中部交通共済協同組合	8,085	0.36%	東京木材問屋協同組合	4,626	0.21%
関東交通共済協同組合	6,580	0.30%	協同組合小山教育産業グループ	4,223	0.19%
株式会社珈栄舎	6,087	0.27%	共 立 信 用 組 合	3,772	0.17%
東銀リース株式会社	5,300	0.24%	計	1,064,146	48.66%
大阪船場繊維卸商団地協同組合	4,810	0.21%			

(注) 1. 平成30年3月31日時点

2. 上記のほか商工中金所有の自己株式10,142千株（発行済株式総数に占める割合0.46%）があります。

■ 配当

(単位：円、%)

		平成28年度	平成29年度
1株当たり配当額	普通株式（政府分）	1.00	1.00
	普通株式（政府以外分）	3.00	3.00
配 当 性 向 (%)		14.36	12.39

商工中金の配当について

株式会社商工組合中央金庫法第50条で、政府が保有する商工中金株式1株に対する配当は、政府以外の者が所有する商工中金株式1株に対する配当の一定割合となる旨が定められています。その割合は、株式会社商工組合中央金庫法施行令にて、現在、3分の1とされています。

>>> 損益の状況 (単体)

利益総括表

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
業 務 粗 利 益	1,344	1,165
経 費	782	752
業 務 純 益 (一般貸倒引当金繰入前)	562	413
一般貸倒引当金繰入額	△82	—
業 務 純 益	645	413
臨 時 損 益	△153	156
経 常 利 益	491	569
特 別 損 益	△2	△6
法人税、住民税及び事業税	141	131
法 人 税 等 調 整 額	34	68
当 期 純 利 益	313	362

(注) 業務純益は、商工中金の本来業務にかかる利益を示すもので、下記の算式により算出しています。
業務純益 = 業務粗利益 - (一般貸倒引当金繰入額 + 経費)

業務粗利益

(単位：億円、%)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資 金 利 益	1,166	26	1,193	1,029	27	1,056
役 務 取 引 等 利 益	76	7	84	60	6	67
特 定 取 引 利 益	39	14	53	15	10	25
そ の 他 業 務 利 益	△0	13	12	4	11	15
業 務 粗 利 益	1,282	61	1,344	1,109	56	1,165
業 務 粗 利 益 率 (%)	1.02	1.98	1.05	0.91	2.17	0.94

(注) 1. 国内業務部門は、国内店における居住者との円建取引を対象としています。一方、国際業務部門は国内店における外貨建取引、非居住者との円建取引、特別国際金融勘定取引（東京オフィス市場での取引）およびニューヨーク支店における取引を対象としています。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用勘定・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：億円、%)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資金運用勘定						
平均残高	125,379	3,095	127,236	121,204	2,597	122,859
利 息	1,265	37	1,302	1,089	42	1,131
利 回 り (%)	1.00	1.21	1.02	0.89	1.63	0.92
資金調達勘定						
平均残高	113,954	3,095	115,811	109,978	2,597	111,633
利 息	98	11	108	60	15	74
利 回 り (%)	0.08	0.35	0.09	0.05	0.57	0.06

(注) 国内業務から国際業務への円投入額の平均残高は、平成28年度1,238億円、平成29年度942億円、それに伴う収支は、平成28年度0億円、平成29年度0億円です。

■ 受取利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成28年度			平成29年度			
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計	
受 取 利 息	残高による増減	33	4	36	△37	△6	△40
	利率による増減	△176	3	△171	△138	11	△129
	純 増 減	△143	7	△134	△175	5	△170
支 払 利 息	残高による増減	2	0	3	△2	△1	△2
	利率による増減	△77	5	△71	△36	5	△30
	純 増 減	△74	5	△67	△38	4	△33

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めています。

■ 役務取引等利益の内訳

(単位：億円)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
役 務 取 引 等 収 益	108	9	117	84	8	93
役 務 取 引 等 費 用	31	2	33	24	2	26

■ 特定取引利益の内訳

(単位：億円)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
特 定 取 引 利 益	39	14	53	15	10	25
商品有価証券損益	△0	—	△0	0	—	0
特定取引有価証券損益	0	—	0	△0	—	△0
特定金融派生商品損益	39	14	53	15	10	25
その他の特定取引損益	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門・国際業務部門ごとに、収益と費用を相殺して計上しています。
 2. 特定金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ その他業務利益の内訳

(単位：億円)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
外国為替売買損益	—	14	14	—	13	13
国債等債券損益	△0	0	△0	1	—	1
金融派生商品損益	0	△1	△1	2	△2	0
そ の 他	△0	—	△0	△0	—	△0
合 計	△0	13	12	4	11	15

(注) 金融派生商品損益に係る国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引を対象としています。

■ 営業経費

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
給料・手当	388	381
退職給付費用	49	37
福利厚生費	2	2
減価償却費	68	63
土地建物機械賃借料	50	50
営繕費	23	20
消耗品費	8	7
給水光熱費	7	7
旅費	7	5
通信費	9	9
広告宣伝費	15	8
租税公課	56	57
その他	129	122
合計	816	774

■ 臨時損益

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
不良債権処理額	△152	194
貸出金償却	△2	△3
個別貸倒引当金繰入額	△142	—
債権売却損等	△8	△11
貸倒引当金戻入益	—	209
その他	△0	△38
合計	△153	156

(注) 1. 債権売却損等について、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除して表示しています。
2. 貸倒引当金戻入益には、一般貸倒引当金戻入益105億円を含んでいます。

■ 利益率

(単位：%)

	平成28年度	平成29年度
総資産経常利益率	0.38	0.46
純資産経常利益率	5.32	5.96
総資産当期純利益率	0.24	0.29
純資産当期純利益率	3.39	3.80

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100$ 2. 純資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{純資産の部平均残高}} \times 100$

■ 利鞘

(単位：%)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
資金運用利回り	1.00	1.21	1.02	0.89	1.63	0.92
資金調達原価	0.75	1.16	0.76	0.71	1.51	0.74
総資金利鞘	0.25	0.04	0.25	0.18	0.12	0.18

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$ 2. 資金調達原価 = $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

3. 総資金利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達原価

>>> 営業の状況（単体）

>> 債券・預金

■ 資金量構成

(単位：億円、%)

	平成28年度	平成29年度
債 券	47,441 (46.8)	44,595 (46.4)
債 券 発 行 高	47,441 (46.8)	44,595 (46.4)
預 金	51,090 (50.5)	48,922 (50.9)
組 合 そ の 他	50,978 (50.4)	48,834 (50.8)
地 方 公 共 団 体	112 (0.1)	88 (0.1)
譲 渡 性 預 金	2,729 (2.7)	2,572 (2.7)
合 計	101,261	96,090
債 券 の う ち 政 府 引 受	— (—)	— (—)

(注) () 内は構成比です。

■ 商工債発行残高

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
利 付 商 工 債	47,441	44,595

■ 商工債発行残高の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間	平成28年度	平成29年度
1 年 以 下	11,425	11,380
1 年 超 3 年 以 下	22,086	20,578
3 年 超 5 年 以 下	11,042	9,344
5 年 超 7 年 以 下	100	736
7 年 超	2,787	2,556
合 計	47,441	44,595

■ 商工債の種類別平均残高

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
利 付 商 工 債	47,650	46,274

(注) 債券には、債券募集金を含んでいません。

■ 種目別預金残高

(単位：億円、%)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
定期性預金	31,766 (63.8)	450 (35.0)	32,217 (63.1)	30,986 (64.3)	4 (0.5)	30,990 (63.4)
流動性預金	17,764 (35.7)	19 (1.5)	17,783 (34.8)	17,024 (35.3)	5 (0.8)	17,030 (34.8)
未うち有利息預金	12,379 (24.9)	—	12,379 (24.2)	11,638 (24.2)	—	11,638 (23.8)
残その他	270 (0.5)	818 (63.5)	1,089 (2.1)	164 (0.4)	736 (98.7)	901 (1.8)
高合	49,801	1,288	51,090	48,176	746	48,922
譲渡性預金	2,450	279	2,729	2,253	318	2,572
定期性預金	31,923 (65.8)	269 (22.4)	32,192 (64.8)	31,585 (65.1)	53 (6.3)	31,638 (64.0)
平均流動性預金	16,425 (33.9)	11 (1.0)	16,437 (33.1)	16,811 (34.6)	9 (1.1)	16,820 (34.1)
平均うち有利息預金	11,974 (24.7)	—	11,974 (24.1)	12,022 (24.8)	—	12,022 (24.3)
残その他	151 (0.3)	917 (76.6)	1,068 (2.1)	151 (0.3)	789 (92.6)	941 (1.9)
高合	48,500	1,198	49,698	48,548	852	49,400
譲渡性預金	2,735	428	3,163	2,310	415	2,725

- (注) 1. 定期性預金 = 定期預金
 商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。
 2. 流動性預金 = 通知預金 + 普通預金 + 当座預金
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
 4. () 内は構成比です。

■ 定期預金の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間	平成28年度	平成29年度
定期預金		
3ヵ月以下	7,585	6,702
3ヵ月超6ヵ月以下	6,043	6,853
6ヵ月超1年以下	11,461	11,026
1年超2年以下	4,653	3,311
2年超3年以下	1,768	2,518
3年超	704	577
合計	32,217	30,990

- (注) 商工中金の定期預金は、全て固定金利定期預金となっています。

■ 預金者別残高

(単位：億円、%)

	平成28年度	平成29年度
一 般 法 人	26,946 (53.2)	25,613 (52.4)
個 人	23,379 (46.2)	23,110 (47.2)
金 融 機 関	182 (0.4)	100 (0.2)
政 府 公 金	112 (0.2)	88 (0.2)
合 計	50,620	48,912

(注) 1. 海外店分、特別国際金融取引勘定および譲渡性預金を除いています。
2. () 内は構成比です。

>> 融資

■ 貸出金残高

(単位：億円)

		平成28年度			平成29年度		
		国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
期末残高	証書貸付	77,731	1,438	79,170	71,157	1,248	72,406
	手形貸付	2,739	397	3,137	2,731	319	3,050
	当座貸越	9,377	—	9,377	9,007	—	9,007
	割引手形	1,883	—	1,883	2,016	—	2,016
	合計	91,732	1,835	93,568	84,913	1,567	86,481
平均残高	証書貸付	77,268	1,474	78,742	74,214	1,352	75,566
	手形貸付	2,808	352	3,160	2,499	354	2,853
	当座貸越	8,830	—	8,830	8,474	—	8,474
	割引手形	1,811	—	1,811	1,652	—	1,652
	合計	90,719	1,826	92,545	86,840	1,706	88,547

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。

■ 貸出金の残存期間別残高

(単位：億円)

	残存期間	平成28年度	平成29年度
貸出金	1年以下	39,371	37,682
	1年超3年以下	31,462	28,381
	3年超5年以下	13,887	12,121
	5年超7年以下	3,988	3,698
	7年超	4,844	4,586
	期間の定めのないもの	13	11
	合計	93,568	86,481
うち固定金利	1年以下	—	—
	1年超3年以下	25,218	22,459
	3年超5年以下	10,738	8,961
	5年超7年以下	2,477	2,236
	7年超	2,578	2,201
	期間の定めのないもの	—	—
	合計	—	—
うち変動金利	1年以下	—	—
	1年超3年以下	6,243	5,922
	3年超5年以下	3,148	3,159
	5年超7年以下	1,511	1,461
	7年超	2,265	2,384
	期間の定めのないもの	13	11
	合計	—	—

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、固定金利、変動金利の区分をしていません。

従業員1人当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	平成28年度			平成29年度		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資金量	26	50	26	25	22	24
貸出金	24	36	24	22	28	22

(注) 1. 資金量 = 債券 + 預金 + 譲渡性預金
 2. 従業員数は、就業人員数（出向者を除く）の期中平均を使用しています。

1店舗当たり資金量および貸出金

(単位：億円)

	平成28年度			平成29年度		
	国内店	海外店	計	国内店	海外店	計
資金量	1,092	749	1,088	1,040	328	1,033
貸出金	1,011	541	1,006	935	417	929

(注) 1. 資金量 = 債券 + 預金 + 譲渡性預金
 2. 出張所・営業所を除いた店舗（駐在員事務所は含んでいません）により算出しています。

メンバー向け貸出

(単位：億円、%)

	平成28年度	平成29年度
メンバー向け貸出残高	91,556 (97.9)	84,783 (98.0)
メンバー以外への貸出残高	2,011 (2.1)	1,698 (2.0)
合計	93,568	86,481

(注) 1. メンバーとは、商工中金に出資加入した団体とその構成員です。
 2. () 内は構成比です。

貸出金用途別残高

(単位：億円、%)

	平成28年度	平成29年度
設備資金	21,229 (22.7)	19,465 (22.5)
長期運転資金	57,855 (61.8)	52,853 (61.1)
短期運転資金	14,483 (15.5)	14,163 (16.4)
合計	93,568	86,481

(注) () 内は構成比です。

貸出金業種別内訳

(単位：億円、%)

	平成28年度	平成29年度
製 造 業	30,632 (32.7)	28,572 (33.0)
うち機械金属製造業	15,880 (17.0)	14,819 (17.1)
農 業, 林 業	286 (0.3)	293 (0.3)
漁 業	40 (0.0)	36 (0.1)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	130 (0.1)	121 (0.2)
建 設 業	2,818 (3.0)	2,443 (2.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	325 (0.4)	292 (0.3)
情報通信業, 運輸業, 郵便業	12,327 (13.2)	11,509 (13.3)
卸 売 業, 小 売 業	29,499 (31.5)	27,101 (31.3)
金 融 業, 保 険 業	450 (0.5)	424 (0.5)
不動産業, 物品賃貸業	6,941 (7.4)	6,503 (7.5)
各種サービス業	9,434 (10.1)	8,629 (10.0)
地方公共団体	4 (0.0)	3 (0.0)
そ の 他	134 (0.2)	132 (0.2)
海外及び特別国際金融 取引勘定	541 (0.6)	417 (0.5)
合 計	93,568	86,481

(注) () 内は構成比です。

貸出金担保別内訳

(単位：億円、%)

	平成28年度	平成29年度
当 金 庫 預 金 ・ 債 券	1,228 (1.3)	1,208 (1.4)
有 価 証 券	433 (0.5)	445 (0.5)
債 権	491 (0.5)	392 (0.5)
商 品	134 (0.1)	112 (0.1)
不 動 産	38,247 (40.9)	36,044 (41.7)
そ の 他 担 保	2,278 (2.4)	2,052 (2.4)
計	42,814 (45.7)	40,255 (46.6)
保 証	36,003 (38.5)	30,905 (35.7)
信 用	14,750 (15.8)	15,320 (17.7)
合 計	93,568	86,481

(注) () 内は構成比です。

■ 支払承諾見返担保別内訳

(単位：百万円、%)

	平成28年度	平成29年度
当金庫預金・債券	5,088 (4.9)	5,182 (5.0)
有価証券	175 (0.2)	320 (0.3)
債権	— (0.0)	— (0.0)
商品	— (0.0)	— (0.0)
不動産	23,865 (23.1)	24,383 (23.7)
その他担保	1,318 (1.2)	1,002 (1.0)
計	30,446 (29.4)	30,887 (30.0)
保証	60,470 (58.5)	55,325 (53.9)
信用	12,516 (12.1)	16,487 (16.1)
合計	103,433	102,699

(注) ()内は構成比です。

■ 預託制度融資残高

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
預託制度融資残高	976	862

■ 委託代理貸付金残高

(単位：件、億円)

		平成28年度		平成29年度	
設 備 資 金	件 数	569		507	
	金 額	41		36	
運 転 資 金	件 数	0		0	
	金 額	—		—	
合 計	件 数	569		507	
	金 額	41		36	

■ 貸出金の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
貸 出 金 (A)	91,732	1,835	93,568	84,913	1,567	86,481
債 券 ・ 預 金 (B)	99,693	1,568	101,261	95,025	1,065	96,090
比 率 (%) (A)/(B)			92.40	89.35	147.17	90.00
	期 中 平 均	91.74	112.28	92.07	89.40	134.66

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 貸倒引当金の増減

(単位：億円)

	平成28年度					平成29年度				
	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高	当期首 残高	当期 増加額	当期減少額		当期末 残高
			目的 使用	その他*				目的 使用	その他*	
一般貸倒引当金	656	573	—	656	573	573	467	—	573	467
個別貸倒引当金	1,946	1,792	295	1,650	1,792	1,792	1,584	103	1,688	1,584
合 計	2,602	2,365	295	2,306	2,365	2,365	2,052	103	2,262	2,052

* 一般貸倒引当金：洗替による取崩額。
 個別貸倒引当金：洗替及び回収による取崩額。

■ 貸出金償却額

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
貸 出 金 償 却 額	2	3

■ 特定海外債権残高

該当ありません。

■ 与信費用

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
与 信 費 用 (A)=(B)+(C)	69	△194
不良債権処理額 (B)	152	△194
一般貸倒引当金繰入額 (C)	△82	—

(注) 平成29年度の不良債権処理額には、一般貸倒引当金戻入益105億円を含んでいます。

■ リスク管理債権の状況（単体）

(単位：億円、%)

		平成28年度	平成29年度
破綻先債権	(A)	584	565
(Ⅳ分類額控除後破綻先債権)	(B)	(258)	(244)
延滞債権	(C)	3,540	3,199
(Ⅳ分類額控除後延滞債権)	(D)	(2,931)	(2,642)
3ヵ月以上延滞債権	(E)	0	9
貸出条件緩和債権	(F)	172	255
リスク管理債権合計	(G) = (A) + (C) + (E) + (F)	4,297	4,028
破綻先債権のうちⅣ分類額	(H)	325	321
延滞債権のうちⅣ分類額	(I)	608	557
Ⅳ分類額控除後リスク管理債権	(J) = (B) + (D) + (E) + (F)	3,363	3,150
Ⅳ分類額控除後貸出金残高	(K)	92,643	85,609
貸出金に占める割合 (%)	(J) / (K)	3.6	3.7

- (注) 1. 破綻先債権とは、「未収利息不計上貸出金」*のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
5. Ⅳ分類額は、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
6. Ⅳ分類額控除後リスク管理債権とは、リスク管理債権から、注5の金額を控除した金額です（控除した金額は平成28年度個別貸倒引当金1,792億円のうち933億円、平成29年度個別貸倒引当金1,584億円のうち878億円です）。
- * 未収利息不計上貸出金：元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く）

■ 金融再生法に基づく開示債権額

(単位：億円、%)

		平成28年度	平成29年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	(A)	1,724	1,593
危険債権	(B)	2,419	2,187
要管理債権	(C)	172	264
小計	(D) = (A) + (B) + (C)	4,317	4,045
Ⅳ分類額	(G)	941	885
(Ⅳ分類額控除後)	(D) - (G)	(3,375)	(3,159)
正常債権		92,195	84,858
合計	(H)	96,513	88,904
貸出金に占める割合 (%)	((D) - (G)) / ((H) - (G))	3.5	3.6

(参考) Ⅳ分類額控除後債権の保全状況

(D)のうち担保・保証等による回収見込額	(E)	2,235	2,074
(D)に対して計上した貸倒引当金	(F)	1,750	1,548
引当率 (%)	$\frac{(F) - (G)}{((D) - (G)) - (E)}$	70.9	61.1
保全率 (%)	$\frac{((E) + (F)) - (G)}{(D) - (G)}$	90.2	86.6

- (注) 1. 上記は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき査定を行い、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分したものです。
2. 開示債権の区分
- ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権.....破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- ②危険債権.....債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③要管理債権.....上記①②を除く、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権
- ④正常債権.....債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして上記①～③の債権以外のものに区分される債権
3. Ⅳ分類額は、自己査定により回収不能と区分された債権額であり、全額貸倒引当金を計上しています。
4. Ⅳ分類額控除後とは、注2①～③の開示債権額の合計から、注3の金額を控除した金額です。

>> 証券

商品有価証券平均残高

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
商 品 国 債	30	30

有価証券種類別残高

(単位：億円、%)

	平成28年度			平成29年度			
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計	
期 末 残 高	国 債	9,213 (59.7)	—	9,213 (59.7)	7,900 (52.2)	—	7,900 (52.2)
	地 方 債	1,886 (12.2)	—	1,886 (12.2)	3,472 (23.0)	—	3,472 (22.9)
	短 期 社 債	— (—)	—	— (—)	— (—)	—	— (—)
	社 債	3,527 (22.9)	—	3,527 (22.9)	2,848 (18.8)	—	2,848 (18.8)
	株 式	396 (2.6)	—	396 (2.6)	442 (2.9)	—	442 (2.9)
	その他の証券	396 (2.6)	11 (100.0)	407 (2.6)	473 (3.1)	10 (100.0)	483 (3.2)
	うち外国債券	—	11 (100.0)	11 (0.1)	—	10 (100.0)	10 (0.1)
	合 計	15,419	11	15,431	15,136	10	15,146
平 均 残 高	国 債	10,564 (66.9)	—	10,564 (66.3)	8,460 (56.5)	—	8,460 (56.5)
	地 方 債	1,222 (7.7)	—	1,222 (7.7)	2,688 (18.0)	—	2,688 (17.9)
	短 期 社 債	12 (0.1)	—	12 (0.1)	— (—)	—	— (—)
	社 債	3,512 (22.3)	—	3,512 (22.0)	3,250 (21.7)	—	3,250 (21.7)
	株 式	222 (1.4)	—	222 (1.4)	226 (1.5)	—	226 (1.5)
	その他の証券	249 (1.6)	146 (100.0)	395 (2.5)	344 (2.3)	11 (100.0)	356 (2.4)
	うち外国債券	—	146 (100.0)	146 (0.9)	—	11 (100.0)	11 (0.1)
	合 計	15,784	146	15,931	14,970	11	14,982

(注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しています。
2. () 内は構成比です。

■ 有価証券の時価等情報

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りです。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
当事業年度の損益に含まれた評価差額	2	2

(2) 満期保有目的の債券

(単位：億円)

	種類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,621	3,723	102	2,460	2,538	78
	地方債	152	152	0	169	169	0
	社債	205	208	2	204	206	2
	小計	3,979	4,084	105	2,833	2,914	81
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	695	688	△7	676	671	△4
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	695	688	△7	676	671	△4
合 計	4,674	4,772	97	3,510	3,586	76	

(3) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

(単位：億円)

	平成28年度			平成29年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	34	34
関連法人等株式	—	—
合 計	34	34

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式および関連法人等株式」には含めていません。

(4) その他有価証券

(単位：億円)

	種類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	262	84	177	308	84	224
	債券	8,952	8,859	93	9,273	9,216	57
	国債	5,592	5,523	68	5,440	5,399	40
	地方債	619	614	5	1,764	1,759	5
	社債	2,741	2,721	19	2,068	2,057	11
	その他	357	279	77	325	228	96
	小計	9,571	9,223	348	9,907	9,529	377
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9	11	△2	8	10	△2
	債券	999	1,007	△7	1,437	1,442	△5
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	418	422	△4	862	865	△2
	社債	581	584	△3	575	577	△2
	その他	105	105	△0	210	212	△2
	小計	1,114	1,124	△10	1,655	1,666	△10
合 計	計	10,686	10,347	338	11,563	11,196	367

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
株 式	90	91
そ の 他	0	—
合 計	90	91

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

■ 金銭の信託の時価等情報

- (1) 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- (2) 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- (3) その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）
該当ありません。

■ 有価証券の債券・預金に対する比率

(単位：億円、%)

	平成28年度			平成29年度		
	国内業務部門	国際業務部門	計	国内業務部門	国際業務部門	計
有 価 証 券 (A)	15,419	11	15,431	15,136	10	15,146
債 券 ・ 預 金 (B)	99,693	1,568	101,261	95,025	1,065	96,090
比 率 (%) (A) / (B)	15.46	0.71	15.23	15.92	0.98	15.76
比 率 (%) 期 中 平 均	15.96	9.00	15.85	15.41	0.94	15.22

(注) 預金には譲渡性預金を含んでいます。

■ 公共債ディーリング実績

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度
売 買 高	—	—
平 均 残 高	30	30

(注) ディーリング実績はすべて国債です。

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成28年度	国 債	1,330	5,854	2,028	—	—	9,213
	地 方 債	—	344	1,541	—	—	1,886
	社 債	718	1,958	851	—	—	3,527
	株 式	—	—	—	—	396	396
	その他の証券	11	—	—	—	396	407
	うち外国債券	11	—	—	—	—	11
	合 計	2,060	8,157	4,421	—	792	15,431
平成29年度	国 債	1,578	6,120	201	—	—	7,900
	地 方 債	47	414	3,010	—	—	3,472
	社 債	567	1,840	440	—	—	2,848
	株 式	—	—	—	—	442	442
	その他の証券	—	10	198	—	274	483
	うち外国債券	—	10	—	—	—	10
	合 計	2,193	8,386	3,850	—	717	15,146

(注) 満期保有目的の債券およびその他有価証券の償還予定額（貸借対照表計上額）を記載しています。

≫ 国際

取引種別外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

	平成28年度	平成29年度
貿易為替	3,917	3,794
貿易外為替	1,779	1,732
資本取引	1,867	1,425
合計	7,565	6,952

(注) 海外店分を含みます。

外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

	平成28年度	平成29年度
外貨建資産残高	2,184	1,814

(注) 国内店の外貨建資産および海外店の資産を表示しています。

≫ その他

内国為替取扱高

(単位：千件、億円)

			平成28年度	平成29年度
送金為替	各地へ向けた分	件数	1,796	1,760
		金額	109,891	96,232
	各地より受けた分	件数	1,673	1,649
		金額	111,954	103,418
代金取立	各地へ向けた分	件数	490	437
		金額	10,090	8,810
	各地より受けた分	件数	15	14
		金額	283	264
合計	件数	3,975	3,862	
	金額	232,219	208,727	

職員の状況

(単位：人、千円)

	平成28年度	平成29年度
職員数	3,886	3,857
平均年齢	39歳9ヵ月	39歳7ヵ月
平均勤続年数	17年0ヵ月	16年8ヵ月
平均給与月額	473	463

(注) 1. 職員数は嘱託・臨時雇員（平成28年度1,028人、平成29年度1,036人）を含んでいません。
 2. 平成29年度の平均給与月額は、平成30年3月の時間外手当を含む平均給与額であり、賞与を除くものです。

■ デリバティブ取引情報

デリバティブ取引についての取組方針、リスク管理方法などは以下の通りです。

デリバティブ取引に対する取組み

取引の大半は、お取引先のニーズへの対応とALMリスクコントロールを目的としています。

- お取引先のニーズ
市場金利や為替変動に伴う資金調達コストや仕入コストの増加などをヘッジするニーズに対応するために提供するスワップ・オプション・為替予約。
- ALMリスクコントロール
貸出・債券などのオンバランス取引から発生する金利リスクをコントロールするための金利スワップなど。

デリバティブ取引におけるリスク

貸出・有価証券などのオンバランス取引と同様に信用リスク、市場リスクなどがあります。

- 信用リスク
取引相手方の契約不履行により生じるリスクです。貸出などオンバランス取引については元本や利息などが信用リスク額となりますが、デリバティブ取引の場合、時価評価を行い、カレントエクスポージャー方式で信用リスク額を算出しています。
- 市場リスク
オンバランス取引同様、デリバティブ取引についても金利・為替レート・株価などの変動によりその取引の市場価値が変動するリスクがあります。

各種リスクに対する管理態勢等

- 信用リスク
お取引先との取引については、貸出に伴うリスクと一体で管理を行っています。金融機関などを取引の相手方とする市場取引についても、他の市場取引と同様にお取引先別および国別にクレジットラインを設定し、その範囲内で執行・管理を行っています。
- 市場リスク
リスクの種類や業務ごとにVaRや10bpv等の上限額および損失限度を設定して管理を行っています。また、デリバティブ取引の評価損益などは統合リスク管理部でモニタリングを行い、経営陣に定期的な報告を行っています。

用語解説

デリバティブ取引

債券や金利、為替などの現物商品から派生した金融商品のことで、「金融派生商品」ともいいます。デリバティブ取引は、現物商品の価格変動リスクなどの回避や、低コスト資金調達、高利回り資金運用などを目的に開発され、代表的なものに、「先物取引」「スワップ取引」「オプション取引」などがあります。

先物取引 ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で売買すべきことを、前もって約定しておく取引のことです。

スワップ取引 契約の当事者間で、将来発生するキャッシュ・フロー（資金の流れ）を交換する取引のことです。例えば、同一通貨の変動金利と固定金利を交換する金利スワップや、ドル建金利と円建金利を交換する通貨スワップなどがあります。

オプション取引 ある金融商品を将来の特定の時期に一定価格で購入できる権利（コール）や売却できる権利（プット）を売買する取引のことです。オプションの購入者はオプション料を対価としてオプションを行使する権利を取得し、売却者はオプションの行使に応じる義務を負います。対象とする金融商品により、金利オプション、通貨オプションなどがあります。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

	平成28年度				平成29年度							
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益				
金融商品取引所	金利先物	売	建	—	—	—	—	—	—			
		買	建	—	—	—	—	—	—			
	金利オプション	売	建	—	—	—	—	—	—			
		買	建	—	—	—	—	—	—			
	金利先渡契約	売	建	—	—	—	—	—	—			
		買	建	—	—	—	—	—	—			
店頭				受取固定・支払変動	2,539,472	2,111,051	39,089	39,089	2,265,850	1,734,968	28,572	28,572
	金利スワップ			受取変動・支払固定	2,504,070	2,017,015	△33,168	△33,168	2,246,833	1,664,477	△23,448	△23,448
				受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	売	建	—	—	—	—	—	—	—	—	
		買	建	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他		売	建	—	—	—	—	—	—	—	—	
		買	建	—	—	—	—	—	—	—	—	
合	計						5,920	5,920			5,124	5,124

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

	平成28年度				平成29年度						
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益			
金融商品取引所	通貨先物	売	建	—	—	—	—	—	—		
		買	建	—	—	—	—	—	—		
	通貨オプション	売	建	—	—	—	—	—	—		
		買	建	—	—	—	—	—	—		
	通貨スワップ			1,307,691	1,188,015	372	372	1,534,475	1,336,748	969	969
店頭	為替予約	売	建	47,610	3,295	△406	△406	49,463	3,151	1,222	1,222
		買	建	42,618	3,224	519	519	39,012	2,890	△459	△459
通貨オプション		売	建	—	—	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		売	建	—	—	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—	—	—
合	計					486	486			1,732	1,732

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しています。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の事業年度末における契約額または契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次の通りです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類		主なヘッジ対象	平成28年度			平成29年度		
				契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ	受取変動・支払固定	貸出金	23,750	23,750	69	16,250	16,250	35
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取固定・支払変動	有価証券、債券、借入金等の有利息の金融資産・負債	2,238,450	2,176,450	12,731	2,598,825	2,104,125	8,229
		受取変動・支払固定		200,126	198,584	△6,082	197,018	195,924	△4,985
合	計					6,718			3,279

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっています。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しています。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況等

(バーゼルⅢに基づく開示)

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項	96
-----------------------	----

定性的開示事項

1. 連結の範囲に関する事項	112
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	113
3. 商工中金グループ全体のリスクの特性ならびにリスク管理 の方針、手続および体制の概要	113
4. 信用リスクに関する事項	114
5. 信用リスク削減手法に関するリスクの特性ならびにリスク 管理の方針、手続および体制概要	118
6. 派生商品取引およびレポ形式の取引等の相手方に対する 信用リスクに関するリスクの特性 ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要	119
7. 証券化取引に係るリスクに関する事項	120
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	121
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性 並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要	122
10. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象と なっているものを除く）に関する事項	122
11. (連結) 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示 項目のいずれに相当するかについての説明	123
12. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借 対照表計上額との差異およびその要因に関する説明	123

定量的開示事項

(平成29年度)

1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等 あるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を 下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	124
2. 信用リスク（証券化取引、派生商品取引、レポ取引等を除く） に関する事項	124
3. 標準的手法を採用した場合複数の資産および取引を 裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを 直接に判定することができないものの額	125
4. 別紙様式による開示事項	126

(平成28年度)

連結レバレッジ比率に関する開示事項

1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	156
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異 を生じた原因	156

流動性に係る経営の健全性の状況

流動性リスク管理に係る開示事項

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項 ..	157
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	157
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	157

流動性カバレッジ比率に関する開示事項

1. 定性的開示事項	158
(1) 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する 事項	158
(2) 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	158
(3) 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 ..	158
(4) その他流動性カバレッジ比率に関する事項	158
2. 定量的開示事項	159
(1) 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項 ..	159
(2) 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項 ..	160

》》 自己資本の充実の状況

》 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成28年度	経過措置に よる不算入額	平成29年度	経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	358,914		390,701	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		218,653	
2	うち、利益剰余金の額	145,796		177,595	
1c	うち、自己株式の額（△）	1,038		1,049	
26	うち、社外流出予定額（△）	4,497		4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—		—	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	569,658	4,711	576,351	
	うち、危機対応準備金の額	150,000		150,000	
	うち、特別準備金の額	400,811		400,811	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	928,573		967,053	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,108	1,527	7,634	
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	6,108	1,527	7,634	
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	
11	繰延ヘッジ損益の額	38	9	24	
12	適格引当金不足額	—	—	—	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
15	前払年金費用の額	11,382	2,845	14,647	
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
27	その他Tier1資本不足額	—		—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	17,529		22,306	

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年度	経過措置に よる不算入額	平成29年度	経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	911,043		944,746	
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		—	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—		—	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—		—	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
42	Tier2資本不足額	—		—	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—		—	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)	—		—	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)	911,043		944,746	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000		10,000	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—		—	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15,000		4,000	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	57,347		46,771	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	57,347		46,771	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—		—	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,044		—	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	3,044		—	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	85,391		60,771	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—	

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼自己資本の充実の状況
▼自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年度	経過措置に よる不算入額	平成29年度	経過措置に よる不算入額
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 (㉠-㉡)	85,391		60,771	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((㉠)+(㉡))	996,434		1,005,517	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	4,372			
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	1,527			
	うち、前払年金費用の額	2,845			
60	リスク・アセットの額の合計額 (㉢)	7,568,997		7,408,138	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((㉣)/(㉢))	12.03%		12.75%	
62	Tier1比率 ((㉠)/(㉢))	12.03%		12.75%	
63	総自己資本比率 ((㉡)/(㉢))	13.16%		13.57%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	10,179		11,269	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		—	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	49,724		42,208	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	57,347		46,771	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	91,293		89,530	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—		—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	15,000		4,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	14,991		4,992	

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(単位：百万円)

科目	公表貸借対照表		付表参照番号
	平成28年度	平成29年度	
(資産の部)			
現金預け金	1,722,751	1,526,881	
コールローン	57,723	41,412	
買入金銭債権	26,127	27,621	
特定取引資産	20,485	21,413	6-a
有価証券	1,543,111	1,514,685	6-b
貸出金	9,356,833	8,648,176	6-c
外国為替	15,708	15,586	
その他資産	54,979	89,224	6-d
有形固定資産	42,716	43,271	
無形固定資産	11,023	11,021	2
前払年金費用	20,468	21,072	3
繰延税金資産	40,095	32,396	4
支払承諾見返	103,433	102,699	
貸倒引当金	△236,578	△205,239	
資産の部合計	12,778,881	11,890,224	
(負債の部)			
預金	5,109,032	4,892,270	
譲渡性預金	272,955	257,222	
債券	4,744,121	4,459,540	
コールマネー	359	—	
債券貸借取引受入担保金	474,944	580,278	
特定取引負債	10,918	12,653	6-e
借入金（注）	953,865	461,779	7
外国為替	86	8	
その他負債	135,462	100,261	6-f
賞与引当金	4,410	4,410	
退職給付引当金	19,758	19,932	
役員退職慰労引当金	59	78	
睡眠債券払戻損失引当金	11,541	27,395	
環境対策引当金	152	143	
支払承諾	103,433	102,699	
負債の部合計	11,841,098	10,918,673	
(純資産の部)			
資本金	218,653	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	150,000	1-b
特別準備金	400,811	400,811	1-c
資本剰余金	0	0	1-d
利益剰余金	145,796	177,595	1-e
自己株式	△1,038	△1,049	1-f
株主資本合計	914,223	946,009	
その他有価証券評価差額金	23,510	25,516	
繰延ヘッジ損益	48	24	5
評価・換算差額等合計	23,559	25,540	1-g
純資産の部合計	937,782	971,550	
負債及び純資産の部合計	12,778,881	11,890,224	

(注) 借入金には劣後借入金（平成28年度40,000百万円、平成29年度20,000百万円）を含んでおり、このうち平成28年度30,000百万円、平成29年度10,000百万円については、自己資本の構成の開示では、その算入上限額勘案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の充実の状況

貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（単体）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及び評価・換算差額等

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
資本金	218,653	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000	150,000		1-b
特別準備金	400,811	400,811		1-c
資本剰余金	0	0		1-d
利益剰余金	145,796	177,595		1-e
自己株式	△1,038	△1,049		1-f
株主資本合計	914,223	946,009		
その他有価証券評価差額金	23,510	25,516		
繰延ヘッジ損益	48	24		
評価・換算差額等合計	23,559	25,540		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
普通株式に係る株主資本の額	363,412	395,198	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	145,796	177,595		2
うち、自己株式の額（△）	1,038	1,049		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	574,370	576,351		
うち、危機対応準備金の額	150,000	150,000		3
うち、特別準備金の額	400,811	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
無形固定資産	11,023	11,021		2
上記に係る税効果	3,387	3,386		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
無形固定資産 その他の無形固定資産	7,636	7,634	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		74

3.前払年金費用

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
前払年金費用	20,468	21,072		3
上記に係る税効果	6,240	6,425		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
前払年金費用の額	14,227	14,647		15

4.繰延税金資産

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延税金資産	40,095	32,396		4
その他の無形固定資産の税効果勘案分	3,387	3,386		
前払年金費用の税効果勘案分	6,240	6,425		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	49,724	42,208		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	49,724	42,208		75

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼自己資本の充実の状況
▼自己資本の構成に関する開示事項

5.繰延ヘッジ損益

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延ヘッジ損益	48	24		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延ヘッジ損益の額	48	24	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価・換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
特定取引資産	20,485	21,413	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,543,111	1,514,685		6-b
貸出金	9,356,833	8,648,176	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	54,979	89,224	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	10,918	12,653	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	135,462	100,261	金融派生商品を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
自己保有資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		16
その他Tier1相当額	—	—		37
Tier2相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		17
その他Tier1相当額	—	—		38
Tier2相当額	—	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	10,179	11,269		
普通株式等Tier1相当額	—	—		18
その他Tier1相当額	—	—		39
Tier2相当額	—	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	10,179	11,269		72
その他金融機関等 (10%超出資)	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier1相当額	—	—		40
Tier2相当額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—		73

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼自己資本の充実の状況
▼自己資本の構成に関する開示事項

7. その他資本調達手段

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
借入金	953,865	461,779		7
合計	953,865	461,779		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000	10,000		46

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示)
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年度	経過措置に よる不算入額	平成29年度	経過措置に よる不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	367,249		400,079	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653		218,653	
2	うち、利益剰余金の額	154,131		186,973	
1c	うち、自己株式の額 (△)	1,038		1,049	
26	うち、社外流出予定額 (△)	4,497		4,497	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—		—	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	557,982	1,792	564,010	
	うち、危機対応準備金の額	150,000		150,000	
	うち、特別準備金の額	400,811		400,811	
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	925,231		964,090	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,103	1,525	7,638	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	6,103	1,525	7,638	
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	
11	繰延ヘッジ損益の額	38	9	24	
12	適格引当金不足額	—	—	—	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
15	退職給付に係る資産の額	2,475	618	5,264	
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
27	その他Tier1資本不足額	—		—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	8,617		12,927	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	916,613		951,162	

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年度	経過措置に よる不算入額	平成29年度	経過措置に よる不算入額
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—	—	—	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	
33	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	—	
35	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—	—	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	—	—	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	
42	Tier2資本不足額	—	—	—	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—	—	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 (二)-(ホ) (ハ)	—	—	—	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 (ハ)+(ヘ)	916,613	—	951,162	—
Tier2資本に係る基礎項目					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000	—	10,000
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	—
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—	—	—	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	16,896	—	5,517	
47	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	15,000	—	4,000	
49	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	1,896	—	1,517	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	57,907	—	47,269	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	57,907	—	47,269	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—	—	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,048	—	—	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	3,048	—	—	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	87,851	—	62,786	

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の充実の状況

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年度	経過措置に よる不算入額	平成29年度	経過措置に よる不算入額
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—			
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)	87,851		62,786	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	1,004,465		1,013,949	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,144			
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	1,525			
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—			
	うち、退職給付に係る資産の額	618			
60	リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	7,652,477		7,492,773	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ワ))	11.97%		12.69%	
62	連結Tier1比率 ((ト)/(ワ))	11.97%		12.69%	
63	連結総自己資本比率 ((ル)/(ワ))	13.12%		13.53%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	10,186		11,276	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		—	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	52,100		44,354	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	57,907		47,269	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	92,267		90,519	
78	内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—		—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	16,896		5,517	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	16,888		7,268	

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(単位：百万円)

科目	公表連結貸借対照表		付表参照番号
	平成28年度	平成29年度	
(資産の部)			
現金預け金	1,722,831	1,526,934	
コールローン及び買入手形	57,723	41,412	
買入金銭債権	26,127	27,621	
特定取引資産	20,485	21,413	6-a
有価証券	1,539,789	1,511,359	2-b, 6-b
貸出金	9,343,501	8,636,946	6-c
外国為替	15,708	15,586	
その他資産	146,301	178,015	6-d
有形固定資産	43,854	44,365	
無形固定資産	10,958	10,960	2-a
退職給付に係る資産	4,452	7,574	3
繰延税金資産	47,414	38,723	4-a
支払承諾見返	103,466	102,699	
貸倒引当金	△237,584	△206,262	
資産の部合計	12,845,033	11,957,351	
(負債の部)			
預金	5,103,175	4,885,242	
譲渡性預金	272,855	257,122	
債券	4,743,721	4,459,140	
コールマネー及び売渡手形	359	—	
債券貸借取引受入担保金	474,944	580,278	
特定取引負債	10,918	12,653	6-e
借入金（注1）	1,015,805	524,579	8
外国為替	86	8	
その他負債	142,457	105,991	6-f
賞与引当金	4,637	4,635	
退職給付に係る負債	25,378	24,830	
役員退職慰労引当金	90	114	
睡眠債券払戻損失引当金	11,541	27,395	
環境対策引当金	152	143	
その他の引当金	75	80	
繰延税金負債	49	51	4-b
支払承諾	103,466	102,699	
負債の部合計	11,909,714	10,984,966	
(純資産の部)			
資本金	218,653	218,653	1-a
危機対応準備金	150,000	150,000	1-b
特別準備金	400,811	400,811	1-c
資本剰余金	0	0	1-d
利益剰余金	154,131	186,973	1-e
自己株式	△1,038	△1,049	1-f
株主資本合計	922,557	955,388	
その他有価証券評価差額金	23,540	25,543	
繰延ヘッジ損益	48	24	5
退職給付に係る調整累計額	△14,625	△12,367	
その他の包括利益累計額合計	8,964	13,199	1-g
非支配株主持分（注2）	3,796	3,796	7
純資産の部合計	935,318	972,384	
負債及び純資産の部合計	12,845,033	11,957,351	

※規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一であります。

(注1) 借入金には劣後借入金（平成28年度40,000百万円、平成29年度20,000百万円）を含んでおり、このうち平成28年度30,000百万円、平成29年度10,000百万円については、自己資本の構成の開示では、その算入上限額勘案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

(注2) 非支配株主持分には優先株式（平成28年度3,793百万円、平成29年度3,793百万円）を含んでおり、自己資本の構成の開示では、その算入上限額勘案後の額が「適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額」に算入されております。

▼自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
▼自己資本の構成に関する開示事項
▼自己資本の充実の状況

連結貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明〈付表〉

【注記事項】

※「自己資本の構成に関する開示事項」の金額については、経過措置勘案前の数値を記載しているため、自己資本に算入されている金額に加え、「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」における「経過措置による不算入額」の金額が含まれています。また、経過措置により自己資本に算入されている項目については本表には含んでおりません。

1. 株主資本及びその他の包括利益累計額

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
資本金	218,653	218,653		1-a
危機対応準備金	150,000	150,000		1-b
特別準備金	400,811	400,811		1-c
資本剰余金	0	0		1-d
利益剰余金	154,131	186,973		1-e
自己株式	△1,038	△1,049		1-f
株主資本合計	922,557	955,388		
その他有価証券評価差額金	23,540	25,543		
繰延ヘッジ損益	48	24		
退職給付に係る調整累計額	△14,625	△12,367		
その他の包括利益累計額合計	8,964	13,199		1-g

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
普通株式に係る株主資本の額	371,746	404,577	普通株式に係る株主資本（社外流出予定額調整前）	
うち、資本金及び資本剰余金の額	218,653	218,653		1a
うち、利益剰余金の額	154,131	186,973		2
うち、自己株式の額（△）	1,038	1,049		1c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	559,775	564,010		3
うち、危機対応準備金の額	150,000	150,000		
うち、特別準備金の額	400,811	400,811		
その他Tier1資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

2. 無形固定資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
無形固定資産	10,958	10,960		2-a
有価証券	1,539,789	1,511,359		2-b
うち、持分法適用会社に係るのれん相当額	—	—	持分法適用会社に係るのれん相当額	
上記に係る税効果	3,329	3,322		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
無形固定資産 のれんに係るもの	—	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	7,629	7,638	のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外 (ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		74

3.退職給付に係る資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
退職給付に係る資産	4,452	7,574		3
上記に係る税効果	1,357	2,309		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
退職給付に係る資産の額	3,094	5,264		15

4.繰延税金資産

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延税金資産	47,414	38,723		4-a
繰延税金負債	49	51		4-b
その他の無形固定資産の税効果勘案分	3,329	3,322		
退職給付に係る資産の税効果勘案分	1,357	2,309		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—		10
一時差異に係る繰延税金資産	52,100	44,354		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	52,100	44,354		75

▼ 自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示)
▼ 自己資本の構成に関する開示事項
▼ 自己資本の充実の状況

5.繰延ヘッジ損益

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延ヘッジ損益	48	24		5

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
繰延ヘッジ損益の額	48	24	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

6.金融機関向け出資等の対象科目

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
特定取引資産	20,485	21,413	商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-a
有価証券	1,539,789	1,511,359		6-b
貸出金	9,343,501	8,636,946	劣後ローン等を含む	6-c
その他資産	146,301	178,015	金融派生商品、出資金等を含む	6-d
特定取引負債	10,918	12,653	売付商品有価証券、特定取引金融派生商品等を含む	6-e
その他負債	142,457	105,991	金融派生商品等を含む	6-f

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
自己保有資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		16
その他Tier1相当額	—	—		37
Tier2相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier1相当額	—	—		17
その他Tier1相当額	—	—		38
Tier2相当額	—	—		53
少数出資金金融機関等の資本調達手段の額	10,186	11,276		
普通株式等Tier1相当額	—	—		18
その他Tier1相当額	—	—		39
Tier2相当額	—	—		54
少数出資金金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	10,186	11,276		72
その他金融機関等 (10%超出資)	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier1相当額	—	—		40
Tier2相当額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—		73

▼自己資本の充実の状況等(バーゼルⅢに基づく開示) ▼自己資本の充実の状況
▼自己資本の構成に関する開示事項

7.非支配株主持分

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
非支配株主持分	3,796	3,796		7

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
普通株式等Tier1資本に係る額	—	—	算入可能額（調整後非支配株 主持分）勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本 調達手段の額	—	—	算入可能額（調整後非支配株 主持分）勘案後	30-31ab-32
その他Tier1資本に係る額	—	—	算入可能額（調整後非支配株 主持分）勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手 段の額	—	—	算入可能額（調整後非支配株 主持分）勘案後	46
Tier2資本に係る額	—	—	算入可能額（調整後非支配株 主持分）勘案後	48-49

8.その他資本調達手段

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

連結貸借対照表科目	金額		備考	参照番号
	平成28年度	平成29年度		
借入金	1,015,805	524,579		8
合計	1,015,805	524,579		

(2) 自己資本の構成

(単位:百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	金額		備考	国際様式の 該当番号
	平成28年度	平成29年度		
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—		32
Tier2資本調達手段に係る負債の額	10,000	10,000		46

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細

インターネット上の商工中金のウェブサイト (<https://www.shokochukin.co.jp/about/report/capitalratio/index.html>) に掲載しています。

≫ 定性的開示事項

＞ 1. 連結の範囲に関する事項

- 株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号。以下「自己資本比率告示」という。）第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

- 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社です。

名 称	主要な業務の内容
八重洲商工株式会社	事務代行業務
株式会社商工中金情報システム	ソフトウェアの開発、計算受託業務
商工サービス株式会社	福利厚生業務
八重洲興産株式会社	不動産管理業務
株式会社商工中金経済研究所	情報サービス、コンサルティング業務
商工中金リース株式会社	リース業務
商工中金カード株式会社	クレジットカード業務

- 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社7社全てにおいて、債務超過会社はなく自己資本は充実しています。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

商工中金および連結グループ（以下、「商工中金グループ」という。）では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクなど、商工中金グループ全体のリスクを把握し普通株式等Tier1資本と対比することにより、自己資本の充実度を評価することとしています。

具体的には、信用リスク、市場リスクはVaRなどにより、オペレーショナル・リスクは自己資本比率算出における「基礎的手法」に基づき、リスク量実績の算定を行っています。

また、商工中金グループを取り巻く環境が変化することを想定したストレステストを定期的の実施しています。これにより、環境の変化が自己資本にどの程度の影響を及ぼすかを分析しています。

以上のリスク量実績、ストレステスト結果に加えて、リスク計測の対象外としているリスクを踏まえ、普通株式等Tier1資本と対比することにより、自己資本の充実度を評価しています。

3. 商工中金グループ全体のリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【主要なリスクとリスク許容量】

商工中金グループでは、グループ全体として管理するリスクを次のように定義して、リスク管理を行っています。

市場リスク	金利、為替相場の変動や有価証券等の価格変動に伴い、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク（市場流動性リスク）
決済リスク	決済が予定通りできなくなることに伴い、損失を被るリスク（その原因と性質から、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、法的リスクに大別される）
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク（事務リスク〔システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク*を含む〕）、およびコンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被る等のリスク（システムリスク〔システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスク*を含む〕） *情報セキュリティリスク：重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威（漏洩、不正使用、誤操作、故障等）により失われるリスク
法的リスク	取引の法律関係が確定的でないことや、法令等が遵守されないこと等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等から生じるリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により損失を被るリスク

上記リスクのうち、リスク量の計量化が可能である信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについては特に主要なリスクとして、取締役会はリスク許容量の上限値となるリスク資本枠を設定しています。

【リスク管理体制】

商工中金グループでは各々のリスク管理部署を明確化し、個々のリスク管理の一層の強化に努めるとともに、経営企画部をリスク管理の統括部署として、リスク管理機能の高度化を進めています。

リスク管理上重要な事項につきましては、取締役会または経営会議で審議・決定することとしているほか、定期的に取り締役会に対しリスク管理の状況ならびに課題と対応策を報告しているなど、経営陣の十分な関与のもとリスク管理を行っております。

また、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによるリスク管理（統合リスク管理）を担当する部署として、統合リスク管理部を設置しています。

統合リスク管理部は、取締役会が決定したリスク資本枠について、その使用状況を取りまとめ、定期的にALM会議および経営会議に報告しています。

なお、商工中金グループでは、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しています（詳細は35ページ参照）。

【リスク文化を醸成するための方法】

リスク管理全体に関する規程および各リスクカテゴリー別のリスク管理に関する規程を制定し、役職員に周知するなど、リスク文化の醸成に努めております。

また、リスク資本枠やポジション限度額などの各種限度枠を設定するとともに、限度枠に抵触した場合には、ALM会議などにおいて対策を検討し、必要に応じて、取締役会で計画の見直しをすることとしています。

【リスク計測システムの対象範囲と主な特徴】

信用リスク、市場リスクはVaRなどにより、オペレーショナル・リスクは自己資本比率算出における「基礎的手法」に基づき、リスク量実績の算定を行っています。

【取締役及び取締役会等へのリスク情報の報告手続き】

各リスクカテゴリー別のリスク情報は、定期的に経営会議、各会議、担当取締役等に報告がされています。特に、信用リスクは業種毎や企業規模毎等、市場リスクは商品カテゴリー毎等のエクスポージャーについても、定期的に報告がされています。

また、全てのリスクカテゴリーの主なリスク情報については、定期的に取締役会に報告がされています。

【ストレステストに関する定性的情報】

主に信用リスクと市場リスクを対象として、今後の見通し等を踏まえて設定するストレス事象や過去のストレス事象等のシナリオを設定し、それらシナリオに基づく損失額やVaRなどを算出し、自己資本充実度の評価等に活用しています。

【リスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略・手順、モニタリング等】

信用リスクについては、適正な融資審査を徹底するとともに、信用リスク削減手法を活用してリスクの低減を図っています。また、与信ポートフォリオやリスク量、大口与信状況等についてモニタリングを行っています。

市場リスクについては、10bpv・VaR等の限度枠やリスクコントロール方針等をALM会議で定め、金利スワップ等のデリバティブ取引によりリスクの低減を図っています。また、限度枠の遵守状況等についてモニタリングを行っています。

オペレーショナル・リスクについては、事務指導や教育の徹底、各種事務機器の導入、リスク・コントロールセルフアセスメント（RCSA）を通じた改善活動等により事務リスクの低減を図るとともに、バックアップ体制の整備、システム監査の実施、サイバーセキュリティ対策等によりシステムリスクの低減を図っています。また、内部規定違反、システム障害状況等についてモニタリングを行っています。

➤ 4. 信用リスクに関する事項

■ リスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【信用リスクとは】

信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクのことです。

【信用リスク管理態勢】

①信用リスク管理部署

信用リスク管理の統括部署を与信統括部としています。

与信統括部は、市場関連業務に係る信用リスク管理、カントリーリスクなどに関するリスク管理を含めて、商工中金全体の信用リスクを統括管理しています。

また、信用リスクの審査管理部署はファイナンス本部とし、与信先の財務状況、資金用途および返済財源などを的確に把握し、適切な審査事後管理を行うとともに、与信状況についてモニタリングを行っています。

②信用リスク管理会議

経営陣による信用リスク管理会議においては、信用格付、業種、地域などのさまざまな切り口で与信ポートフォリオを分析し、リスクの分散を図るなど、債権の健全化に取り組んでいます。

【信用リスク管理方針】

商工中金では、「信用リスク管理規程」において信用リスクの管理にかかる基本的事項を定め、信用リスクの的確な把握、適切な管理に努めています。

①基本的考え方

商工中金の資産の太宗は貸出金と有価証券であり、このうち貸出金が信用リスクの大部分を占めています。貸出金の大半は中小企業向けであり、中小企業向けの融資ノウハウに基づく適正な融資審査基準や審査体制の堅持などにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

②信用リスク管理プロセス

信用リスク管理統括部署である与信統括部は、信用リスクの把握および評価を適切に行ったうえで、そのリスクをコントロールするための企画、立案を行い、その実施状況をモニタリングしています。これらの一連のプロセスを適切に実施することを通じて、信用リスクのコントロールを図っています。

(1) 自己査定・信用格付制度を活用した管理の実施

信用リスクの的確な把握とコントロールを行うため、自己査定、信用格付等に関する基準を定め、その運用状況および基準の適切性を、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っています。

信用格付制度では、中小企業の信用度を計るために最適な財務指標を選択するとともに、定性的な評価も反映しています。

(2) 適正な与信管理の実施

審査面では、ファイナンス本部が、適正な審査・管理を通じて、資産の健全性の維持・向上に努めるとともに、お取引先の経営改善、再生支援についても専門部署である経営サポート部を設けて、積極的に取り組んでいます。

(3) 与信ポートフォリオのモニタリングおよび大口与信管理の実施

適切な信用リスクのコントロールと過度の信用集中リスクを防止する観点からポートフォリオの管理にかかる基準を定め、与信ポートフォリオや信用リスク量、大口与信の状況等についてモニタリングを行い、結果については定期的に信用リスク管理会議に報告しています。

(4) 信用リスク管理プロセスの運用状況に係る検証

こうした信用リスク管理のプロセスなどが適切に行われているかを、監査部が検証しています。

なお、連結子会社にかかる信用リスクについても管理要領を定め、連結子会社の業務の規模・特性を勘案したうえで、連結子会社における信用リスクの的確な把握、適切な管理に努めています。

■ 会計上の引当ておよび償却に関する基準の概要

商工中金では、会計上の引当ておよび償却に関する基準の概要について、以下の通り定めています。

① 債務者区分、信用格付区分の定義、資産の分類、債権区分

債務者区分	信用格付区分	区分の定義	債権区分	資産の分類			
正常先	SS	債務履行の確実性が極めて高く、与信管理上の安全性が極めて優れた水準にある先	正常債権	I			
	SA	債務履行の確実性が十分に高く、与信管理上の安全性が十分に優れた水準にある先					
	A	債務履行の確実性が高く、与信管理上の安全性が優れた水準にある先					
	B	債務履行の確実性に問題がなく、与信管理上の安全性が十分認められる先					
	C	債務履行の確実性と与信管理上の安全性に当面問題がない先					
	D	債務履行の確実性に現状問題ないが、将来の環境変化に対する抵抗力がやや低い先					
	E	債務履行の確実性に現状問題ないが、将来の環境変化に対する抵抗力が低い先					
	F	形式的には財務内容などに問題が認められるものの、総合的に見れば実態上問題なく、債務履行の確実性に現状大きな問題はないと認められる先					
要注意先 (非要管理先)	G1	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先などで、今後の管理に注意を要する先であるが、問題などが比較的軽微な先	*	I	II	III	IV
	G2	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先などで、今後の管理に注意を要する先					
要注意先 (要管理先)	G3	G3H	*2 要管理 債権	I	II	III	IV
		G3Y					
破綻懸念先	H	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先	危険債権	I	II	III	IV
実質破綻先	I	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている先	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権	I	II	III	IV
破綻先	J	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先 例えば、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止などの事由により、経営破綻に陥っている先		I	II	III	IV

*1・・・DDS等金融支援実施額についてお取引先の財務状況に応じてIV分類に分類している

*2・・・要注意先の債権のうち「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を要管理債権としている

② 引当・償却の額の算定方法

正常先・要注意先	正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当金を計上しています。 貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当金を計上しています。
破綻懸念先	破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当金として計上しています。 破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当金を計上しています。
実質破綻先・破綻先	破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当金として計上または償却しています。

③債務者区分及び信用格付の区分方法、対象資産の範囲について

債務者区分及び信用格付は、債務者の財務及び非財務情報に基づきスコアリングを行った上で、事業見通しや貸出の履行状況等を踏まえ、決定しています。

また対象資産の範囲については、貸出金のほか、外国為替、支払承諾見返や未収利息、仮払金など貸出金に準ずる債権を含みます。

④債権を危険債権以下に区分しないことを許容する3ヵ月以上延滞債権について

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権、および延滞債権に該当しないものです。

なお、3ヵ月以上延滞債権を有する債務者については、延滞期間、事業の継続状況、財務・非財務の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて危険債権以下に区分しています。

⑤貸出条件の緩和を実施した債権（3ヵ月以上延滞債権及び危険債権以下に該当するものを除く）について

貸出条件の緩和を実施した債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権、および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記に該当する場合であっても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている債務者等については、貸出条件の緩和を実施した債権に非該当としています。

また、貸出条件の緩和を実施した債権を有する債務者については、その経営再建計画の進捗状況や財務、非財務の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて債務者区分の見直しを行い、債務者区分に応じた引当額を計上しています。

⑥引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメーターの主要な差異について

デフォルトの定義について、引当金の算出上は、債務者区分が正常先及び要注意先から破綻懸念先以下へ遷移した場合としております。自己資本比率の算出上は、3ヵ月以上延滞債権としております。

担保種類について、引当金の算出上は、不動産担保、当金庫定期預金、有価証券を主要な担保として考慮しております。自己資本比率の算出上は、当金庫定期預金、有価証券を主要な担保として考慮しております。

なお、連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しています。

■標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等】

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、すべてのエクスポージャーについて次の適格格付機関が公表する格付を使用しています。

適格格付機関の名称
<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社格付投資情報センター (R&I) ●株式会社日本格付研究所 (JCR) ●S&Pグローバル・レーティング (S&P) ●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

5. 信用リスク削減手法に関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制概要

【信用リスク削減手法とは】

「信用リスク削減手法」とは、商工中金が抱える信用リスクを削減させる効果のある担保や保証のことであり、商工中金では、自己資本比率算出にあたって、これらの信用リスク削減効果を反映させています。

商工中金では、担保、保証を商工中金の債権の安全性の補完手段として位置付けていますが、与信取引を行うに際しては、過度に依存することなく、取引先の資力、信用度、資金使途、返済財源等を十分に検討し、回収の確実性を期すこととしています。

なお、自己資本比率算定において信用リスク削減効果を反映させるにあたっては、「包括的手法」を適用しています。「包括的手法」とは、担保等について、価格変動により担保価値が減少するリスクを勘案し、担保価額を時価よりも保守的に減額したうえで、被担保債権の額から差し引くことによって信用リスク・アセットの額を算出する手法です。

【担保に関する評価、管理の方針および手続の概要】

①評価の方針

商工中金の被担保債権が万一回収困難となった場合に、その担保によって商工中金の債権を安全に確保しうる担保の価格を算定することを目的とし、主要な担保については、次の基準にしたがって評価を行っています。

(主要な担保の種類および評価)

担保の種類	具体的な内容	評価の基準
不動産	土地、建物	(土地) 原則、公示価格標準価格比較法により算出した価格 (建物) 原則、再調達原価法、取得価格法、収益還元法のいずれかにより算出した価格
定期性預金	当金庫定期預金	預り金額
有価証券	上場株式、公共債	市場価格

なお、自己資本比率算出においては、適格金融資産担保の信用リスク削減効果を反映しています。ただし、貸出金等については適格金融資産担保のうち、現金、当金庫預金および上場株式の信用リスク削減効果を反映しています。

②管理の方針および手続

担保は、法的な要件を満たす契約書等に基づき、厳格な管理を行っており、定期的に評価替えを行っています。また、抵当権の登記や担保物の占有等により、担保としての効力を確保・維持する管理を行っています。

取引先や担保提供者には、契約内容を説明のうえ、その写しを交付する等し、担保契約についての説明責任を果たしています。

③貸出金と当金庫預金の相殺を用いるにあたっての方針および手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

(ア) 相殺を用いる場合の方針および手続の概要

取引先との契約書に、相殺を行う要件を明示し、この要件に適合する状態になった場合、商工中金の債権を回収するために相殺を行っています。

(イ) 相殺を用いる取引の種類、範囲等

相殺は、貸出、支払承諾、外国為替等の銀行取引に伴う債権を対象としています。範囲は、商工中金が有する債権に相当する金額以内の預金となります。

自己資本比率を算定する場合の信用リスク削減手法における預金と相殺可能な商工中金の債権は、貸出金および貸出金より発生する未収収益に限定しております。

④派生商品取引およびレポ形式の取引について法的に有効なネットティング契約を用いるにあたっての方針および手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引において、一定の条件を満たし法的に有効なネットティングについては、信用リスク削減効果を反映させています。なお、対象は対市場デリバティブ取引であり、ISDA MASTER AGREEMENT等の契約により、信用リスク削減を図っています。

レポ形式の取引については、法的に有効なネットティング契約についての信用リスク削減効果を反映させていません。

⑤保証人およびクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類およびその信用度の説明

(ア) 保証人となる取引相手の種類

中小企業等においては、取引先が会社等の法人であれば代表者、個人であれば事業承継予定者を連帯保証人とするケースが一般的です。

企業グループにおける子会社等においては、当該企業グループの親会社が連帯保証人となるケースもあります。

信用保証協会が中小企業等の事業資金の借入等に対する保証を行う取引は、信用保証協会が保証人となります。

信用保証協会以外の信用補完機関、金融機関が保証を行うケースもあります。

(イ) 保証人の信用度

自己資本比率算出にあたっては、信用度の高い国、地方公共団体、信用保証協会に加えて、外部格付で一定の条件に適合する先の保証について信用リスク削減効果を反映させています。

(ウ) クレジット・デリバティブについて

平成30年3月31日現在、クレジット・デリバティブの利用はありません。

⑥信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクおよびマーケット・リスクの集中に関する情報

保証については、全国の中小企業等に対する安定した事業資金を供給することを目的に信用保証制度を活用しており、信用リスク削減手法を適用する保証は、信用保証協会の割合が大きなものとなっています。

有価証券担保については、株式の割合が大きく、種類別、上場市場別に担保掛目を設定するとともに、月に1回評価の見直しを行っています。

なお、連結子会社の有する資産については、信用リスク削減手法を適用していません。

▶ 6. 派生商品取引およびレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスクに関するリスクの特性ならびにリスク管理の方針、手続および体制の概要

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、オンバランス取引と一体で管理しており、取引相手の信用リスクに応じた与信限度枠を設定しています。

商工中金では派生商品取引について、カレントエクスポージャー方式により与信相当額を算出しています。

対金融機関向けの派生商品取引においては、信用リスク削減を目的に、必要に応じてISDA Credit Support Annex契約を締結し、信用リスク削減に努めています。同契約により商工中金が担保を追加提供する場合があります。

対営業店取引先向けの派生商品取引においては、担保による保全を一部考慮し、信用リスク削減に努めています。

引当金の算定については、基準期末の自己査定結果に基づき、Ⅲ分類に対して所定の予想損失率を乗じた額およびⅣ分類の全額を個別貸倒引当金として計上しています。

なお、連結子会社における派生商品取引についても、カレントエクスポージャー方式により与信相当額の算出を行っています。

7. 証券化取引に係るリスクに関する事項

■ リスク特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【証券化取引についての方針】

商工中金は、主に取引先の資金調達手法の多様化、資産オフバランス化による財務改善のニーズへの対応を目的とし、証券化取引を行っています。適格格付機関の付与する格付を有する証券化エクスポージャーのほか、無格付の証券化エクスポージャーの取得も可能ですが、その取得に際しては、裏付資産のデフォルトデータに基づくシミュレーションにより、信用リスク量の測定を行っています。また、保有する証券化エクスポージャーの一部については、信用リスクおよびマーケット・リスク以外に、サービサーリスク、希薄化リスク、債権二重譲渡リスクが内在しています。リスクの性質としては、サービサーリスクはサービサーの破綻や流用等により回収金の引き渡し滞り、希薄化リスクは債務者の契約取り消し等により債権が消滅する、債権二重譲渡リスクはオリジネーターの故意・過失により同一債権が別の第三者へ譲渡されるというものです。これらのリスクが内在する取引を行う場合には、取引の実施の都度、その回避手段等を検討しています。なお、平成30年3月31日現在、商工中金を除く連結グループが投資家である信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありません。

また、商工中金がオリジネーター（直接または間接に証券化取引の原資産の組成に関与している参加者）として証券化取引を実施する場合には、事前にリスクを特定・認識し、リスク移転の程度などを勘案のうえ、その実施を都度検討します。平成30年3月31日現在、商工中金がオリジネーターである信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありませんが、これまでに取り組んだ貸出債権の証券化取引では、信用保証協会による信用補完あるいは第三者による劣後保有が行われ、信用リスクを移転しています。なお、連結グループがオリジネーターとして実施するリース債権の証券化取引についても同様の方針で取り組んでいます。平成30年3月31日現在、商工中金を除く連結グループがオリジネーターである信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーはありません。

なお、平成30年3月期の商工中金および連結グループにおいて、再証券化取引を含め、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである証券化取引は行っていません。

【証券化取引における役割および関与の割合】

商工中金は、主に取引先の債権流動化にかかる証券化商品を取得する投資家として、証券化取引に関与しています。商工中金を除く連結グループは、自己の保有するリース債権の流動化、裏付資産の債権回収および付随するサービスの提供を行うオリジネーター兼サービサーとして、証券化取引に関与しています。

なお、平成30年3月31日現在、商工中金および連結グループが「信用補完の提供者」、「ABCPのスポンサー」、「流動性の提供者」、「スワップの提供者」となる取引は行っていません。

■ 「証券化取引における格付の利用に関する基準」として自己資本比率告示に規定する商工中金の体制の整備およびその運用状況の概要

商工中金では、格付を利用する全ての証券化エクスポージャーについて、内在するリスクおよび構造上の特性の変化の有無、裏付資産の信用状態や回収実績等を、取引先の債権流動化にかかる総合調整を行うソリューション事業部が、サービサーや導管体等から定期的に報告を受け、モニタリングしています。また、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出担当部署である業務企画部は、算出の都度、ソリューション事業部によるモニタリングの結果を反映することとしており、その体制について規定していません。現状、規定どおりの運用を行っており、格付の利用に関する基準を満たしています。

なお、商工中金を除く連結グループにおいて、格付を利用する証券化エクスポージャーは保有していません。

■ 証券化取引に関する会計方針

(ア) オリジネーターとしての証券化取引

商工中金および連結グループがオリジネーターとして証券化取引を行う場合、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しています。

(イ) 投資家としての証券化取引

商工中金は、証券化取引に対する投資における会計処理につき、「金融商品に関する会計基準」および日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」に即した会計処理を行っています。平成30年3月31日現在、商工中金においては、合成型証券化取引に該当する取引はありません。

なお、商工中金および連結グループが証券化取引を目的として保有している資産はありません。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定にあたっては、以下の外部格付機関が公表する格付を使用しています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
・株式会社格付投資情報センター (R&I)
・株式会社日本格付研究所 (JCR)
・S&Pグローバル・レーティング (S&P)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

■ その他開示事項

(証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引)

商工中金および連結グループとも、該当する取引はありません。

(契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称および当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響)

該当ありません。

> 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

【オペレーショナル・リスクの管理方針・態勢】

商工中金では、「リスク管理規程」を定め、その中においてオペレーショナル・リスクを「事務リスク」と「システムリスク」と定義するとともに、オペレーショナル・リスク統括部署を事務総合部とし、「事務リスク」を事務総合部が、「システムリスク」をシステム部が管理し、経営上の重要事項としてリスクを極小化すべく、日常業務の中で全役職員がその抑制に努めることとしています。

また、具体的な管理方針として「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、これに基づき各管理部署はリスクの把握および評価を行ったうえで、そのリスク削減に関する企画・立案を行い、実施し、その成果をモニタリングすること (PDCAサイクル) により、適切なリスク管理を行っています。加えて、経営陣による「オペレーショナル・リスク管理会議」においてオペレーショナル・リスクに関する事項について定期的に審議し、経営会議に報告する態勢としています。

連結子会社に対しても管理要領を定め、各管理部署がモニタリングする態勢としています。

(管理するオペレーショナル・リスク)

事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正を起こすことにより損失を被るリスク (システムリスクに分類されない情報セキュリティリスク*を含む)
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い損失を被るリスク (システムの不備、システムに対する第三者の不正による情報セキュリティリスクを含む)

*情報セキュリティリスク

重要な情報資産の正当性、信頼性がさまざまな脅威 (漏えい、不正使用、誤操作、故障など) により失われるリスク

【オペレーショナル・リスクの管理手続】

商工中金グループでは、オペレーショナル・リスクを適切に特定、評価、コントロール、モニタリングするため、①「損失事象の収集およびモニタリング」、ならびに②「リスク・コントロール・セルフアセスメント(RCSA)」を行っています。

具体的には、①については事務ミス、システム障害などリスクが顕在化した損失事象を収集する態勢を整備し、リスクを把握・評価、必要な対応策を実施し、その効果についてモニタリングを行うとともに、発生状況・対策状況などについて「オペレーショナル・リスク管理会議」に定期的に報告しています。なお、経営に重大な影響を及ぼす事象については、速やかに経営陣に報告する態勢としています。

また、②については、業務を担当する部署が顕在化した損失事象のモニタリングを行うとともに自ら内在するリスクを把握・評価し、その評価に基づき改善することで、リスクの低減に取り組んでおり、リスク評価・対策状況などについて「オペレーショナル・リスク管理会議」に報告しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

単体・連結ともに、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

➤ 9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

【リスク管理方針および手続の概要】

商工中金では、保有する出資等又は株式等エクスポージャーについて、自己資本に照らして許容可能な水準に管理しています。

具体的には、信用リスクの枠組みに基づいて残高に上限を設定するとともに、株式等の価格変動リスクについて、ALM会議等において業務目的区分毎にVaR等に限度枠を定め、統合リスク管理部がVaRの計測や遵守状況のモニタリングなどを日次で行い、定期的に経営陣に報告しています。

なお、連結子会社の出資等又は株式等エクスポージャーについて、半期毎にモニタリングを行い、経営陣に報告しています。

【その他有価証券、子会社株式の区分ごとのリスク管理の方針】

その他有価証券については、投資目的区分に応じて政策投資と純投資に区分し、子会社株式は政策投資に含めて管理を行っています。

【重要な会計方針】

その他有価証券に区分される株式などの評価は、時価のある株式については期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格（連結子会社においては期末の市場価格）、時価のない株式などについては移動平均法による原価法により行っています。

子会社株式の評価は、移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。

➤ 10. 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く）に関する事項

■ リスク管理の方針および手続の概要

商工中金では、商工中金全体の金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクについて、自己資本に照らして許容可能な水準に管理しています。

具体的には、「市場関連リスク管理規程」等に基づき、ALM会議において、業務目的区分ごとにVaRや10bpv等の限度枠を定め、金利リスクのコントロール方針やヘッジ方針を決定しています。また、統合リスク管理部は、リスク量の計測や遵守状況等のモニタリングなどを日次で行い、定期的に経営陣に報告しています。

また、ヘッジ方針に基づき、金利リスク削減手法として、金利スワップ等のデリバティブ取引を行い、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理によるヘッジ会計を適用しています。

なお、連結子会社の金利リスクについて、半期毎にモニタリングを行い、経営陣に報告しています。

■ 金利リスクの算定方法の概要

バーゼルⅢに基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIは、以下の前提で計測しています。なお、ストレステスト等の内部管理においては、同様の前提の下で、同等またはより厳しい金利ショックにより計測しています。

(ア) 流動性預金

円貨の流動性預金について、長期間滞留する預金（コア預金）を保守的な前提の反映により考慮しています。コア預金を平均2.5年の元金均等償還として満期を割り当てることにより、円貨の流動性預金は、金利改定の平均満期1.1年、最長の金利改定満期4.9年として金利リスクを計測しています。

(イ) 定期預金の早期解約

円貨の定期預金について、過去の期限前返済率を基に保守的な前提の反映により考慮しています。

(ウ) 固定金利貸出の期限前返済

Δ EVEにおいては考慮していません。 Δ NIIにおいては、円貨の固定金利貸出について、過去の期限前返済率を基に保守的な前提の反映により考慮しています。

(エ) 複数の通貨の集計方法及びその前提

円貨及び米ドルを対象として、正となる通貨のみを単純合算しています。

(オ) スプレッドに関する前提

計測に当たって、スプレッドは含めていません。

(カ) その他の前提

上記以外の項目において、内部モデルは使用していません。また、連結子会社の金利リスクは、重要性の観点から、計測に含めていません。

> 11. (連結) 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

(単体) p.99～p.103に記載しています。

(連結) p.107～p.111に記載しています。

> 12. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異およびその要因に関する説明

■ 開示告示別紙様式第2号第2面で複数のリスク区分にまたがる勘定科目やリスク区分との紐づけが困難な勘定科目についての定性的な説明

「有価証券」について、レポ形式の取引による差入担保の金額を信用リスク及びカウンターパーティ信用リスクの行にそれぞれ記載しております。

■ 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異について、開示告示別紙第2号第3面で示される主要な差異項目の説明

信用リスクについて、連結貸借対照表計上額に対し、コミットメントライン等に係る信用供与枠の未引出額に所定の掛目を適用した金額が加算されている一方、信用リスク削減手法による調整として適格金融資産担保の内、連結貸借対照表に計上されていない金額が控除されております。

また、カウンターパーティ信用リスクについて、連結貸借対照表計上額に対し、アドオンの金額が加算されております。

≫ 定量的開示事項（平成29年度）

- ▶ 1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

- ▶ 2. 信用リスク（証券化取引、派生商品取引、レポ取引等を除く）に関する事項

■ 地域別・業種別・残存期間別の区分ごとのエクスポージャーの期末残高およびそれらの主な種類別内訳

〈連結〉

（単位：百万円）

平成29年度		貸出金等	債券	合計
国内合計		11,102,486	1,427,083	12,529,569
国外合計		46,415	1,056	47,471
連結子会社		91,299	—	91,299
地域別合計		11,240,201	1,428,139	12,668,340
製造業		2,959,941	45,263	3,005,205
農業、林業		30,081	623	30,705
漁業		3,631	—	3,631
鉱業、採石業、砂利採取業		12,550	316	12,867
建設業		248,568	3,358	251,926
電気・ガス・熱供給・水道業		30,782	350	31,133
情報通信業、運輸業、郵便業		1,191,256	24,112	1,215,369
卸売業、小売業		2,764,943	42,583	2,807,527
金融業、保険業		2,191,165	—	2,191,165
不動産業、物品賃貸業		650,038	4,739	654,778
各種サービス業		878,508	10,456	888,964
国・地方公共団体		4,200	1,143,064	1,147,265
その他		183,231	153,270	336,501
連結子会社		91,299	—	91,299
業種別合計		11,240,201	1,428,139	12,668,340
1年以下		3,002,717	205,809	3,208,527
1年超3年以下		1,801,434	399,266	2,200,701
3年超5年以下		2,615,820	450,790	3,066,611
5年超7年以下		916,673	162,947	1,079,621
7年超10年以下		502,508	208,121	710,629
10年超		593,497	1,203	594,701
期間の定めなし等		1,716,249	—	1,716,249
連結子会社		91,299	—	91,299
残存期間別合計		11,240,201	1,428,139	12,668,340

(注) 1. 信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
 2. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。
 3. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。

■ 金融再生法に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額および償却額ならびにこれらの地域別・業種別の区分ごとの内訳

(単位：百万円)

平成29年度		期末残高	引当金	償却額
国内合計		407,222	155,375	268
国外合計		—	—	—
連結子会社		933	527	6
地域別合計		408,156	155,902	274
製造業		148,146	47,737	44
農業、林業		1,004	166	—
漁業		218	83	—
鉱業、採石業、砂利採取業		126	0	—
建設業		7,495	2,925	39
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業、運輸業、郵便業		39,991	16,756	0
卸売業、小売業		118,798	44,297	149
金融業、保険業		4,852	3,855	—
不動産業、物品賃貸業		24,600	12,154	—
各種サービス業		61,695	27,296	33
国・地方公共団体		—	—	—
その他		293	101	—
連結子会社		933	527	6
業種別合計		408,156	155,902	274

(注) 信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。

■ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成29年度
延滞期間1ヵ月未満	1,060
延滞期間1ヵ月以上2ヵ月未満	1,507
延滞期間2ヵ月以上3ヵ月未満	676
延滞期間3ヵ月以上	926
合計	4,170

(注) 信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前、危険債権以下に該当するものを除いた残高を記載しています。

■ 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額およびそれ以外のものの額

(単位：百万円)

	平成29年度
貸出条件緩和の実施に伴い引当金の額を増加させたもの	28,486
上記以外	—
合計	28,486

➤ 3. 標準的手法を採用した場合 複数の資産および取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

該当ありません。

4. 別紙様式による開示事項

KM1: 主要な指標

〈単体〉

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末 (平成30年3月末)	前四半期末 (平成29年12月末)	前々 四半期末 (平成29年9月末)	ハの前 四半期末 (平成29年6月末)	二の前 四半期末 (平成29年3月末)
資本						
1	普通株式等Tier1資本の額	944,746	942,376	931,555	917,045	911,043
2	Tier1資本の額	944,746	942,376	931,555	917,045	911,043
3	総自己資本の額	1,005,517	1,023,516	1,011,669	1,001,594	996,434
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	7,408,138	7,519,058	7,492,347	7,443,843	7,568,997
自己資本比率						
5	普通株式等Tier1比率	12.75%	12.53%	12.43%	12.31%	12.03%
6	Tier1比率	12.75%	12.53%	12.43%	12.31%	12.03%
7	総自己資本比率	13.57%	13.61%	13.50%	13.45%	13.16%

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末 (平成30年3月末)	前四半期末 (平成29年12月末)	前々 四半期末 (平成29年9月末)	ハの前 四半期末 (平成29年6月末)	二の前 四半期末 (平成29年3月末)
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	2,044,402	2,105,151	2,023,177	2,024,525	2,135,824
16	純資金流出額	1,026,981	1,053,363	1,078,053	1,160,303	1,267,094
17	単体流動性カバレッジ比率	199.0	199.8	187.6	174.4	168.5

〈連結〉

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末 (平成30年3月末)	前四半期末 (平成29年12月末)	前々 四半期末 (平成29年9月末)	ハの前 四半期末 (平成29年6月末)	二の前 四半期末 (平成29年3月末)
資本						
1	普通株式等Tier1資本の額	951,162	948,891	937,721	922,906	916,613
2	Tier1資本の額	951,162	948,891	937,721	922,906	916,613
3	総自己資本の額	1,013,949	1,032,486	1,020,271	1,009,915	1,004,465
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	7,492,773	7,602,610	7,575,009	7,527,413	7,652,477
自己資本比率						
5	連結普通株式等Tier1比率	12.69%	12.48%	12.37%	12.26%	11.97%
6	連結Tier1比率	12.69%	12.48%	12.37%	12.26%	11.97%
7	連結総自己資本比率	13.53%	13.58%	13.46%	13.41%	13.12%
資本バッファー						
8	資本保全バッファー比率	1.87%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
10	G-SIB/D-SIB バッファー比率	—	—	—	—	—
11	最低連結資本バッファー比率	1.87%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%
12	連結資本バッファー比率	5.53%	5.58%	5.46%	5.41%	5.12%
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額	12,237,489	12,620,591	12,897,126	13,311,235	13,141,078
14	連結レバレッジ比率	7.77%	7.51%	7.27%	6.93%	6.97%

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末 (平成30年3月末)	前四半期末 (平成29年12月末)	前々 四半期末 (平成29年9月末)	ハの前 四半期末 (平成29年6月末)	二の前 四半期末 (平成29年3月末)
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	2,044,402	2,105,151	2,023,177	2,024,525	2,135,824
16	純資金流出額	1,069,161	1,096,924	1,110,215	1,200,565	1,303,765
17	連結流動性カバレッジ比率	191.2	191.9	182.2	168.6	163.8

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

OV1:リスク・アセットの概要

〈単体〉

(単位:百万円)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)	当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)
1	信用リスク	6,935,973		554,877	
2	うち、標準的手法適用分	6,887,484		550,998	
3	うち、内部格付手法適用分	—		—	
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—		—	
	うち、リース取引における見積残価額のエクスポージャー	—		—	
	その他	48,489		3,879	
4	カウンターパーティ信用リスク	115,717		9,257	
5	うち、SA-CCR適用分	—		—	
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	73,536		5,882	
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	—		—	
	うち、CVAリスク	41,850		3,348	
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	330		26	
	その他	—		—	
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	—		—	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー	—		—	
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—		—	
11	未決済取引	—		—	
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	5,236		418	
13	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分	—		—	
14	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分	—		—	
15	うち、標準的手法適用分	5,236		418	
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—		—	
16	マーケット・リスク	—		—	
17	うち、標準的方式適用分	—		—	
18	うち、内部モデル方式適用分	—		—	
19	オペレーショナル・リスク	245,688		19,655	
20	うち、基礎的手法適用分	245,688		19,655	
21	うち、粗利益配分手法適用分	—		—	
22	うち、先進的計測手法適用分	—		—	
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	105,521		8,441	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—		—	
24	フロア調整	—		—	
25	合計	7,408,138		592,651	

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

〈連結〉

(単位：百万円)

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)	当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)
1	信用リスク	7,009,715		560,777	
2	うち、標準的手法適用分	6,959,571		556,765	
3	うち、内部格付手法適用分	—		—	
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—		—	
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—		—	
	その他	50,143		4,011	
4	カウンターパーティ信用リスク	115,717		9,257	
5	うち、SA-CCR適用分	—		—	
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	73,536		5,882	
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	—		—	
	うち、CVAリスク	41,850		3,348	
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	330		26	
	その他	—		—	
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	—		—	
	複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー	—		—	
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—		—	
11	未決済取引	—		—	
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	5,236		418	
13	うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分	—		—	
14	うち、内部格付手法における指定関数方式適用分	—		—	
15	うち、標準的手法適用分	5,236		418	
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—		—	
16	マーケット・リスク	—		—	
17	うち、標準的方式適用分	—		—	
18	うち、内部モデル方式適用分	—		—	
19	オペレーショナル・リスク	251,216		20,097	
20	うち、基礎的手法適用分	251,216		20,097	
21	うち、粗利益配分手法適用分	—		—	
22	うち、先進的計測手法適用分	—		—	
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	110,887		8,870	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—		—	
24	フロア調整	—		—	
25	合計	7,492,773		599,421	

自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の充実の状況▼定量的開示事項

■ LI1:会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリーとの対応関係

〈連結〉

(単位：百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結 貸借対照表 計上額	自己資本比率 規制上の連結 範囲に基づく 連結貸借対照 表計上額	各項目に対応する帳簿価額				
			信用リスク (二欄及びホ 欄に該当する 額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エクス ポージャー (ヘ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク	
資産							
現金預け金		1,526,934	1,526,934	—	—	—	—
コールローン及び買入手形		41,412	41,412	—	—	—	—
買入金銭債権		27,621	23,716	—	3,904	—	—
特定取引資産		21,413	3,275	18,138	—	—	—
有価証券		1,511,359	1,511,456	571,470	—	—	—
貸出金		8,636,946	8,635,614	—	1,332	—	—
外国為替		15,586	15,586	—	—	—	—
その他資産		178,015	101,142	15,234	—	—	61,638
有形固定資産		44,365	44,365	—	—	—	—
無形固定資産		10,960	3,322	—	—	—	7,638
退職給付に係る資産		7,574	2,309	—	—	—	5,264
繰延税金資産		38,723	38,723	—	—	—	—
支払承諾見返		102,699	102,699	—	—	—	—
貸倒引当金		△206,262	△158,814	△50	—	—	△47,397
資産合計		11,957,351	11,891,744	604,793	5,236	—	27,144
負債							
預金		4,885,242	311,805	—	—	—	4,573,436
譲渡性預金		257,122	—	—	—	—	257,122
債券		4,459,140	—	—	—	—	4,459,140
債券貸借取引受入担保金		580,278	—	579,185	—	—	1,092
特定取引負債		12,653	—	10,620	—	—	2,033
借入金		524,579	—	—	—	—	524,579
外国為替		8	—	—	—	—	8
その他負債		105,991	—	5,192	—	—	100,798
賞与引当金		4,635	—	—	—	—	4,635
退職給付に係る負債		24,830	—	—	—	—	24,830
役員退職慰労引当金		114	—	—	—	—	114
睡眠債券払戻損失引当金		27,395	—	—	—	—	27,395
環境対策引当金		143	—	—	—	—	143
その他の引当金		80	—	—	—	—	80
繰延税金負債		51	—	—	—	—	51
支払承諾		102,699	—	—	—	—	102,699
負債合計		10,984,966	311,805	594,998	—	—	10,078,162

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

■ LI2:自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ 欄に該当する 額を除く。)	カウンター パーティ信用 リスク	証券化エク スポージャー (ホ欄に該当 する額を除 く。)	マーケット・ リスク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基 づく資産の額	12,501,775	11,891,744	604,793	5,236	—
2	自己資本比率規制上の連結範囲に基 づく負債の額	906,804	311,805	594,998	—	—
3	自己資本比率規制上の連結範囲に基 づく資産及び負債の純額	11,594,970	11,579,938	9,795	5,236	—
4	オフ・バランスシートの額	38,578	38,578	—	—	—
5	保守的な公正価値調整による差異	—	—	—	—	—
6	ネットtingルールの相違による差 異 (項番2に含まれる額を除く。)	△40,651	—	△40,651	—	—
7	引当て及び償却を勘案することによ る差異	—	—	—	—	—
8	調整項目 (プルデンシャル・フィル ター) による差異	—	—	—	—	—
9	デリバティブ取引による差異	136,994	—	136,994	—	—
10	レポ形式の取引による差異	7,617	—	7,617	—	—
11	信用リスク削減手法による調整	△20,036	△20,036	—	—	—
12	自己資本比率規制上のエクスポー ジャーの額	11,717,472	11,598,480	113,755	5,236	—

■ CR1:資産の信用の質

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金	98,516	8,537,097	157,254	8,478,359
2	有価証券 (うち負債性のもの)	—	1,423,156	—	1,423,156
3	その他オン・バランスシートの資産 (うち負債 性のもの)	1,042	1,625,641	1,353	1,625,331
4	オン・バランスシートの資産の合計 (1+2+3)	99,559	11,585,896	158,607	11,526,847
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等	—	102,699	244	102,455
6	コミットメント等	70	426,010	90	425,990
7	オフ・バランスシートの資産の合計 (5+6)	70	528,710	335	528,445
	合計				
8	合計 (4+7)	99,629	12,114,606	158,943	12,055,293

(注) 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャーをデフォルトしたエクスポージャーとしています。

■ CR2:デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

〈連結〉

改正告示附則第2条第5項の規定に基づき記載を省略しております。

■ CR3:信用リスク削減手法

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポージャー	保全された エクスポージャー	担保で 保全された エクスポージャー	保証で 保全された エクスポージャー	クレジット・ デリバティブで 保全された エクスポージャー
1	貸出金	6,288,865	2,189,493	118,749	1,562,981	—
2	有価証券（負債性のもの）	1,289,118	134,038	5,541	120,720	—
3	その他オン・バランスシートの資産 （負債性のもの）	1,623,860	1,471	1,049	106	—
4	合計（1+2+3）	9,201,844	2,325,003	125,340	1,683,808	—
5	うちデフォルトしたもの	6,905	36,201	162	35,572	—

■ CR4:標準的手法-信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

〈連結〉

(単位:百万円、%)

項番	資産クラス	イ		ロ		ハ		ニ		ホ	ヘ
		オン・ balan スシートの額	オフ・ balan スシートの額	オン・ balan スシートの額	オフ・ balan スシートの額	オン・ balan スシートの額	オフ・ balan スシートの額	信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェ イトの加重平 均値 (RWA density)		
1	現金	27,029	—	27,029	—	—	—	—	—	0.00%	
2	日本国政府及び日本銀行向け	2,276,394	—	2,383,213	—	—	—	—	—	0.00%	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	4,856	—	4,856	—	—	—	—	—	0.00%	
4	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	我が国の地方公共団体向け	347,831	—	348,279	—	—	—	—	—	0.00%	
6	外国の中央政府等以外の公共 部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	地方公共団体金融機構向け	64,928	—	19,435	—	—	—	1,943	—	9.99%	
9	我が国の政府関係機関向け	89,334	5,000	1,418,550	—	—	—	141,855	—	9.99%	
10	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	66,900	—	70,651	—	—	—	19,123	—	26.50%	
12	法人等向け	7,266,447	928,053	5,832,348	—	—	—	5,919,516	—	99.39%	
13	中小企業等向け及び個人向け	1,344,636	363,203	914,955	—	—	—	9,104	—	74.99%	
14	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
15	不動産取得等事業向け	77,743	—	76,640	—	—	—	76,640	—	100.00%	
16	三月以上延滞等（抵当権付住 宅ローンを除く。）	43,107	—	7,342	—	—	—	7,149	—	97.37%	
17	抵当権付住宅ローンに係る三 月以上延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
18	取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
19	信用保証協会等による保証付	—	—	179,747	—	—	—	542	—	14,745	8.17%
20	株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	126	—	—	—	—	—	12	10.00%
21	出資等（重要な出資を除く。）	85,538	—	85,538	—	—	—	85,538	—	100.00%	
22	合計	11,694,751	1,296,257	11,368,716	—	—	—	134,098	—	6,959,571	60.50%

自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）▼自己資本の充実の状況▼定量的開示事項

■ CR5:標準的手法-資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

(単位:百万円)

項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	27,029	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,029
2	日本国政府及び日本銀行向け	2,383,213	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,383,213
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	4,856	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,856
4	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	我が国の地方公共団体向け	348,279	—	—	—	—	—	—	—	—	—	348,279
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	地方公共団体金融機構向け	—	19,435	—	—	—	—	—	—	—	—	19,435
9	我が国の政府関係機関向け	—	1,418,550	—	—	—	—	—	—	—	—	1,418,550
10	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	59,012	—	11,639	—	1,501	—	—	—	72,153
12	法人等向け	—	—	5,259	—	63,152	—	5,886,886	—	—	—	5,955,298
13	中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	924,060	—	—	—	—	924,060
14	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	76,640	—	—	—	76,640
16	三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)	—	—	—	—	2,748	—	2,230	2,363	—	—	7,342
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	信用保証協会等による保証付	32,831	147,458	—	—	—	—	—	—	—	—	180,290
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	126	—	—	—	—	—	—	—	—	126
21	出資等(重要な出資を除く。)	—	—	—	—	—	—	85,538	—	—	—	85,538
22	合計	2,796,210	1,585,572	64,272	—	77,540	924,060	6,052,797	2,363	—	—	11,502,815

■ CR6:内部格付手法-ポートフォリオ及びデフォルト率(PD) 区分別の信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

該当ありません。

■ CR7:内部格付手法-信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響

〈連結〉

該当ありません。

■ CR8:内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

〈連結〉

該当ありません。

■ CR9:内部格付手法-ポートフォリオ別のデフォルト率 (PD) のバック・テスト

〈連結〉

該当ありません。

■ CR10:内部格付手法-特定貸付債権 (スロットティング・クライテリア方式) と株式等エクスポージャー (マーケット・ベース方式等)

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR 1:手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		再構築コスト	アドオン	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
1	SA-CCR	—	—		1.4	—	—
	カレント・エクスポージャー方式	19,213	76,470			97,017	73,536
2	期待エクスポージャー方式			—	—	—	—
3	信用リスク削減手法における簡便手法					—	—
4	信用リスク削減手法における包括的手法					—	—
5	エクスポージャー変動推計モデル					—	—
6	合計						73,536

■ CCR 2:CVAリスクに対する資本賦課

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	—	—
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		—
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		—
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	89,128	41,850
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計	89,128	41,850

■ CCR 3:業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

(単位:百万円)

項番	業種	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
			与信相当額 (信用リスク削減効果勘案後)								
			0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
1	日本国政府及び日本銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	地方三公社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		—	—	27,969	—	—	—	—	—	27,969
11	法人等向け		—	—	—	—	—	64,823	—	—	64,823
12	中小企業等向け及び個人向け		—	—	—	2	4,222	—	—	—	4,224
13	上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	合計		—	—	27,969	2	4,222	64,823	—	—	97,017

■ CCR 4:内部格付手法-ポートフォリオ別及びPD区分別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR 5:担保の内訳

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保		
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値	
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない			
1	現金 (国内通貨)	—	280	—	11,375	580,278	—	
2	現金 (外国通貨)	—	—	—	—	—	—	
3	国内ソブリン債	—	552	—	—	—	579,185	
4	その他ソブリン債	—	—	—	—	—	—	
5	政府関係機関債	—	—	—	—	—	—	
6	社債	—	—	—	—	—	—	
7	株式	—	—	—	—	—	—	
8	その他担保	—	—	—	—	—	—	
9	合計	—	832	—	11,375	580,278	579,185	

■ CCR6:クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR7:期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

〈連結〉

該当ありません。

■ CCR8:中央清算機関向けエクスポージャー

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ
		中央清算機関向け エクスポージャー (信用リスク削減手法適用後)	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)		330
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	15,265	305
3	(i) 派生商品取引 (上場以外)	14,377	287
4	(ii) 派生商品取引 (上場)	887	17
5	(iii) レポ形式の取引	—	—
6	(iv) クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	—	—
7	分別管理されている当初証拠金	17,738	
8	分別管理されていない当初証拠金	1,252	25
9	事前拠出された清算基金	270	—
10	未拠出の清算基金	—	—
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)		—
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	—	—
13	(i) 派生商品取引 (上場以外)	—	—
14	(ii) 派生商品取引 (上場)	—	—
15	(iii) レポ形式の取引	—	—
16	(iv) クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	—	—
17	分別管理されている当初証拠金	—	
18	分別管理されていない当初証拠金	—	—
19	事前拠出された清算基金	—	—
20	未拠出の清算基金	—	—

■ SEC 1:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

〈連結〉

(単位：百万円)

項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計	資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計	資産 譲渡型 証券化 取引	合成型 証券化 取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	担保付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	5,236	—	5,236
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	5,236	—	5,236
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■ SEC 2:原資産の種類別の証券化エクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

〈連結〉

該当ありません。

■ SEC 3:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

〈連結〉

該当ありません。

■ SEC 4:信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

〈連結〉

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ	
		合計															
		資産譲渡型証券化取引(小計)	証券化		再証券化		合成型証券化取引(小計)	証券化		再証券化							
			裏付けとなるリテール	ホールセール	シニア	非シニア		裏付けとなるリテール	ホールセール	シニア	非シニア						
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）																
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	5,236	5,236	5,236	-	5,236	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	エクスポージャーの額（算出方法別）																
6	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	標準的手法が適用される証券化エクスポージャー	5,236	5,236	5,236	-	5,236	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
9	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）																
10	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	5,236	5,236	5,236	-	5,236	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	所要自己資本の額（算出方法別）																
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	418	418	418	-	418	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	自己資本比率告示第二百三十条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
 ▼ 自己資本の充実の状況
 ▼ 定量的開示事項

MR 1:標準的方式によるマーケット・リスク相当額

〈連結〉

該当ありません。

MR 2:内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因

〈連結〉

該当ありません。

MR 3:内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）

〈連結〉

該当ありません。

MR 4:内部モデル方式のバック・テストの結果

〈連結〉

該当ありません。

IRRBB 1:金利リスク

〈単体〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)	当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)
1	上方パラレルシフト	64,295		0	
2	下方パラレルシフト	0		2,033	
3	スティープ化	35,375			
4	フラット化	12			
5	短期金利上昇	14,622			
6	短期金利低下	0			
7	最大値	64,295		2,033	
		ホ		ヘ	
		当期末 (平成29年度)		前期末 (平成28年度)	
8	Tier1資本の額	944,746			

〈連結〉

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)	当期末 (平成29年度)	前期末 (平成28年度)
1	上方パラレルシフト	64,295		0	
2	下方パラレルシフト	0		2,033	
3	スティープ化	35,375			
4	フラット化	12			
5	短期金利上昇	14,622			
6	短期金利低下	0			
7	最大値	64,295		2,033	
		ホ		ヘ	
		当期末 (平成29年度)		前期末 (平成28年度)	
8	Tier1資本の額	951,162			

(注) 連結子会社の対象資産等は僅少であることから、項番1から7について商工中金単体の計数を掲載しています。

≫ 定量的開示事項（平成28年度）

- 1. その他金融機関等であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

➢ 2. 自己資本の充実度に関する事項

■ 信用リスクに対する所要自己資本の額

〈単体〉

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額
		平成28年度
1. 現金	0	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	156
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	366
10. 地方三公社向け	20	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	1,455
12. 法人等向け	20~100	477,252
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	54,151
14. 抵当権付住宅ローン	35	—
15. 不動産取得等事業向け	100	7,381
16. 3ヵ月以上延滞等	50~150	929
17. 取立未済手形	20	—
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	1,304
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	1
20. 出資等	100~1,250	6,157
21. 上記以外	100~250	13,951
22. 証券化（オリジネーターの場合）	20~1,250	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~1,250	446
24. 複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	349
合計	—	563,904

オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項目	掛目 (%)	所要自己資本の額
		平成28年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	320
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	83
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,344
5. NIF又はRUF	50	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	2,037
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	6,619
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	5
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	5,971
12. 未決済取引	—	—
13. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—
14. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—
合計	—	16,383

CVAリスク相当額

(単位：百万円)

	所要自己資本額
	平成28年度
CVAリスク相当額	3,971

中央清算機関関連

(単位：百万円)

	所要自己資本額
	平成28年度
適格中央清算機関	17
適格中央清算機関以外の中央清算機関	—

自己資本の充実の状況等 (バーゼルⅢに基づく開示) ▼ 自己資本の充実の状況 ▼ 定量的開示事項

〈連結〉

資産 (オン・バランス) 項目

(単位: 百万円)

項目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額
		平成28年度
1. 現金	0	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	156
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	366
10. 地方三公社向け	20	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	1,456
12. 法人等向け	20~100	483,007
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	54,430
14. 抵当権付住宅ローン	35	—
15. 不動産取得等事業向け	100	7,381
16. 3ヵ月以上延滞等	50~150	929
17. 取立未済手形	20	—
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	1,304
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	1
20. 出資等	100~1,250	5,891
21. 上記以外	100~250	14,591
22. 証券化 (オリジネーターの場合)	20~1,250	—
23. 証券化 (オリジネーター以外の場合)	20~1,250	446
24. 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
25. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	171
合計	—	570,137

オフ・バランス取引等項目

(単位：百万円)

項目	掛目 (%)	所要自己資本の額
		平成28年度
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	320
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	83
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,344
5. NIF又はRUF	50	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	2,037
7. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	6,622
8. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等	—	—
9. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—
10. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	5
11. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	5,971
12. 未決済取引	—	—
13. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—
14. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—
合計	—	16,385

CVAリスク相当額

(単位：百万円)

CVAリスク相当額	所要自己資本額
	平成28年度
CVAリスク相当額	3,971

中央清算機関関連

(単位：百万円)

適格中央清算機関	所要自己資本額
	平成28年度
適格中央清算機関	17
適格中央清算機関以外の中央清算機関	—

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げる手法ごとの額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成28年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	21,240
うち基礎的手法	21,240
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成28年度
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	21,683
うち基礎的手法	21,683
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

■ 総所要自己資本額

〈単体〉

(単位：百万円、%)

	平成28年度
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	911,043
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	928,573
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	17,529
その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)	—
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—
Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)	911,043
Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)	85,391
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	85,391
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	996,434
信用リスク・アセットの額の合計額	7,303,490
資産 (オン・バランス) 項目	7,048,810
オフ・バランス取引等項目	204,788
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	49,644
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	248
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	265,507
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)	7,568,997
普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	12.03%
Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	12.03%
総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.16%
総所要自己資本額 ((ヲ)×8%)	605,519

■ 商工中金の自己資本比率について

1. 自己資本比率は、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に基づいて算出しています。また、信用リスク・アセットの額は標準的手法、CVAリスク相当額は標準的リスク測定方式、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は簡便的手法、オペレーショナル・リスク相当額は基礎的手法に基づき算出しています。
2. 商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法において、中小企業等に対する金融円滑化が目的と定められており、その特殊性により銀行法等に定めている早期是正措置の対象となっていません。

〈連結〉

(単位：百万円、%)

	平成28年度
普通株式等Tier1資本の額 (イ)ー(ロ)	916,613
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	925,231
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	8,617
その他Tier1資本の額 (ニ)ー(ホ)	—
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—
Tier1資本の額 ((イ)+(ハ))	916,613
Tier2資本の額 ((チ)ー(リ))	87,851
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	87,851
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—
総自己資本の額 ((ト)+(ヌ))	1,004,465
信用リスク・アセットの額の合計額	7,381,428
資産 (オン・バランス) 項目	7,126,714
オフ・バランス取引等項目	204,821
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	49,644
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	248
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	271,048
リスク・アセット等の額の合計額	7,652,477
連結普通株式等Tier1比率 ((イ)/(ヲ))	11.97%
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	11.97%
連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	13.12%
総所要自己資本額 ((ヲ)×8%)	612,198

■ 商工中金グループの連結自己資本比率について

1. 連結自己資本比率は、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第2号に基づいて算出しています。また、信用リスク・アセットの額は標準的手法、CVAリスク相当額は標準的リスク測定方式、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は簡便的手法、オペレーショナル・リスク相当額は基礎的手法に基づき算出しています。
2. 商工中金は、株式会社商工組合中央金庫法において、中小企業等に対する金融円滑化が目的と定められており、その特殊性により銀行法等に定めている早期是正措置の対象となっておりません。

3. 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

〈単体〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの期末残高（平成28年度）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	11,800,932	1,468,045	104,574	13,373,552
	国外合計	80,863	1,124	—	81,988
地域別合計		11,881,796	1,469,170	104,574	13,455,540
業種別	製造業	3,145,441	64,397	19,895	3,229,734
	農業、林業	29,271	984	361	30,617
	漁業	4,030	—	—	4,030
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,079	391	17	13,487
	建設業	283,760	4,205	254	288,220
	電気・ガス・熱供給・水道業	34,342	521	144	35,008
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,257,762	32,028	4,423	1,294,214
	卸売業、小売業	2,970,161	62,345	37,799	3,070,305
	金融業、保険業	2,282,017	1,734	36,291	2,320,043
	不動産業、物品賃貸業	699,818	6,693	2,699	709,210
	各種サービス業	945,689	13,091	2,687	961,468
	国・地方公共団体	25,931	1,116,138	—	1,142,070
	その他	190,490	166,638	—	357,128
	業種別合計		11,881,796	1,469,170	104,574
残存期間別	1年以下	2,906,015	187,617	2,165	3,095,798
	1年超3年以下	1,909,109	466,971	17,368	2,393,449
	3年超5年以下	2,971,271	361,721	27,063	3,360,057
	5年超7年以下	1,034,413	298,363	25,367	1,358,144
	7年超10年以下	545,928	153,298	18,672	717,898
	10年超	594,924	1,198	13,935	610,058
	期間の定めなし等	1,920,133	—	—	1,920,133
残存期間別合計		11,881,796	1,469,170	104,574	13,455,540

(注) 1. 「期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
 2. 証券化エクスポージャーは除いています。
 3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。
 4. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

〈連結〉

地域別・業種別・残存期間別のエクスポージャーの期末残高（平成28年度）

（単位：百万円）

		貸出金等	債券	派生商品取引	合計
地域別	国内合計	11,783,010	1,468,045	104,574	13,355,630
	国外合計	80,863	1,124	—	81,988
	連結子会社	93,859	—	—	93,859
地域別合計		11,957,733	1,469,170	104,574	13,531,478
業種別	製造業	3,145,441	64,397	19,895	3,229,734
	農業、林業	29,271	984	361	30,617
	漁業	4,030	—	—	4,030
	鉱業、採石業、砂利採取業	13,079	391	17	13,487
	建設業	283,760	4,205	254	288,220
	電気・ガス・熱供給・水道業	34,342	521	144	35,008
	情報通信業、運輸業、郵便業	1,257,489	32,028	4,423	1,293,941
	卸売業、小売業	2,968,400	62,345	37,799	3,068,545
	金融業、保険業	2,281,661	1,734	36,291	2,319,687
	不動産業、物品賃貸業	685,102	6,693	2,699	694,494
	各種サービス業	945,584	13,091	2,687	961,362
	国・地方公共団体	25,931	1,116,138	—	1,142,070
	その他	189,778	166,638	—	356,417
		連結子会社	93,859	—	—
業種別合計		11,957,733	1,469,170	104,574	13,531,478
残存期間別	1年以下	2,892,668	187,617	2,165	3,082,451
	1年超3年以下	1,909,069	466,971	17,368	2,393,409
	3年超5年以下	2,971,271	361,721	27,063	3,360,057
	5年超7年以下	1,034,413	298,363	25,367	1,358,144
	7年超10年以下	545,885	153,298	18,672	717,856
	10年超	594,924	1,198	13,935	610,058
	期間の定めなし等	1,915,640	—	—	1,915,640
	連結子会社	93,859	—	—	93,859
残存期間別合計		11,957,733	1,469,170	104,574	13,531,478

(注) 1. 「期末残高」は、派生商品取引のうちネットティング契約先はネットティング後のカレントエクスポージャーの金額（ネット後EAD）、その他は信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
 2. 証券化エクスポージャーは除いています。
 3. 先ごとに把握できないエクスポージャーは「国内」「その他」「期間の定めなし等」に計上しています。
 4. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。
 5. 「地域別」について、派生商品の国外分については国内分と合算でネットティングを行っており、ネットティング後の額を国内に計上しています。

■ 3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

〈単体〉

3ヵ月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別期末残高

(単位：百万円)

		平成28年度
	国内合計	101,498
	国外合計	—
地域別合計		101,498
業種別合計	製造業	29,379
	農業、林業	86
	漁業	24
	鉱業、採石業、砂利採取業	4
	建設業	3,504
	電気・ガス・熱供給・水道業	—
	情報通信業、運輸業、郵便業	13,397
	卸売業、小売業	35,557
	金融業、保険業	467
	不動産業、物品賃貸業	5,645
	各種サービス業	13,293
	国・地方公共団体	—
	その他	137
	業種別合計	101,498

(注) 1. 「期末残高」は、信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
2. 証券化エクスポージャーは除いています。

〈連結〉

3ヵ月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別期末残高

(単位：百万円)

		平成28年度
	国内合計	101,498
	国外合計	—
	連結子会社	147
地域別合計		101,645
業種別合計	製造業	29,379
	農業、林業	86
	漁業	24
	鉱業、採石業、砂利採取業	4
	建設業	3,504
	電気・ガス・熱供給・水道業	—
	情報通信業、運輸業、郵便業	13,397
	卸売業、小売業	35,557
	金融業、保険業	467
	不動産業、物品賃貸業	5,645
	各種サービス業	13,293
	国・地方公共団体	—
	その他	137
	連結子会社	147
業種別合計	101,645	

(注) 1. 「期末残高」は、信用リスク削減効果勘案前、個別貸倒引当金控除前の残高を記載しています。
2. 連結子会社による取引分は「連結子会社」にまとめて計上しています。
3. 証券化エクスポージャーは除いています。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成28年度		
	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	65,637	△8,290	57,347
個別貸倒引当金	194,607	△15,375	179,231
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合計	260,244	△23,665	236,578

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成28年度		
	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	66,258	△8,351	57,907
個別貸倒引当金	195,074	△15,398	179,676
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合計	261,333	△23,749	237,584

個別貸倒引当金の地域別・業種別内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

平成28年度		期首残高	期中増減額	期末残高
地域別	国内計	194,607	△15,375	179,231
	国外計	—	—	—
地域別合計		194,607	△15,375	179,231
業種別	製造業	62,178	△4,643	57,535
	農業、林業	113	△0	112
	漁業	21	63	85
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	0
	建設業	3,524	△65	3,458
	電気・ガス・熱供給・水道業	168	△7	161
	情報通信業、運輸業、郵便業	24,524	△3,376	21,147
	卸売業、小売業	51,080	△4,349	46,730
	金融業、保険業	3,937	429	4,367
	不動産業、物品賃貸業	14,280	△732	13,548
	各種サービス業	34,694	△2,740	31,954
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	81	46	128
業種別合計		194,607	△15,375	179,231

〈連結〉

(単位：百万円)

平成28年度		期首残高	期中増減額	期末残高
地域別合計	国内計	194,607	△15,375	179,231
	国外計	—	—	—
	連結子会社	467	△22	444
地域別合計		195,074	△15,398	179,676
業種別合計	製造業	62,178	△4,643	57,535
	農業、林業	113	△0	112
	漁業	21	63	85
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	—	0
	建設業	3,524	△65	3,458
	電気・ガス・熱供給・水道業	168	△7	161
	情報通信業、運輸業、郵便業	24,524	△3,376	21,147
	卸売業、小売業	51,080	△4,349	46,730
	金融業、保険業	3,937	429	4,367
	不動産業、物品賃貸業	14,280	△732	13,548
	各種サービス業	34,694	△2,740	31,954
	国・地方公共団体	—	—	—
	その他	81	46	128
	連結子会社	467	△22	444
業種別合計		195,074	△15,398	179,676

(注) 連結子会社にかかる分は、「連結子会社」にまとめて計上をしています。

■ 業種別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成28年度
製造業	51
農業、林業	—
漁業	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—
建設業	7
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業、運輸業、郵便業	2
卸売業、小売業	102
金融業、保険業	1
不動産業、物品賃貸業	—
各種サービス業	36
国・地方公共団体	—
その他	—
合計	199

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成28年度
製造業	51
農業、林業	—
漁業	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—
建設業	7
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業、運輸業、郵便業	2
卸売業、小売業	102
金融業、保険業	1
不動産業、物品賃貸業	—
各種サービス業	36
国・地方公共団体	—
その他	—
連結子会社	3
合計	202

(注) 連結子会社につきましては、業種別に区分していません。

■ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果を勘案した後の残高ならびに1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〈単体〉

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成28年度	
	外部格付あり	外部格付なし
0%	—	2,974,798
10%	748	2,286,432
20%	7,887	124,707
50%	61,952	7,414
75%	—	857,649
100%	77,160	6,109,893
150%	—	2,334
250%	—	49,724
1,250%	—	—
合計	147,749	12,412,954

- (注) 1. 外部格付の有無は原債務者についての有無で区分しています。
 2. 原債務者の保有する外部格付によらずに区分するエクスポージャー（日本国政府、日本銀行、地方公共団体、適格国際開発銀行、政府関係機関、金融機関、証券会社、中小企業、事業用不動産）は、「外部格付なし」に区分しています。
 3. 証券化エクスポージャーは除いています。

〈連結〉

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成28年度	
	外部格付あり	外部格付なし
0%	—	2,974,800
10%	748	2,286,432
20%	7,887	124,785
50%	61,952	7,415
75%	—	862,315
100%	77,160	6,178,409
150%	—	2,334
250%	—	52,085
1,250%	—	—
合計	147,749	12,488,578

- (注) 1. 外部格付の有無は原債務者についての有無で区分しています。
 2. 原債務者の保有する外部格付によらずに区分するエクスポージャー（日本国政府、日本銀行、地方公共団体、適格国際開発銀行、政府関係機関、金融機関、証券会社、中小企業、事業用不動産）は、「外部格付なし」に区分しています。
 3. 証券化エクスポージャーは除いています。

▶ 4. 信用リスク削減手法に関する事項

〈単体〉

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

		平成28年度
	現金および当金庫預金（当金庫債券を含む）	588,735
	金	—
	適格債券	3,185
	適格株式	17,886
	適格投資信託等	—
適格金融資産担保合計		609,807
	適格保証	2,378,984
	適格クレジット・デリバティブ	—
適格保証等合計		2,378,984

〈連結〉

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

		平成28年度
	現金および当金庫預金（当金庫債券を含む）	588,735
	金	—
	適格債券	3,185
	適格株式	17,886
	適格投資信託等	—
適格金融資産担保合計		609,807
	適格保証	2,378,984
	適格クレジット・デリバティブ	—
適格保証等合計		2,378,984

▶ 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■ 与信相当額の算出に用いる方式

単体・連結とも、与信相当額はカレントエクスポージャー方式を用いて算出しています。

■ グロス再構築コストの額の合計額

〈単体〉

(単位：百万円)

平成28年度
54,193

〈連結〉

(単位：百万円)

平成28年度
54,193

取引の区分ごとの与信相当額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成28年度
ネットイングならびに担保を勘案する前の与信相当額	181,780
外国為替関連取引および金関連取引	103,882
金利関連取引	77,898
株式関連取引	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—
その他のコモディティー関連取引	—
クレジット・デリバティブ	—
ネットイング契約による削減効果	△75,412
ネットイング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	106,368
担保による削減効果	△1,790
現金担保	△639
有価証券担保	△1,150
担保を勘案した後の与信相当額	104,578

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いています。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成28年度
ネットイングならびに担保を勘案する前の与信相当額	181,780
外国為替関連取引および金関連取引	103,882
金利関連取引	77,898
株式関連取引	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—
その他のコモディティー関連取引	—
クレジット・デリバティブ	—
ネットイング契約による削減効果	△75,412
ネットイング効果勘案後で担保を勘案する前の与信相当額	106,368
担保による削減効果	△1,790
現金担保	△639
有価証券担保	△1,150
担保を勘案した後の与信相当額	104,578

(注) 原契約期間が5営業日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入または提供の別に区分した額

〈単体〉

該当ありません。

〈連結〉

該当ありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

〈単体〉

該当ありません。

〈連結〉

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ 商工中金および連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

単体・連結とも、該当ありません。

■ 商工中金および連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

原資産の種類	平成28年度
売掛債権	5,584
リース債権	—
貸付債権	—
合計	5,584

(注) 1. 再証券化エクスポージャーはありません。
2. オフバランス取引はありません。

〈連結〉

(単位：百万円)

原資産の種類	平成28年度
売掛債権	5,584
リース債権	—
貸付債権	—
合計	5,584

(注) 1. 再証券化エクスポージャーはありません。
2. オフバランス取引はありません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成28年度	
	残高	所要自己資本の額
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	5,584	446
350%	—	—
1,250%	—	—
合計	5,584	446

※1. 再証券化エクスポージャーはありません。
※2. オフバランス取引はありません。

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成28年度	
	残高	所要自己資本の額
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	5,584	446
350%	—	—
1,250%	—	—
合計	5,584	446

※1. 再証券化エクスポージャーはありません。
※2. オフバランス取引はありません。

その他開示事項

(自己資本比率告示第230条第1項の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

単体・連結とも、該当ありません。

(保有する再証券化エクスポージャー)

単体・連結とも、該当ありません。

■ 商工中金および連結グループがオリジネーターまたは投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

単体・連結とも、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額は算入していません。

➤ 7. 出資等又は株式等エクスポージャー（特定取引に係るものを除く）に関する事項

■ 貸借対照表計上額および時価ならびに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	66,727	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	12,531	
合計	79,259	79,259

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成28年度	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	66,806	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	9,131	
合計	75,937	75,937

■ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	平成28年度
売却損益額	1,353
償却額	82

〈連結〉

(単位：百万円)

	平成28年度
売却損益額	1,353
償却額	82

■ 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

〈単体〉 (単位：百万円)

平成28年度
25,291

〈連結〉 (単位：百万円)

平成28年度
25,334

■ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単体・連結とも、該当ありません。

➤ 8. 金利リスク（特定取引に係るものを除く）に関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

〈単体〉 (単位：百万円)

	平成28年度
円貨	11,463
外貨	19
合計	11,482

(注) 計測手法としては、VaR（保有期間：銀行勘定1ヵ月、特定取引勘定10日間、信頼区間99%）を用いています。
 なお、商工中金は、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額を算入していないため、上表においては、特定取引勘定における金利リスクを加えています。

〈連結〉 (単位：百万円)

	平成28年度
円貨	11,463
外貨	19
合計	11,482

(注) 計測手法としては、VaR（保有期間：銀行勘定1ヵ月、特定取引勘定10日間、信頼区間99%）を用いています。
 連結子会社の対象資産等は僅少であることから、商工中金単体の計数を掲載しています。
 なお、商工中金は、自己資本比率の算出においてマーケット・リスク相当額を算入していないため、上表においては、特定取引勘定における金利リスクを加えています。

≫ 連結レバレッジ比率に関する開示事項

＞ 1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	平成28年度	平成29年度
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	12,701,702	11,805,312
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額	12,845,033	11,957,351
1b	2	連結レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)	—	—
1c	7	連結レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)	143,330	152,039
2	7	Tier1資本に係る調整項目の額 (△)	8,579	12,903
3		オン・バランス資産の額 (イ)	12,693,123	11,792,409
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	18,516	18,936
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	97,020	91,019
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	21,231	29,114
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)	4,920	7,472
8		清算会員である商工組合中央金庫が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	—	—
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)	—	—
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	131,847	131,597
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額	—	—
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)	—	—
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	137	—
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)	137	—
オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	1,441,536	1,495,880
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)	1,125,565	1,182,397
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	315,970	313,482
連結レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額 (ホ)	916,613	951,162
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	13,141,078	12,237,489
22		連結レバレッジ比率 (ホ/ヘ)	6.97%	7.77%

＞ 2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因

平成29年度の連結レバレッジ比率は、貸出金の減少を主因とする総エクスポージャーの額の減少、及び利益剰余金の増加を主因とする資本の額の増加により、前年度末比で0.80%上昇しております。

>>> 流動性に係る経営の健全性の状況

>> 流動性リスク管理に係る開示事項

> 1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

商工中金では、取締役会において「市場関連リスク管理規程」を定め、資金繰りリスク（必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる等のリスク）及び市場流動性リスク（市場の混乱等により市場において取引が不可能になる等のリスク）をコントロールすべき流動性リスクと位置付けてリスクの把握に努め、適切にその管理を行っています。

流動性リスクの管理として、資金繰り状況等に応じて「平常時」、「懸念時」、「危機時」の区分を設定し、それぞれの管理方法及び権限を定め、統合リスク管理部が日次でモニタリングを行い、定期的にALM会議および経営会議に報告しています。

なお、連結子会社にかかる流動性リスクについても、外部調達額をモニタリングするなど適切な管理に努めています。

> 2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

商工中金では、ALM会議において、流動性リスクに関し「資金ギャップ額（通貨別）」、「無担保調達額（通貨別）」、「担保差入可能目安額」の指標に限度額等を設定し日次でモニタリングしています。

また、預金の流出、調達環境の著しい悪化等を想定したストレステストを実施し、資金繰り影響度を評価し、定期的にALM会議および経営会議に報告しています。

> 3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項

商工中金では、経営会議において「市場関連リスク管理基本通牒」を定め、流動性の「懸念時」、「危機時」における具体的な資金繰り対応策とその優先度（コンティンジェンシー・プラン）を策定しています。

≫ 流動性カバレッジ比率に関する開示事項

> 1. 定性的開示事項

(1) 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

流動性カバレッジ比率は、単体199.0%、連結191.2%であり、過去2年間において、安定的に推移しております。

(2) 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

単体、連結ともに、流動性カバレッジ比率の最低水準を大きく上回っており、問題のない水準を維持しています。

(3) 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

算入可能適格流動資産は、主に日本国債や中央銀行への預け金等で構成されております。なお、著しい変動等はありません。

また、負債合計額の5%以上を占める円貨以外の通貨はありません。

(4) その他流動性カバレッジ比率に関する事項

- 「適格オペレーショナル預金に係る特例」及び「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」は適用しておりません。
- 「その他偶発事象に係る資金流出額」、「その他契約に基づく資金流出額」及び「その他契約に基づく資金流入額」において重要な項目はありません。

2. 定量的開示事項

(1) 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(平成29年度第4四半期)

(単位：百万円、%、件)

項目		平成29年度第3四半期		平成29年度第4四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額	2,105,151		2,044,402	
資金流出額 (2)		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額	2,609,686	251,346	2,574,940	248,097
3	うち、安定預金の額	155,907	4,677	152,091	4,562
4	うち、準安定預金の額	2,453,779	246,668	2,422,848	243,534
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	2,575,339	1,037,233	2,494,910	1,022,611
6	うち、適格オペレーショナル預金の額	—	—	—	—
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額	2,398,667	860,561	2,323,105	850,806
8	うち、負債性有価証券の額	176,672	176,672	171,805	171,805
9	有担保資金調達等に係る資金流出額	—		—	
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	459,513	81,838	452,984	85,955
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	58,405	58,405	63,011	63,011
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	—	—	—	—
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	401,108	23,433	389,973	22,944
14	資金提供義務に基づく資金流出額等	119,477	26,045	121,892	27,929
15	偶発事象に係る資金流出額	1,321,548	54,224	1,332,715	54,566
16	資金流出合計額	1,450,688		1,439,159	
資金流入額 (3)		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額	—	—	—	—
18	貸付金等の回収に係る資金流入額	629,245	356,083	664,046	372,659
19	その他資金流入額	73,826	41,241	58,355	39,519
20	資金流入合計額	703,072	397,325	722,402	412,178
単体流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額	2,105,151		2,044,402	
22	純資金流出額	1,053,363		1,026,981	
23	単体流動性カバレッジ比率	199.8		199.0	
24	平均値計算用データ数	62		59	

▼ 自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
 ▼ 流動性に関する開示事項
 ▼ 流動性に関する経営の健全性の状況

(2) 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

(平成29年度第4四半期)

(単位：百万円、%、件)

項目		平成29年度第3四半期		平成29年度第4四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額	2,105,151		2,044,402	
資金流出額 (2)		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	リテール無担保資金調達に係る資金流出額	2,609,686	251,346	2,574,940	248,097
3	うち、安定預金の額	155,907	4,677	152,091	4,562
4	うち、準安定預金の額	2,453,779	246,668	2,422,848	243,534
5	ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	2,602,743	1,066,718	2,521,567	1,051,339
6	うち、適格オペレーショナル預金の額	—	—	—	—
7	うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額	2,426,083	890,057	2,349,804	879,577
8	うち、負債性有価証券の額	176,660	176,660	171,762	171,762
9	有担保資金調達等に係る資金流出額	—		—	
10	デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	463,779	82,052	457,187	86,165
11	うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	58,405	58,405	63,011	63,011
12	うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	—	—	—	—
13	うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額	405,374	23,647	394,176	23,154
14	資金提供義務に基づく資金流出額等	122,253	28,820	125,250	31,286
15	偶発事象に係る資金流出額	1,297,466	53,502	1,307,260	53,803
16	資金流出合計額	1,482,439		1,470,691	
資金流入額 (3)		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額	資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
17	有担保資金運用等に係る資金流入額	—	—	—	—
18	貸付金等の回収に係る資金流入額	617,437	344,275	653,400	362,013
19	その他資金流入額	73,823	41,239	58,352	39,516
20	資金流入合計額	691,261	385,514	711,753	401,530
連結流動性カバレッジ比率 (4)					
21	算入可能適格流動資産の合計額	2,105,151		2,044,402	
22	純資金流出額	1,096,924		1,069,161	
23	連結流動性カバレッジ比率	191.9		191.2	
24	平均値計算用データ数	62		59	

▼ 自己資本の充実の状況等（バーゼルⅢに基づく開示）
 ▼ 流動性カバレッジ比率に関する開示事項
 ▼ 流動性に関する経営の健全性の状況

報酬等に関する開示事項

1. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項... 162
2. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項 163
3. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績連動に関する事項 163
4. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項 164
5. 商工中金（グループ）の対象役員の報酬体系に関し、その他参考となるべき事項 164

》》 1. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

■ 対象役職員の範囲

開示の対象となる報酬告示※に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりです。

※報酬告示

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）第83条第1項第6号及び第84条第4号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める件

【「対象役員」の範囲】

対象役員は、商工中金の取締役および監査役です。なお、社外取締役および社外監査役を除いています。

【「対象従業員等」の範囲】

商工中金では、対象役員以外の商工中金の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で、商工中金およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

なお、商工中金の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はいません。

①「主要な連結子法人等」の範囲

連結子会社7社を対象としています。

八重洲商工株式会社
株式会社商工中金情報システム
商工サービス株式会社
八重洲興産株式会社
株式会社商工中金経済研究所
商工中金リース株式会社
商工中金カード株式会社

②「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、商工中金の有価証券報告書記載の対象役員の「報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

ただし、「対象役員の平均報酬額」の算出にあたっては、期中就任役員、期中退任役員に対する報酬等（退職慰労金含む）を除いています。

なお、当事業年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）における「対象役員の平均報酬額」は、対象役員の報酬等の総額133百万円を対象となる役員の員数7名で除して算出しています。

③「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務運営または財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、商工中金、商工中金グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより、財産の状況に重要な影響を与えるものです。

■ 対象役員の報酬等の決定について

【対象役員の報酬等の決定について】

商工中金は、指名委員会等設置会社ではなく、役員報酬等を決定する機関としての報酬委員会は設置していません。

商工中金の報酬委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役および監査役の報酬および退職慰労金に係る事項等を審議する機関です。

報酬委員会はその過半が社外有識者等により構成されています。

商工中金は、取締役および監査役が受ける個人の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受けています。

なお、株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会の決議により、また、監査役の報酬の個人別の配分については監査役の協議により決定しています。

■ 報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（平成29年4月～平成30年3月）
報酬委員会	2回

》》》 2. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

■ 報酬等に関する方針について

【対象役員の報酬等に関する方針】

役員報酬は、報酬委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めています。

報酬

支給月額	取締役社長	1,989,003円（1,229,000円）
	取締役副社長	1,812,598円（1,120,000円）
	専務取締役	1,668,561円（1,031,000円）
	取締役常務執行役員	1,526,143円（943,000円）
	常勤監査役	1,450,078円（896,000円）

(注) 1. 当該「支給月額」を報酬として支給し、その他賞与等の支給はありません。
2. () 内は、支給月額のうち、「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」を記載しています。

退職慰労金

退職の日における「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しています。

》》》 3. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績連動に関する事項

■ 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

商工中金は、対象役員の報酬等の額のうち役員退職慰労金について、報酬月額、在職期間および業績等を考慮して以下の計算式により金額を算出することとしています。

退職の日における「退職慰労金算定の基礎となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0～2.0の範囲内で決定しています。

なお、主要な連結子会社の役員の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に影響を及ぼす報酬体系は採用していません。

》》》 4. 商工中金（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

(1) REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番		対象役員
1	対象役員及び対象従業員等の数	11
2	固定報酬の総額(3+5+7)	157
3	うち、現金報酬額	157
4	3のうち、繰延額	—
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—
6	5のうち、繰延額	—
7	うち、その他報酬額	—
8	7のうち、繰延額	—
9	対象役員及び対象従業員等の数	—
10	変動報酬の総額 (11+13+15)	—
11	うち、現金報酬額	—
12	11のうち、繰延額	—
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—
14	13のうち、繰延額	—
15	うち、その他報酬額	—
16	15のうち、繰延額	—
17	対象役員及び対象従業員等の数	11
18	退職慰労金の総額	20
19	うち、繰延額	—
20	対象役員及び対象従業員等の数	—
21	その他の報酬の総額	—
22	うち、繰延額	—
23	報酬等の総額(2+10+18+21)	177

(注) 1. 対象役員の人数には、平成29年10月25日に辞任した役員2名、平成30年3月27日に辞任した役員1名を含んでいます。
2. 対象役員の退職慰労金は、平成29年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額です。

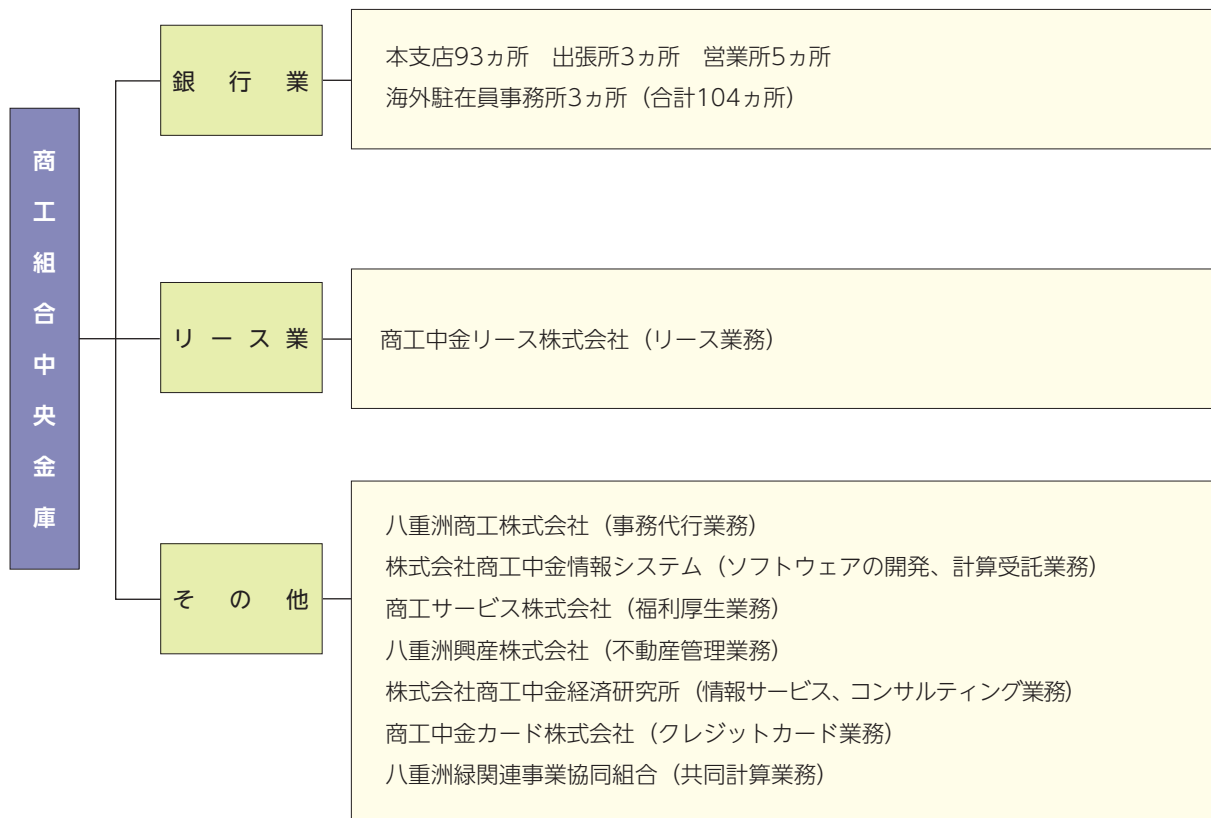
(2) REM2：特別報酬等
該当ありません。

》》》 5. 商工中金（グループ）の対象役員の報酬体系に関し、その他参考となるべき事項

(1) REM3：繰延報酬等
該当ありません。

>>> 事業内容

商工中金グループは、商工中金、子会社8法人で構成され、銀行業を中心に、リース業などの金融サービスを提供しております。また、事業系統図は、以下のとおりです（平成30年6月30日現在）。



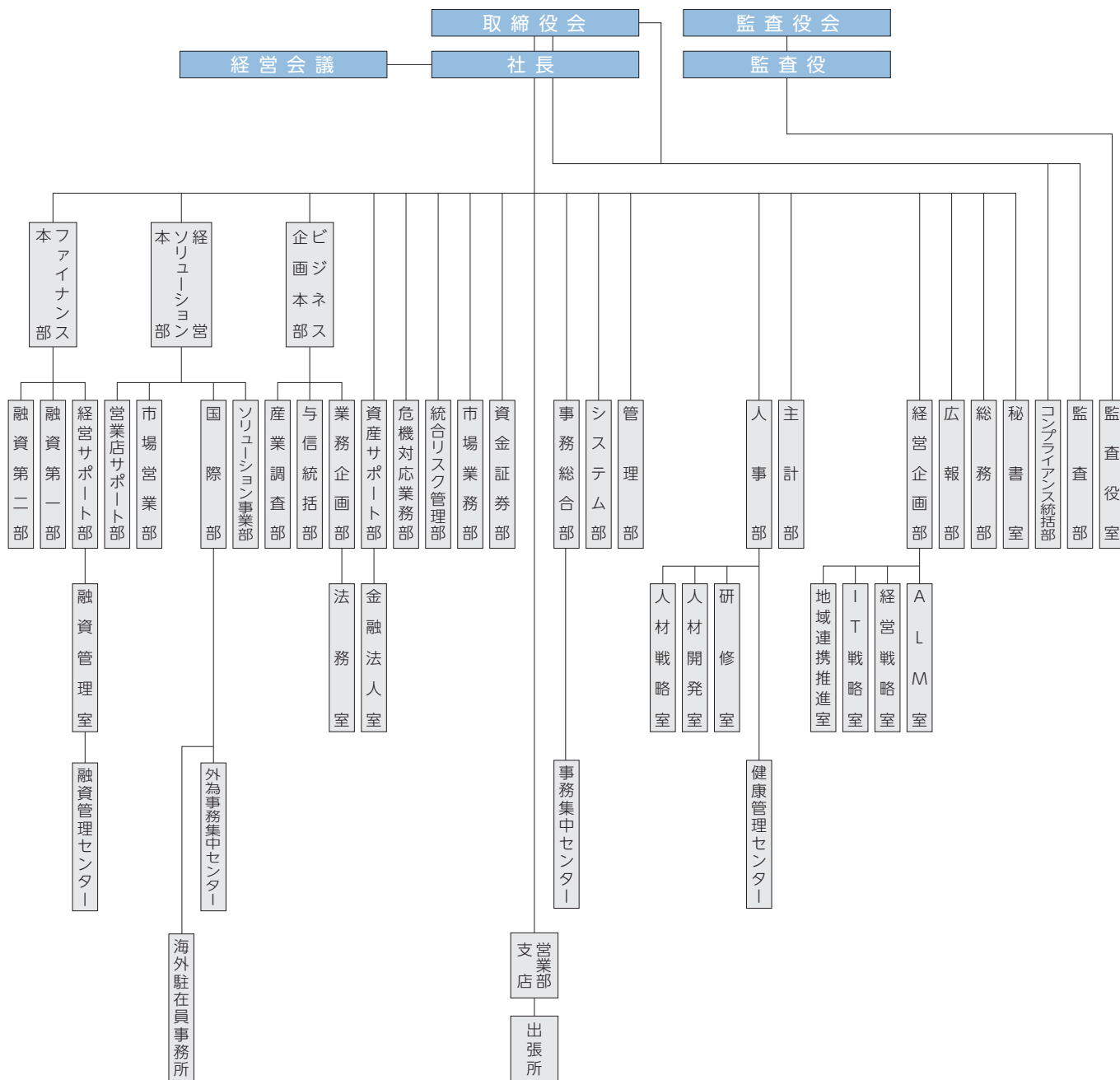
>>> 子会社

■ 子会社の状況 (平成30年6月30日現在)

会社名	所在地	主な業務内容	設立年月日	資本金または 出資金(百万円)	当金庫の 議決権比率(%)	グループの 議決権比率(%)
八重洲商工株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	事務代行業務	昭和37年9月8日	90	100.00	—
株式会社 商工中金情報システム	東京都東村山市 美住町2-10-1	ソフトウェアの開発、 計算受託業務	昭和48年12月14日	70	—	100.00
商工サービス株式会社	東京都中央区 京橋3-3-2	福利厚生業務	昭和57年11月25日	32	62.50	37.50
八重洲興産株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	不動産管理業務	昭和47年6月22日	35	100.00	—
株式会社 商工中金経済研究所	東京都港区 芝大門2-12-18	情報サービス、 コンサルティング業務	昭和49年12月10日	80	23.08	76.92
商工中金リース株式会社	東京都台東区 上野1-10-12	リース業務	昭和57年10月8日	1,000	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区 芝大門2-12-18	クレジットカード業務	平成3年1月22日	70	100.00	—
八重洲緑関連事業協同組合	東京都港区 芝大門2-12-18	共同計算業務	昭和57年6月11日	10	—	100.00

>>> 組織

▼ 組織図



>>> 役員一覧

(平成30年6月21日現在)

取締役



代表取締役社長
兼社長執行役員
関根 正裕
業務執行全般、監査部、
コンプライアンス統括部担当



取締役
専務執行役員
鍛冶 克彦
経営企画部、経営戦略室、
IT戦略室、地域連携推進室担当



副社長執行役員
梅田 晃士郎
経営ソリューション本部、
秘書室、人事部担当



専務執行役員
日野 賀文
ビジネス企画本部、市場業務部、
資産サポート部担当



取締役
常務執行役員
河野 一郎
主計部、
統合リスク管理部担当



取締役
高 巖



常務執行役員
清水 謙之
管理部、資金証券部
危機対応業務部担当



常務執行役員
中谷 肇
総務部、広報部、
システム部、事務総合部担当



取締役
多胡 秀人



取締役
中村 重治



常務執行役員
佐藤 隆久
経営ソリューション本部
(副本部長)



常務執行役員
小野木 哲也
ファイナンス本部



取締役
渡瀬 ひろみ

(注) 取締役高巖、多胡秀人、
中村重治および渡瀬ひろみは、会社法第2条第
15号に定める社外取締役です。

執行役員

執行役員 高橋 永泰
(東京支店長)

執行役員 真船 実
(名古屋支店長)

執行役員 倉知 宗範
(監査部長)

執行役員 川崎 英樹
(営業部長)

執行役員 佐々木 渉
(ソリューション事業部長)

執行役員 石尾 京
(システム部長)

執行役員 山口 卓郎
(総務部長)

執行役員 宮田 誠

執行役員 黒澤 秀一
(人事部長)

執行役員 今西 隆夫
(大阪支店長)

執行役員 羽根 正人
(経営企画部長)

執行役員 小川 健夫
(営業店サポート部長)

(注) 商工中金は執行役員制度を導入しております。

(平成30年6月21日現在)

監査役



常勤監査役
まきの ひでゆき
牧野 秀行



常勤監査役
おかだ ふじお
岡田 不二郎



監査役
てらわき かずみち
寺脇 一峰



監査役
かねこ ひろこ
金子 裕子

(注) 1. 監査役岡田不二郎、寺脇一峰および金子裕子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 商工中金は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名選任しております。

商工中金のあゆみ

昭和11年 6月	商工組合中央金庫法の施行
昭和11年11月	創立総会開催、初代理事長に結城豊太郎（日本興業銀行総裁）就任
昭和11年12月	設立登記完了、業務開始、本所（東京市麹町区丸の内）および札幌ほか6支所開設
昭和12年 3月	第1回利付商工債券発行
昭和15年 7月	第1回割引商工債券発行
昭和27年 8月	全都道府県に店舗設置完了
昭和37年12月	東京都中央区八重洲に新本店竣工
昭和48年 5月	外貨貸付の取扱開始
昭和60年 6月	商工組合中央金庫法の改正（50年の存立期間を廃し恒久化）
昭和60年 8月	ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和63年 2月	商工中金全国ユース会発足
平成 2年11月	香港駐在員事務所を開設
平成 7年 1月	阪神・淡路大震災対策本部を設置
平成15年 9月	割引債等本券の販売を終了
平成17年 3月	上海駐在員事務所を開設
平成18年 2月	新型定期預金（現「マイハーベスト」）の取扱開始
平成18年 6月	行政改革推進法の施行（平成20年10月から起算しておおむね5年から7年後を目途として完全民営化されることが決定）
平成19年 2月	個人年金保険の取扱開始（一部店舗）
平成19年 4月	遺言信託・遺産整理業務の取扱開始（一部店舗）
平成19年 5月	平成20年10月の新体制移行後の商工中金の位置付けや業務範囲等を定める株式会社商工組合中央金庫法が成立
平成20年 5月	投資信託の取扱開始（一部店舗）
平成20年10月	株式会社商工組合中央金庫法の施行（協同組織から株式会社化）
平成20年10月	八重洲商工株式会社、株式会社商工中金情報システム、商工サービス株式会社、八重洲興産株式会社、株式会社日本商工経済研究所（現 株式会社商工中金経済研究所）、日本商工リース株式会社（現 商工中金リース株式会社）、商中カード株式会社（現 商工中金カード株式会社）を連結子会社とする
平成20年10月	法定指定金融機関として危機対応業務を開始
平成21年 6月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（政府の追加出資規定が新設、完全民営化期限の起算点が3年半延期）

平成21年 7月	危機対応準備金1,500億円を計上
平成23年 3月	東北地方太平洋沖地震対策本部を設置（平成23年5月13日、東日本大震災対策本部へ名称変更）
平成23年 5月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化期限の起算点が3年延期）
平成24年 9月	バンコク駐在員事務所を開設
平成24年11月	「再生支援プログラム」を創設
平成24年12月	ワリショー、リッショー、リッショーワイドの新規発行を終了
平成27年 5月	株式会社商工組合中央金庫法の改正（完全民営化方針を維持しつつ、危機対応業務の的確な実施のため、政府は、当分の間、必要な株式を保有）
平成27年 7月	人事部内に「人材戦略室」を設置
平成28年12月	組織金融部内に「危機対応業務管理室」を設置（平成29年10月、独立した本部組織として「危機対応業務部」に改組）
平成29年10月	「コンプライアンス統括室」を独立した本部組織として「コンプライアンス統括部」に改組
平成30年 6月	本部組織の再編成を実施（統括本部として、「経営ソリューション本部」、「ファイナンス本部」、「ビジネス企画本部」を設置。「監査役室」を設置。経営企画部内に「経営戦略室」、「IT戦略室」、「地域連携推進室」を設置ほか）
平成30年 6月	委任型執行役員を導入

>>> 株式の状況

■ 株式情報

- 発行可能株式総数
(平成30年3月31日現在)
普通株式 4,000,000,000株
危機対応準備金株式 10株
- 発行済株式総数
(平成30年3月31日現在)
普通株式 2,186,531,448株
- 決算期
3月31日
- 基準日
定時株主総会
3月31日
期末配当金受領株主確定日
3月31日
その他、必要があるときは、
あらかじめ公告する一定の日
- 定時株主総会開催時期
6月下旬
- 単元株式数
普通株式 1,000株
危機対応準備金株式 1株
- 公告方法
電子公告
ただし、やむを得ない事由により
電子公告を行うことができない場
合は、日本経済新聞に掲載します。

■ 株式事務のご案内

- 株主名簿管理人
東京都千代田区丸の内一丁目
4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目
4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
- お問合せ先
東京都府中市日鋼町一丁目1番
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
電話:0120-232-711(通話料無料)
(受付時間:土・日・祝祭日を除く
9:00~17:00)
- 郵便物送付先
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
- 同取次所
三菱UFJ信託銀行株式会社
全国各支店

■ 株主資格

- 商工中金は、中小企業金融の円滑化を目的とする金融機関であり、株式会社商工組合中央金庫法第6条により、議決権のある株式の株主資格が、政府のほか、中小企業組合と株主である中小企業組合の組合員に限定されています。
- 株式の名義書換請求は、左記三菱UFJ信託銀行株式会社本支店にて受け付けますが、資格審査の結果、名義書換をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

■ 中小企業組合の皆さまへ

- 組合員が商工中金へお借入のお申込等をされる際には、所属組合員であることの確認が必要となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

■ 株式の売買

商工中金の株式は、以下の方法により、売買を行うことができます。

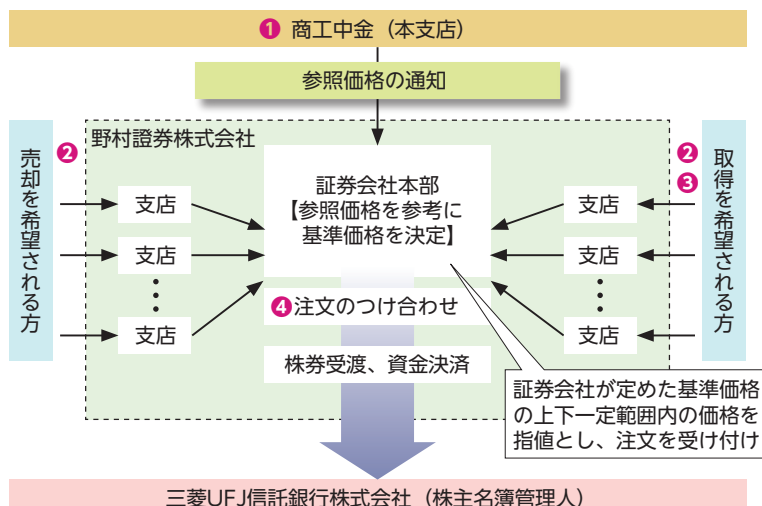
(1) 相対売買

他の中小企業組合や株主である中小企業組合の組合員と相対で売買を行う方法です。

(2) 証券会社の店頭扱いによる売買

野村証券株式会社の日本国内の本支店でご注文を受け付け、同社の中で、そのご注文のつけ合わせを行う方法です。

▼証券会社の店頭扱いによる株式の売買の仕組み



① 仕組みの周知

- 商工中金は、株式を取得するための方法や、株主資格制限などの留意点について、中小企業組合やその組合員の皆さまにお知らせします。

② 注文の受け付け

- 売買の注文は、野村証券株式会社の日本国内の本支店で受け付けます(郵便によるお申込みも可能です)。
- 注文価格については、「基準価格」(注)の上下一定範囲内の価格を指値していただきます。
(注) 商工中金が専門家の意見を基に定める価格を参考として、野村証券株式会社が「基準価格」を決定します。
- 「基準価格」および直近の取引価格は野村証券株式会社でお知らせします。
- 株式取得の注文は株主資格を有する方(中小企業組合と商工中金の株主である中小企業組合の組合員)からのみ受け付けます。

③ 株主資格の証明

- 株式取得の注文の際は、株主資格を証する書類として、商工中金所定の「株主資格証明書」と証明書類(組合員の場合=登記事項証明書、組合員の場合=登記事項証明書および組合員名簿の写しなど)を野村証券株式会社に提出していただきます(ただし、すでに株主名簿に記載されている株主の方は、原則として提出不要です)。

④ 注文のつけ合わせ

- 売り注文と買い注文のつけ合わせは、毎月15日(営業日でない場合は翌営業日)に行います(売り注文はつけ合わせの14営業日前、買い注文は5営業日前を締切とします)。
- 価格優先・時間優先(注)で約定されます。
(注) 高い価格の買い注文、低い価格の売り注文が優先されます。同一価格の注文は、先に行われた注文が優先されます。
- 売買手数料の料率は、野村証券株式会社が上場株式の売買に適用している料率と同率です。

>>> 店舗等一覧

(平成30年6月30日現在)

■本 店	〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17	03-3272-6111
北 海 道		
●札幌	〒060-0002 札幌市中央区北二条西3-1-20	011-241-7231
●函館	〒040-0063 函館市若松町3-6	0138-23-5621
●帯広	〒080-0013 帯広市西三条南6-20-1	0155-23-3185
▲釧路	〒085-0847 釧路市大町1-1-1	0154-42-0671
●旭川	〒070-0035 旭川市五条通9-1703-81	0166-26-2181
東 北		
●青森	〒030-0861 青森市長島2-1-7	017-734-5411
●八戸	〒031-0086 八戸市大字八日町40-2	0178-45-8811
●盛岡	〒020-0021 盛岡市中央通3-4-6	019-622-4185
●仙台	〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-30	022-225-7411
●秋田	〒010-0001 秋田市中通2-4-19	018-833-8531
●山形	〒990-0038 山形市幸町2-1	023-632-2111
●酒田	〒998-0044 酒田市中町2-6-22	0234-24-3922
●福島	〒960-8054 福島市三河北町11-5	024-526-1201
▲会津若松	〒965-0816 会津若松市南千石町6-5	0242-26-2617
関 東 甲 信 越		
●水戸	〒310-0021 水戸市南町3-5-7	029-225-5151
●宇都宮	〒320-0861 宇都宮市西1-1-15 [※平成29年7月18日に仮店舗から上記住所へ移転しました]	028-633-8191
●足利	〒326-0814 足利市通2-2751	0284-21-7131
●前橋	〒371-0023 前橋市本町1-1-11 [※平成30年4月16日に上記住所へ移転しました]	027-224-8151
●さいたま	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町4-25-13	048-822-5151
●熊谷	〒360-0042 熊谷市本町2-95	048-525-3751
●千葉	〒260-0028 千葉市中央区新町3-13	043-248-2345
●松戸	〒271-0092 松戸市松戸1846-2	047-365-4111
●八王子	〒192-0081 東京都八王子市横山町2-5	042-646-3131
●上野	〒110-0005 東京都台東区上野1-10-12	03-3834-0111
●大森	〒143-0016 東京都大田区大森北1-1-10	03-3763-1251
■京浜島	〒143-0003 東京都大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331
●押上	〒130-0002 東京都墨田区業平3-10-8	03-3624-1161
■浦安	〒279-0025 浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011
●新宿	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551
●深川	〒135-0042 東京都江東区木場5-11-17	03-3642-7131
●東京	〒105-0012 東京都港区芝大門2-12-18	03-3437-1231
●池袋	〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311
●渋谷	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511
●神田	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811
●新木場	〒136-0082 東京都江東区新木場1-18-6	03-5569-1711
●横浜	〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40	045-201-3952
●川崎	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町26-4	044-244-1101
●横浜西口	〒220-0004 横浜西区北幸1-11-1	045-314-3211
▲相模原	〒252-0231 相模原市中央区相模原4-3-14	042-786-6230
●新潟	〒950-0087 新潟市中央区東大通2-4-4 [※平成30年2月13日に上記住所へ移転しました]	025-255-5111
●長岡	〒940-0061 長岡市城内町1-2-10	0258-35-2121
●甲府	〒400-0032 甲府市中央1-6-16	055-233-1161
●長野	〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11	026-234-0145
●諏訪	〒392-0026 諏訪市大手1-14-6	0266-52-6600
●松本	〒390-0811 松本市中央2-1-27	0263-35-6211
東 海		
●岐阜	〒500-8828 岐阜市若宮町9-16	058-263-9191
▲高山	〒506-0025 高山市天満町5-1	0577-32-3353
●静岡	〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
●浜松	〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521
●沼津	〒410-0046 沼津市米山町6-5	055-920-5000
●熱田	〒456-0018 名古屋熱田区新尾頭2-2-33	052-682-3111
●名古屋	〒460-0003 名古屋市中区錦3-23-18	052-951-7581
●豊橋	〒440-0897 豊橋市松葉町3-71-2	0532-52-0221
●津	〒514-0004 津市栄町4-254-1	059-228-4155
●四日市	〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-20	059-351-4871

北 陸		
●富山	〒930-0004 富山市桜橋通り6-11	076-444-5121
●高岡	〒933-0912 高岡市丸の内2-6	0766-25-5431
●金沢	〒920-0964 金沢市本多町3-1-25	076-221-6141
●福井	〒910-0005 福井市大手3-14-9	0776-23-2090
近 畿		
●大津	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22	077-522-6791
●彦根	〒522-0073 彦根市旭町9-3	0749-24-3831
●京都	〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍町159-1	075-361-1120
●大阪	〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13	06-6532-0309
●堺	〒590-0972 堺市堺区竜神橋町2-1-2	072-232-9441
●梅田	〒530-0012 大阪市北区芝田2-1-18	06-6372-6551
●船場	〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17	06-6261-8431
●箕面船場	〒562-0035 箕面市船場東2-5-55	072-729-9181
●東大阪	〒577-0013 東大阪市長田中2-1-32	06-6746-1221
●神戸	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111	078-391-7541
●姫路	〒670-0015 姫路市総社本町111	079-223-8431
●尼崎	〒660-0892 尼崎市東難波町5-19-8	06-6481-7501
●奈良	〒630-8227 奈良市林小路町8-1	0742-26-1221
●和歌山	〒640-8152 和歌山市十番丁2-1 [※平成29年9月4日に上記住所へ移転しました]	073-432-1281
中 国		
●鳥取	〒680-0023 鳥取市片原2-218	0857-22-3171
●米子	〒683-0067 米子市東町168	0859-34-2711
●松江	〒690-0887 松江市殿町210	0852-23-3131
▲浜田	〒697-0015 浜田市竹迫町2886	0855-23-3033
●岡山	〒700-0818 岡山市北区番山町4-1	086-225-1131
●広島	〒730-0051 広島市中区大手町2-1-2	082-248-1151
●福山	〒720-0814 福山市光南町1-1-30	084-922-6830
●広島西部	〒733-0833 広島市西区商工センター1-14-1	082-277-5421
●下関	〒750-0016 下関市細江町1-1-13	083-223-1151
●徳山	〒745-0034 周南市御幸通1-10	0834-21-4141
四 国		
●徳島	〒770-0901 徳島市西船場町2-30	088-623-0101
●高松	〒760-0052 高松市瓦町1-3-8	087-821-6145
●松山	〒790-0001 松山市一番町2-6-4	089-921-9151
●高知	〒780-0870 高知市本町4-2-46	088-822-4481
九 州 ・ 沖 縄		
●福岡	〒810-0001 福岡市中央区天神1-13-21	092-712-6551
■福岡タワー	〒813-0034 福岡市東区多の津1-7-1 [※窓口業務は福岡支店へ統合し、同出張所はATMコーナーのみとなりました]	092-712-6551
●北九州	〒802-0003 北九州市小倉北区米町2-1-2	093-533-9567
●久留米	〒830-0032 久留米市東町42-21	0942-35-3381
●佐賀	〒840-0801 佐賀市駅前中央1-6-23	0952-23-8121
●長崎	〒850-0841 長崎市銅座町2-13	095-823-6241
●佐世保	〒857-0053 佐世保市常盤町4-21	0956-23-8141
●熊本	〒860-0846 熊本市中央区城東町2-23	096-352-6184
●大分	〒870-0034 大分市都町2-1-6	097-534-4157
●宮崎	〒880-0811 宮崎市錦町1-10	0985-24-1711
●鹿児島	〒892-0847 鹿児島市西千石町17-24 [※平成29年11月6日に仮店舗から上記住所へ移転しました]	099-223-4101
●那覇	〒900-0015 那覇市久茂地2-22-10	098-866-0196
海 外		
●ニューヨーク支店	666 Fifth Avenue, 14th Floor New York, N.Y. 10103 U.S.A.	1-212-581-2800
◆香港駐在員事務所	Suite 804, 8/F., Central Plaza, 18 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong	852-2524-5111
◆上海駐在員事務所	中華人民共和国 上海市延安西路2201号 上海国际貿易中心大廈1706室	86-21-6275-3860
◆バンコク駐在員事務所	Unit6,10th Floor CRC Tower, All Seasons Place, 87/2 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand	66-2-654-0588

■●本支店 93 (うち海外 1) ■出張所 3
▲営業所 5 ◆海外駐在員事務所 3
計 104 (うち海外 4)

代理組合等の一覧

(平成30年3月31日現在)

<p>北央信用組合</p> <p>本店営業部 西支店 琴似支店 菊水支店 北支店 美園支店 江別支店 元町支店 平岸支店 手稲支店 厚別支店 西野支店 藻南支店 米町支店 清田支店 澄川支店 屯田支店 恵庭支店 北栄支店 千歳支店 末広支店 苫小牧支店 早来支店 鶴川支店 静内支店 旭川支店 四条東支店 春光支店 豊岡支店 永山支店 東川支店 東神楽支店 有明支店</p>	<p>豊平支店 北支店 美香保支店 平岸支店 澄川支店 南郷支店 発寒支店 北郷支店 西野支店 藤野支店 西岡支店 東北通支店 篠路支店 平岡支店</p>	<p>啓北支店</p> <p>青森県信用組合</p> <p>本店営業部 中央支店 駅前支店 旭町支店 浪打支店 小湊支店 三厩支店 沖館支店 新城支店 十和田支店 七戸支店 上北町支店 三沢支店 百石支店 六ヶ所支店 三戸支店 三戸支店戸来出張所 田子支店 名川支店 八戸支店 弘前支店 黒石支店 五所川原支店 木造支店 むつ営業部 川内支店 川内支店脇野沢出張所 大湊支店 大畑支店 東通南支店</p>	<p>岩山支店 泉中央支店 古川南支店</p> <p>仙北信用組合</p> <p>本店 築館支店 迫支店 栗駒支店 米山支店 中田支店</p> <p>秋田県信用組合</p> <p>本店 泉支店 土崎支店 東支店 鷹巣支店 田代支店 森吉支店 能代支店 合川支店 花輪支店 毛馬内支店 大館支店 大館駅前支店 比内支店 手形支店</p> <p>北郡信用組合</p> <p>本店 尾花沢支店 東根支店 谷地支店 新庄支店 天童支店 河西支店 神町支店 大石田支店 東根温泉支店 天童西支店</p>	<p>小国支店 荒砥支店 寒河江支店 左沢支店 飯豊支店 陵南支店</p> <p>会津商工信用組合</p> <p>本部融資部 本店営業部 喜多方支店 七日町支店 本町支店 城南支店 滝沢支店 門田支店 芦ノ牧支店 会津坂下支店 会津高田支店 塩川支店 中央通り支店 西会津支店 河東支店</p> <p>福島県商工信用組合</p> <p>本店営業部 安積支店 朝日支店 石川支店 鏡石支店 コスモス通り支店 桜通支店 白河支店 須賀川支店 常葉支店 二本松支店 日和田支店 富久山支店 松川支店 南福島支店 本宮支店</p>	<p>塩屋崎支店 植田支店 勿来支店</p> <p>相双五城信用組合</p> <p>本部 本店 相馬港支店 鹿島支店 原町支店 浪江支店 大熊支店 富岡支店 新地支店 相馬西支店 いわき支店 亘理支店 大河原支店 岩沼支店 蔵王支店</p> <p>茨城県信用組合</p> <p>本店営業部 土浦支店 日立支店 湊支店 笠間支店 小川支店 大穂支店 下館支店 石岡支店 下妻支店 奥谷支店 大津支店 上水戸支店 多賀支店 下市支店 友部支店 取手支店 大洗支店 古河支店 勝田支店 日高支店 八千代支店 神栖支店 千波支店 水海道支店 結城支店 守谷支店 協和支店 千束町支店 岩井支店 波崎支店 赤塚支店 佐貫支店 大みか支店 大宮支店</p>	
<p>空知商工信用組合</p> <p>本店営業部 岩見沢支店 砂川支店 奈井江支店 三笠支店 栗山支店 札幌支店 美園支店 東苗穂支店 滝川支店 芦別支店 赤平支店 深川支店 富良野支店 上富良野支店 留萌支店</p>	<p>釧路信用組合</p> <p>本店営業部 鳥取支店 西港支店 桜ヶ岡支店 愛国支店 中標津支店 桂木支店 緑ヶ岡支店 羅臼支店 網走支店 清里支店</p>	<p>石巻商工信用組合</p> <p>本部 本店 中里支店 湊支店 蛇田支店 大街道支店 渡波支店 飯野川支店 前谷地支店 松島支店 矢本支店 豊里支店 登米支店</p>	<p>古川信用組合</p> <p>本店 中新田支店 涌谷支店 吉岡支店 鳴子支店 小牛田支店</p>	<p>山形第一信用組合</p> <p>本店 宮内支店 赤湯支店 米沢支店 米沢北支店 糠野目支店 赤湯西支店</p>	<p>山形中央信用組合</p> <p>本店営業部 小松支店</p>	<p>いわき信用組合</p> <p>内郷支店 楡葉支店 四倉支店 好間支店 湯本支店 郷ヶ丘支店 平支店 玉川支店 泉支店 本庁前支店 本店営業部 小名浜支店 江名支店</p>
<p>札幌中央信用組合</p> <p>本店 山鼻支店</p>	<p>十勝信用組合</p> <p>本店 緑ヶ丘支店 北支店 幕別支店 上士幌支店 南支店 西支店</p>	<td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td>				

ディレクトリー▼店舗等一覧

駅南支店
 吉沼支店
 東海支店
 荒川沖支店
 谷田部支店
 三和支店
 岩間支店
 神立支店
 那珂支店
 牛久支店
 境支店
 見和支店
 鹿島支店
 吉田支店
 内原支店
 大子支店
 岩瀬支店
 総和支店
 阿見支店
 石下支店
 中根支店
 荃崎支店
 伊奈支店
 明野支店
 石岡東支店
 江戸崎支店
 関城支店
 知手支店
 藤代支店
 美野里支店
 鉾田支店
 県庁前支店
 土浦並木支店
 泉町支店
 つくば中央支店
 勝田中央支店
 佐和支店
 田彦支店
 津田支店
 宮田支店
 高萩支店
 久慈浜支店
 十王支店
 菅谷支店
 偕楽園前出張所
 台原支店
 赤塚駅前出張所
 潮来牛堀支店
 常陸太田支店

**真岡
信用組合**

本店営業部
 益子支店
 七井支店
 芳賀支店

**那須
信用組合**

本店営業部
 黒田原支店
 大田原支店
 矢板支店
 黒羽支店
 馬頭支店
 黒磯支店
 那須塩原支店
 黒磯西支店

**あかぎ
信用組合**

本店
 北代田支店
 片貝支店
 大利根支店
 伊勢崎営業部
 豊受支店
 赤堀支店
 うえはす支店
 宮子支店
 太田支店
 新田町支店
 笠懸支店
 沼田支店

**群馬県
信用組合**

本店営業部
 松井田支店
 安中支店
 原市支店
 横川支店
 板鼻支店
 磯部支店
 高崎西支店
 高崎支店
 八幡支店
 下仁田支店
 南牧支店
 西牧支店
 南蛇井支店
 富岡支店
 甘楽町支店
 一の宮支店
 高崎山名支店
 高崎貝沢支店
 妙義支店
 吉井支店
 榛名町支店

**ぐんまみらい
信用組合**

本店
 尾島支店
 太田宝泉支店
 新田支店

高林支店
 伊勢崎支店
 館林支店
 敷塚支店
 東群馬営業部
 渋川中央営業部
 中之条支店
 草津温泉支店
 長野原支店
 嬭恋支店
 原町支店
 北軽井沢支店
 伊香保支店
 吉岡支店
 沼田支店
 前橋支店
 子持支店
 赤城支店
 前橋北支店
 大間々支店
 箕郷支店
 沖支店
 群南支店
 総社支店
 倉淵支店
 群馬町支店
 新町支店
 藤岡支店
 吉井支店
 鬼石支店
 玉村支店

**埼玉
信用組合**

本店
 本庄支店
 秩父支店
 皆野支店
 小鹿野支店
 深谷支店
 上里支店
 岡部支店
 美里支店

**熊谷商工
信用組合**

本店営業部
 妻沼支店
 寄居支店
 吹上支店
 籠原支店
 川本支店
 花園支店
 石原支店
 行田支店

**君津
信用組合**

本店

中央支店
 富津支店
 袖ヶ浦支店
 君津支店
 大佐和支店
 いわね支店
 天羽支店
 平川支店
 ぎおん支店
 東太田支店
 子安支店
 館山支店
 五井支店
 八幡支店

**銚子商工
信用組合**

本店
 新生支店
 清水支店
 椎柴支店
 松岸支店
 小見川支店
 佐原支店
 旭支店
 松戸支店
 柏支店
 東庄支店
 干潟支店
 愛宕支店
 川口支店
 海上支店
 三崎支店
 飯岡支店
 横芝支店
 富里支店
 東金支店
 九十九里支店
 八街支店

**房総
信用組合**

本部
 本店
 本納支店
 一宮支店
 長南支店
 夷隅町支店
 町保支店
 岬支店
 大原支店
 白子支店
 岬東支店
 茂原支店
 鴨川支店
 勝浦支店
 御宿支店

**共立
信用組合**

本店営業部
 矢口支店
 糀谷支店
 洗足池支店
 大岡山支店
 中延駅前支店
 用賀支店
 六郷支店
 蒲田支店
 武蔵新田支店
 戸越支店
 西蒲田支店
 雑色支店
 大森支店
 平和島支店
 前の浦支店

**東
信用組合**

本店
 寺島支店
 葛飾支店
 本所支店

**青和
信用組合**

本店
 新小岩支店
 京成小岩支店
 五反野支店
 細田支店
 柴又支店
 奥戸支店
 新柴又駅前支店
 本部

**中ノ郷
信用組合**

本店
 寺島支店
 葛飾支店
 滝野川支店
 大森支店
 鐘ヶ淵支店
 石原支店
 堀切支店
 立花支店
 南小岩支店
 立石支店
 新小岩支店
 小石川支店
 江戸川橋支店
 板橋支店
 三崎町支店
 京橋支店

**第一勸業
信用組合**

本店営業部
 神楽坂支店
 墨田支店
 巢鴨支店
 鶯谷支店
 尾久支店
 千田町支店
 向島支店
 亀有支店
 目白支店
 東浅草支店
 羽田支店
 東十条支店
 目黒支店
 東銀座支店
 大森駅前支店
 秋葉原支店
 青戸支店
 水元支店
 中野新橋支店
 千駄ヶ谷支店
 篠崎支店

**東京厚生
信用組合**

本店
 浅草支店
 小平支店
 青梅支店

**江東
信用組合**

本店
 本店砂町出張所
 洲崎支店
 江戸川支店
 上野支店
 綾瀬支店
 森下支店
 柴又支店
 築地支店

**文化産業
信用組合**

本店
 板橋支店

**全東栄
信用組合**

本部
 本店営業部
 世田谷支店
 三筋町支店
 東長崎支店
 渋谷本町支店
 大森支店
 十条支店

西新井支店
下板橋支店
舎人支店

**株式会社
整理回収機構**

事務部
大阪事業部

**大東京
信用組合**

本店営業部
品川駅東口支店
十条支店
目黒支店
高円寺支店
亀戸支店
蒲田支店
日暮里支店
新宿支店
三軒茶屋支店
新小岩支店
大塚支店
銀座支店
吉祥寺支店
恵比寿支店
常盤台支店
戸越支店
府中支店
押上支店
田町駅前支店
荏原町駅前支店
福生支店
品川支店
西蒲田支店
駒沢支店
大井支店
八王子営業部
日野支店
西八支店
石川支店
青山支店
保谷支店
立川支店
堀ノ内支店
三鷹支店
東大和支店
荻窪支店
富士見台支店
浅草支店
三ノ輪支店
花畑支店
足立支店

**七島
信用組合**

本店
波浮港出張所
新島支店

神津島支店
三宅島支店
八丈島支店
小笠原支店
東京支店

**東浴
信用組合**

本店

**横浜幸銀
信用組合**

本店営業部
川崎支店
横須賀支店
平塚支店
大和支店
静岡支店
水戸支店
千葉支店
船橋支店
福井支店
富山支店
金沢支店
松本支店
諏訪支店
上田支店
前橋支店
宇都宮支店
新潟支店
福岡営業部
北九州支店
飯塚支店
東福岡支店
熊本支店
熊本県庁通り支店
大分支店
佐賀支店
岡山支店
倉敷支店

**小田原第一
信用組合**

本店
本部
鴨宮支店
南足柄支店
中町支店

**相愛
信用組合**

本店営業部
相北支店
津久井湖支店
半原支店

**神奈川県医師
信用組合**

本店

川崎支店
相模原支店
平塚支店

**興栄
信用組合**

本店
大野支店
赤塚支店
寺尾支店
酒屋支店

**新栄
信用組合**

本店
馬越支店
大形支店
上町支店
松浜支店
稲葉支店
横越支店
東堀支店

**三條
信用組合**

本店
下田支店
中央支店
栄支店
南支店
北支店
今町支店

**新潟縣
信用組合**

本部
本店営業部
東堀支店
新潟駅前支店
山木戸支店
学校町支店
小針支店
新津支店
六日町支店
湯沢支店
吉田支店
弥彦支店
小千谷支店
小出支店
三条支店
十日町支店
川西支店
中条支店
荒川町支店
佐和田支店
寺泊支店
見附支店
今町支店
長岡支店

柏崎支店
高田支店
新発田支店
寺尾支店
大和町支店
鳥屋野支店

畑野支店
石山支店
下条支店
三条東支店
堀之内支店
長岡西支店
吉田東支店
月岡支店
出来島支店
春日山支店
寺尾東支店
吉田北支店
聖籠支店
荻川支店
中之島支店

**協栄
信用組合**

本店
仲町支店
中央通支店
南支店
新飯田支店
白根支店
小須戸支店
吉田支店
田上支店
小池支店
小中川支店
南吉田支店
加茂支店
中之口支店
大曲支店

**新潟大栄
信用組合**

本店
与板支店
和島支店
出雲崎支店
安田支店
小国支店
柏崎支店
西山支店
寺泊支店
相川支店

**巻
信用組合**

本店営業部
西川支店
岩室支店
漆山支店

和納支店
松野尾支店
月瀧支店
本町支店
西新潟支店

**さくらの街
信用組合**

本店
安田支店
笹神支店
豊栄支店
五泉支店
村松支店
本町支店
新津支店

**糸魚川
信用組合**

本店
青海支店
上越支店
梶屋敷支店
能生支店
本町支店

**塩沢
信用組合**

本店

**都留
信用組合**

本店営業部
小立支店
河口湖支店
山中湖支店
明見支店
小沼支店
桂支店
大月支店
上吉田支店
忍野支店
谷村支店
竜ヶ丘支店
富士吉田南支店
平野支店
上谷支店
大明見支店
鳴沢支店
富士見町支店
新西原支店
猿橋支店
上野原支店
禾生支店

**山梨県民
信用組合**

本店営業部
鰍沢支店

市川支店
身延支店
中富支店
都留支店
富士吉田支店
下谷支店
韭崎支店
須玉支店
武川支店
双葉支店
長坂支店
川上支店
大泉支店
竜南支店
櫛形支店
敷島支店
御勅使支店

昭和支店
白根支店
竜王支店
北支店
南支店
酒折支店
西支店
田富支店
南口支店
城南支店
湯村支店
石和支店
御坂支店
中道町支店
南西支店
後屋支店
塩山支店
勝沼支店
牧丘支店
山梨支店

**長野県
信用組合**

本店
東支店
松代支店
古牧支店
飯山支店
山ノ内支店
中野支店
須坂支店
篠ノ井支店
吉田支店
若里支店
須坂南支店
中越支店
中野西支店
更北支店
高田支店
更埴支店
戸倉支店
坂城支店

上田支店
神科支店
丸子支店
望月支店
小諸支店
野沢支店
軽井沢支店
上田原支店
岩村田支店
立科支店
庄内支店
穂高支店
大町支店
安曇野支店
松本支店
城東支店
松本南支店
松本西支店
塩尻支店
木曾支店
村井支店
岡谷支店
諏訪支店
茅野支店
下諏訪支店
諏訪南支店
伊那支店
駒ヶ根支店
飯田支店
鼎支店
八幡支店
宮川支店
箕輪支店

**岐阜商工
信用組合**

本部
本店営業部
加納支店
鷺山支店
東栄支店
本荘支店
長森支店
近島支店
大垣支店
那加支店
各務原支店
蘇原支店
羽島支店
関支店
美濃加茂支店
可児支店
多治見支店
穂積支店
北方支店
笠松支店
岐南支店
揖斐支店
池田支店

**飛驒
信用組合**

本店営業部
古川支店
神岡支店
七日町支店
山王支店
けやき通り支店
中山支店
松泰寺支店
国府支店
東山支店
城山支店
西古川支店
石浦支店
西高校前支店
三福寺支店
三福寺支店丹生川出張所

**益田
信用組合**

本店
萩原支店
竹原支店
金山支店
小坂支店
加子母支店

**焼津
信用金庫**

本店営業部
中央支店
小川支店
石津支店
藤枝支店
藤枝上支店
藤枝駅支店
岡部支店
静岡支店
静岡南支店
焼津西支店
長田支店
羽島支店
焼津北支店
草薙支店
前島支店
大富支店
大井川支店
豊田支店
さかなセンター支店
高洲支店
榛原支店
吉田支店
西小川支店
いかるみ支店
田中支店
大島支店
大住支店
田尻支店

**静岡
信用金庫**

本部
本店営業部
追手町支店
安西支店
駅南支店
長谷支店
新富支店
清水支店
駒形支店
興津支店
石田支店
小鹿支店
丸子支店
籠上支店
八千代支店
亀南支店
瀬名支店
押切支店
高松支店
松富支店
小黒支店
古庄支店
長田南支店
新川支店
西脇支店
羽島支店
御門台支店
東新田支店
藤枝支店
志太支店
焼津支店
道原支店
西焼津支店
吉原支店
富士支店
藤枝水守支店

**静岡
信用金庫**

本部
安東支店
横内支店
番町支店
清水支店
八幡支店
用宗支店
片羽支店
駒形支店
馬淵支店
研屋町支店
登呂支店
矢倉支店
大里支店
焼津支店
沓谷支店
藤枝支店
大坪支店

池田支店
西脇支店

城北支店
東新田支店
月見支店
下野支店
高洲支店
瀬名支店
羽島支店
伝馬町新田支店
用宗駅前支店
丸子支店
石津支店
中田支店
草薙支店
西小川支店
小鹿支店
向敷地支店
渋川支店
高部支店
安倍口支店
西焼津支店
高松支店
折戸支店

**島田
信用金庫**

本店営業部
向谷支店
七丁目支店
初倉支店
六合支店
島田北支店
金谷支店
五和支店
家山支店
榛原支店
榛原東支店
相良支店
牧の原支店
吉田支店
神戸支店
川根支店
藤枝支店
藤枝東支店
藤枝南支店
焼津支店
西焼津支店
大井川支店
静岡支店
豊田支店
西千代田支店
永楽町支店
掛川支店
大東支店
菊川支店
小笠支店
御前崎支店
浜岡支店

**浜松
信用金庫**

本店営業部
東支店
追分支店
駅南支店
西ヶ崎支店
鷺津支店
野口支店
板屋町支店
泉町支店
高林支店
植松支店
伝馬町支店
本町支店
本郷支店
蛸塚支店
森田支店
葵町支店
原島支店
三方原支店
湖東支店
可美支店
上新屋支店
西山支店
三島支店
三和支店
入野支店
西町支店
富塚支店
浜北支店
大瀬支店
有玉支店
天竜川支店
志都呂支店
篠原支店
竜洋支店
竜洋支店
初生支店
笠井支店
豊田支店
上島支店
瓜内支店
新居支店
中川支店
和合支店
於呂支店
東伊場支店
新所原支店
高丘支店
向宿支店
曳馬支店
葵西支店
磐田支店
浜北東支店
市野支店
磐田南支店
都田支店
きらりタウン支店
袋井支店

**遠州
信用金庫**

本部
本店営業部
笠井支店
三方原支店
浜北支店
中島支店
三ヶ日支店
引佐支店
雄踏支店
新居支店
舞阪支店
中野町支店
鶴山寺支店
和田支店
入野支店
細江支店
積志支店
萩丘支店
葵西支店
赤佐支店
中川支店
都田支店
湖西支店
高丘支店
豊田支店
半田支店

**磐田
信用金庫**

本部
本店営業部
見付支店
福田支店
竜洋支店
豊田支店
東部台支店
国府台支店
豊岡支店
今之浦支店
岡田支店
富士見町支店
西支店
豊田北支店
東新町支店
浜松南支店
浜松北支店
海老塚支店
葵町支店
天王支店
鴨江支店
浜北支店
小松支店
二俣支店
鹿島支店
佐久間支店
水窪支店
春野支店

袋井支店
山梨支店
久能支店
浅羽支店
掛川支店
森町支店

**掛川
信用金庫**

本店営業部
連雀支店
下俣支店
菊川支店
浜岡支店
大須賀支店
小笠支店
御前崎支店
大東支店
袋井支店
袋井南支店
掛川東支店
菊川南支店
磐田支店
城北支店
桜木支店
相良支店
駅南支店
浅羽支店
金谷支店
島田支店
大東北支店
榛原支店
吉田支店

**沼津
信用金庫**

本店
高島町支店
港支店
香貫支店
三津支店
三島支店
今沢支店
清水町支店
大岡支店
北支店
愛鷹支店
下香貫支店
五月町支店
間門支店
原支店
徳倉支店
長泉町支店
駅北支店
御殿場営業部
小山支店
裾野中央支店
上町支店
須走支店

富士岡支店
金岡支店
長泉北支店
御殿場南支店
御殿場中央支店
御殿場西支店
裾野北支店

**三島
信用金庫**

本店営業部
西支店
沼津支店
幸町支店
二日町支店
大場支店
修善寺支店
韮山支店
大仁支店
下土狩支店
湯ヶ島支店
土肥支店
静浦支店
戸田支店
沼津北支店
原町支店
裾野支店
三島南支店
三島北支店
沼津香貫支店
あしたか支店
三島谷田支店
函南支店
田京支店
岡宮支店
裾野東支店
長泉支店
清水町支店
松本支店
片浜支店
長岡中央支店
大岡支店
中伊豆支店
西伊豆支店
松崎支店
函南西支店
川奈駅支店
南伊東支店
宇佐美支店
東伊豆支店
網代出張所
網代駅支店
熱海支店
伊東営業部
南伊豆支店
下田中央支店
伊東駅支店
河津支店
伊豆高原支店

本部
桜サク支店

**富士
信用金庫**

本店
吉原支店
富士支店
鷹岡支店
岩松支店
駅南支店
富士岡支店
蒲原支店
今泉支店
伝法支店
吉原駅南支店
広見町支店
富士宮支店
厚原支店
富士見台支店
田子浦支店
富士宮東支店
八幡町支店
今泉北支店
森島支店
大淵中野支店
須津支店

**富士宮
信用金庫**

本店
神田支店
西町支店
東町支店
北支店
富士根支店
芝川支店
上野支店
富士支店
吉原支店
鷹岡支店
富士見支店
松岡支店
国久保支店
駅南支店
淀川支店
万野支店
新富士支店
中里支店
上井出支店

**愛知県中央
信用組合**

本店営業部
辻支店
棚尾支店
旭支店
高浜支店
刈谷支店

西尾支店
安城支店
知立支店
西端支店
大浜支店
西尾東支店
蒲郡支店
三谷支店
吉良支店
鹿島支店

**信用組合
愛知商銀**

本部
本店
岡崎支店
一宮支店
今池支店
豊橋支店
柴田支店
春日井支店
津支店

**イオ
信用組合**

本店営業部
多治見支店
富山支店
金沢支店
静岡支店
沼津支店
四日市支店
津支店
名古屋支店
大江支店
岡崎支店
一宮支店
豊橋支店
今池支店
春日井支店
福井支店
本部

**岡崎
信用金庫**

本店営業部
亀美丘支店
美合支店
六名支店
岡崎南支店
岡崎駅西支店
福岡支店
緑丘支店
本宿支店
矢作支店
大和支店
六ツ美支店
上地支店
中島支店

幸田支店
井田支店
本町支店
伝馬支店
中央支店
日名支店
岩津支店
細川支店
橋目支店
根石支店
上里支店
稲熊支店
新川支店
碧南支店
碧南中央支店
高浜支店
高浜東支店
西尾支店
平坂支店
西尾南支店
一色支店
幡豆支店
吉良支店
安城支店
池浦支店
今村支店
南安城支店
三河安城支店
知立支店
刈谷支店
半城土支店
刈谷日高支店
東刈谷支店
一ツ木支店
大府支店
豊田支店
豊田南支店
前山支店
上挙母支店
豊田美里支店
高岡支店
三好支店
東郷支店
豊明支店
豊橋支店
高師支店
豊橋大清水支店
岩田支店
豊橋柱支店
曙支店
牛川支店
佐藤町支店
花田支店
下地支店
松葉支店
田原支店
豊川支店
国府支店
蒲郡支店

府相支店
笠寺支店
鳴海支店
港支店
熱田支店
尾頭橋支店
中川支店
瑞穂支店
滝子支店
名東支店
一社支店
半田支店
上前津支店
大池町支店
安田通支店
代官町支店
城北支店
小田井支店
春日井支店
平針支店
大高支店
城下町支店
額田支店
名古屋支店

**豊橋商工
信用組合**

本部
本店営業部
田原支店
福江支店
三川支店
東田支店
赤羽根支店
南栄支店
花田支店
豊川支店
下地支店
牧野支店
中山支店
田原南支店
三ノ輪支店

**富山県
信用組合**

砺波支店
庄東支店
庄川支店
城端支店
戸出支店
福光支店
本店営業部
出町支店
針原支店
井波支店
福野支店
魚津支店
高岡支店
高岡南支店

射水支店

金沢中央信用組合

本店
市場支店
大野営業部

石川県医師信用組合

本店

滋賀県信用組合

本店営業部
甲南支店
甲賀支店
信楽支店
土山支店
大津支店
草津支店
栗東支店
八幡支店
安曇川支店
湖南支店

京都北都信用金庫

本店営業部
府中支店
岩滝中央支店
野田川支店
加悦支店
伊根支店
峰山中央支店
大宮支店
網野支店
浜詰支店
間人支店
弥栄支店
久美浜支店
福知山中央支店
岡ノ町支店
六人部支店
前田支店
篠尾支店
駅南支店
三和支店
額田支店
大江町支店
東舞鶴中央支店
中舞鶴支店
倉梯支店
田中支店
舞鶴中央支店
舞鶴港支店
余内支店
綾部中央支店
西町支店

中筋支店
和知支店
瑞穂支店
亀岡支店
高浜支店
馬堀支店

京都信用金庫

本店
北大路支店
鞍馬口支店
北野支店
北山支店
紫竹支店
西賀茂支店
西陣支店
丸太町支店
銀閣寺支店
修学院支店
岩倉支店
岩倉中町支店
下鴨支店
百万遍支店
河原町支店
三条支店
壬生支店
円町支店
朱雀支店
東山支店
祇園支店
山科支店
北山科支店
西山科支店
西大路支店
七条支店
九条支店
吉祥院支店
上鳥羽支店
十条支店
梅津支店
嵯峨支店
西院支店
常盤支店
西京極支店
御室支店
桂支店
東桂支店
吹田支店
東大阪支店
洛西支店
物集女支店
櫻原支店
伏見支店
北伏見支店
桃山支店
六地藏支店
南桃山支店
稻荷支店

長岡支店
滝ノ町支店
桂川支店
宇治支店
西宇治支店
城陽支店
城陽駅前支店
松井山手支店

田辺支店
三山木支店
久御山支店
亀岡支店
東亀岡支店
八木支店
園部支店
滋賀支店
大津支店
膳所支店
石山支店
瀬田支店
西大津支店
堅田支店
小野支店
草津支店
南草津支店
草津西支店
守山支店
栗東支店
枚方支店
枚方東支店
くずは支店
交野支店
寝屋川支店
高槻支店
上牧支店
門真支店
東向日支店
茨木支店
西山天王山支店

のぞみ信用組合

本店営業部
港支店
守口支店
吹田支店
枚方支店
八尾支店
枚岡支店
城東支店
粉浜支店
萩原天神支店
堺陵南支店
岡町支店
布施支店
徳庵支店
四条畷支店
矢田支店

大同信用組合

本店営業部
城東支店
京橋支店
生野支店
針中野支店
枚方支店
東香里支店
守口支店
八尾支店
松原支店
初芝支店
石津支店
福田支店
富田林支店
三国支店

大阪貯蓄信用組合

本店営業部
生野支店
東支店

大阪協栄信用組合

本部
本店営業部
扇橋支店
住吉支店
阿倍野支店
城東支店
新大阪支店
豊中支店
神戸営業部
西宮支店
明石支店
加古川支店
東大阪支店
六甲支店

成協信用組合

本部
本店営業部
平野支店
田辺支店
堺支店
道明寺支店
香里支店
門真支店
大正支店
東大阪支店
大東支店
岸和田支店
高石支店
松原支店
藤井寺支店
北野田支店

河内長野支店
富田林支店
天美支店

大阪府医師信用組合

本店

兵庫県信用組合

本店
兵庫支店
三宮支店
大橋支店
有野支店
尼崎支店
加古川支店
稲美支店
小野支店
社支店
西脇支店
八千代支店
中町支店
三木支店
加西支店
姫路支店
龍野支店
新宮支店
三田支店
篠山支店
柏原支店
朝来支店
豊岡支店
六甲道支店

淡陽信用組合

本店営業部
由良支店
下加茂支店
都志支店
志筑支店
仮屋支店
岩屋支店
北淡支店
郡家支店
湊支店
福良支店
阿万支店
市支店
広田支店
神戸支店
灘支店
加古川支店
姫路支店
赤穂支店
山崎支店
一宮支店
佐用支店

鳥取信用金庫

本店営業部
若桜支店
智頭支店
鳥取東支店
鳥取西支店
浜坂支店
岩美支店
気高支店
湯村支店
鳥取南支店
鳥取北支店
倉吉支店
正蓮寺支店
湖山支店
用瀬支店
吉成支店
郡家支店
湖山中央支店

倉吉信用金庫

本店
うつぶき支店
浦安支店
由良支店
東郷支店
倉吉駅前支店
羽合支店
西倉吉支店関金出張所
西倉吉支店
三朝支店
真庭支店

米子信用金庫

本店営業部
本町支店
東支店
西支店
南出張所
北支店
弓ヶ浜支店
日野橋支店
淀江支店
境港支店
赤崎出張所
松江支店
松江北支店
安来支店
東出雲支店

島根益田信用組合

本店営業部
浜田支店
小野支店
西益田支店

高津支店
あけぼの支店

**島根中央
信用金庫**

本店営業部
大田営業部
久手支店
仁摩支店
川本支店
瑞穂支店
石見支店
邑智支店
江津支店
塩冶支店
大田西支店
出雲西支店
神門支店
斐川支店
松江支店
南支店
松江北支店
斐川東支店
大社支店
小山支店
大社南支店
東支店
平田支店

**笠岡
信用組合**

本店営業部
金浦支店
東支店
本町支店
鴨方支店
井原支店
里庄支店
寄島支店
井原東支店
岡山支店
倉敷支店
玉島支店
中庄支店
矢掛支店
岡山南支店

**広島県
信用組合**

本店営業部
庚午支店
福山支店
安古市支店
海田支店
舟入支店
広島駅前支店
三篠支店
皆実支店
五日市支店

五日市北支店
熊野支店
西熊野支店
福山東支店
松永支店
尾道支店
松永南支店
浦崎支店
三原支店
可部虹山支店
呉支店
因島支店
因島北支店
東熊野支店
廿日市支店
東広島支店

**広島市
信用組合**

本部
本店営業部
堺町支店
駅前支店
向洋支店
大河支店
鷹の橋支店
海田支店
廿日市支店
南支店
薬研堀支店
己斐支店
東雲支店
三篠支店
戸坂支店
江波支店
出島支店
吉田支店
千代田支店
大朝支店
安支店
長束支店
古江支店
商工センター支店
五月が丘支店
五日市支店
府中支店
西条中央支店

**信用組合
広島商銀**

本店営業部
福山支店

呉支店
海田支店
古市支店
西支店
五日市支店
宇部支店
下関支店
岩国支店
徳山支店
山口支店
高知支店

**朝銀西
信用組合**

本店営業部
倉敷支店
香川支店
愛媛支店
佐賀支店
大分支店
広島支店
天満支店
福山支店
下関支店
徳山支店
宇部支店
福岡支店
北九州支店

**両備
信用組合**

本店営業部
甲山支店
上下支店
駅家支店
府中町支店
久井支店
小国支店
吉舎支店
金丸支店
三和支店
福山支店
福山東支店
神辺支店
新市支店
府中東支店

**備後
信用組合**

本店営業部
神辺支店
横尾支店
新市支店
宮内支店
駅家支店
千年支店
福山南支店
千年支店内海出張所
尾道支店

木之庄支店
加茂支店
芦田支店

**山口県
信用組合**

本店
高千帆支店
西宇部支店
厚狭支店

**徳島
信用金庫**

本店営業部
福島支店
津田支店
佐古支店
上八万支店
川内支店
小松島支店
池田支店
渭北支店
二軒屋支店
赤石支店
三加茂支店
矢三支店
昭和町支店
国府支店
鴨島支店
鳴門支店
瀬戸支店
北島支店
松茂支店
藍住支店
大津支店

**阿南
信用金庫**

本店
見能林支店
羽ノ浦支店
東部支店
見能林駅前支店
上中支店
那賀川支店
福井支店

**香川県
信用組合**

本店
栗林支店
新橋支店
屋島支店
仏生山支店
円座支店
川東支店
長尾支店
中央支店
三本松支店

坂出支店
丸亀支店
琴平支店
観音寺支店
高瀬支店
土庄支店
志度支店

**土佐
信用組合**

本店

**宿毛商銀
信用組合**

本店営業部
宿毛支店

**福岡県南部
信用組合**

本店営業部
善導寺支店
草野支店
小郡支店
南町支店
瀬高支店
高田支店
山川支店
大牟田支店
三橋支店
大和支店
荒木支店
大善寺支店
三瀧支店
安武支店
城島支店

**とびうめ
信用組合**

本店営業部
田主丸営業部
比良松支店
北野支店
国分支店
小郡支店
津福支店
菊池支店
雑餉隈支店
二日市支店
粕屋支店
香椎支店
土井支店
和白出張所
新宮支店

**福岡県中央
信用組合**

本店営業部
宗像支店
赤間支店
福岡支店

古賀支店
清川支店
志免支店
亀山支店
宇美支店
飯塚支店
碓井支店
大橋支店
高宮支店
春日支店
青果市場支店
前原支店
周船寺支店
加布里支店
今宿支店
博多駅東支店

**佐賀東
信用組合**

本店営業部
神埼支店
小城支店
牛津支店
諸富支店
鳥栖支店
中原支店
県庁支店

**佐賀西
信用組合**

本店
太良支店
塩田支店
嬉野支店
大浦支店
武雄支店
伊万里支店
有明支店
白石支店
有田支店

**佐賀県医師
信用組合**

本店

**長崎三菱
信用組合**

本店営業部
本店営業部本館出張所
木鉢支店
深堀支店
浜町支店
滑石支店
住吉支店
東長崎支店

**長崎県医師
信用組合**

本店

**福江
信用組合**

本店
奈留出張所

**西海みずぎ
信用組合**

本店
中央営業部
南支店
大野支店
佐々支店
早岐支店
早岐支店大村出張所

**熊本県
信用組合**

本店営業部
田崎支店
宇土支店
天明支店
八代支店
人吉支店
免田支店
多良木支店
牛深支店
阿蘇支店
高森支店
大津支店
大矢野支店
鏡支店
小川支店
高浜支店
御領支店
本渡支店
高千穂支店
本部

**大分県
信用組合**

本店営業部
大分駅前支店
南大分支店
明野支店
鶴崎支店
別府支店
上人支店
中津支店
耶馬溪支店
福沢通支店
高田支店
長洲支店
宇佐支店
香々地支店
日田支店
玖珠支店
湯布院支店
三重支店
大野支店

緒方支店
野津支店
竹田支店
久住支店
佐伯支店
金池支店
豊府支店
津留支店
賀来支店
光吉支店
下郡支店
東大分支店
県庁内支店
国東支店
安岐支店
杵築支店
山香支店
日出支店

**宮崎県南部
信用組合**

本店
串間支店
日南支店

**奄美
信用組合**

本部・本店
小浜支店
永田橋支店
瀬戸内支店
笠利支店
奄郷支店
宇検支店
徳之島支店
天城支店
喜界支店
伊仙支店

**鹿児島興業
信用組合**

本店
豎馬場支店
城南支店
荒田支店
中央駅前支店
上武支店
伊敷支店
脇田支店
谷山支店
真砂支店
東谷山支店
枕崎支店
加世田支店
本部
肝付吾平支店

串良支店
大崎支店
志布志支店
岩川支店
垂水支店
鹿屋支店
西原支店
始良支店
国分支店
大根占支店
大口支店
宮之城支店
出水支店

**コザ
信用金庫**

本店営業部
具志川支店
十字路支店
胡屋支店
桃原支店
嘉手納支店
普天間支店
赤道支店
名護支店
宜野湾支店
安慶田支店
北谷支店
高原支店
浦添支店
那覇支店
開南支店
安里支店
小禄支店
伊祖支店

**株式会社
沖縄海邦銀行**

本店営業部
県庁内出張所
松尾支店
壺川支店
泊支店
安謝支店
辻町支店
三原支店
寄宮支店
首里支店
小禄支店
高良支店
汀良支店
新都心支店
真嘉比出張所
真玉橋支店
豊見城支店
南風原支店
津嘉山支店
糸満支店
西崎支店

与那原支店
勢理客支店
内間支店
港川支店
浦添支店
真栄原支店
宜野湾支店
大謝名支店
普天間支店
諸見支店
コザ支店
十字路支店
泡瀬支店
西原支店
北谷支店
赤道支店
安慶名支店
石川支店
嘉手納支店
読谷支店
やんばる支店
名護支店
もとぶ支店
国頭支店
宮古支店
八重山支店
てだこ支店
大湾支店
八重瀬支店

**全国経済事業
協同組合連合会**

本部

株式会社 商工組合中央金庫(略称/商工中金)
発行/平成30年7月 広報部
〒104-0028 東京都中央区八重洲2-10-17
TEL : 03(3272)6111
URL <https://www.shokochukin.co.jp/>





人を思う。未来を思う。

商工中金

2018年3月期
ディスクロージャー誌